令和５年６月７日（水）

（第１日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会は、令和５年６月７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	髙戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本康秀	書記	田中めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	副町長	福田誠一
教育長	濵﨑敏和	総務課長	武林智成（代理）
税務住民課長	龍岡　学	企画政策課長	宮﨑良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻　悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田　保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘		

８．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は１０人です。定足数に達していますので、只今から、令和５年第４回苓北町議会定例会を開会します。

これから本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、７番、倉田明君、８番、錦戸俊春君を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月９日までの３日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月９日までの３日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

３月１６日、令和５年第２回議会定例会で原案可決した意見書２件、「インボイス制度の実施延期を求める意見書」、「乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育（利用）料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書」を国の関係機関の長宛てに提出しました。

４月１日、天草市民センターで開催された天草戦没者追悼式に参列しました。

４月２日、農村運動広場で開催された令和５年度苓北町消防団辞令交付式に、消防委員会委員長の廣田議員とともに出席しました。

４月２０日、苓北町体育センターで開催された令和５年度苓北町戦没者追悼式に、髙戸副議長、総務文教厚生常任委員長の山口議員と参列しました。

４月２６日、県町村議長会として、県当局・県議会・自民党県連へ、各郡提出案件の要望実行運動を行いました。天草郡としては、昨年に引き続き、熊本天草幹線道路の早

期整備について要望しております。

４月２９日、長崎市で開催されました長崎苓北会に髙戸副議長、廣田議員、田﨑議員とともに出席し、交流を深めてまいりました。

５月１０日、天草広域連合で開催された令和５年度島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

５月２３日、東京国際フォーラムで開催された全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会に髙戸副議長とともに出席しました。

翌５月２４日、東京、ホテルグランドアーク半蔵門での県関係国会議員への要望活動に、髙戸副議長とともに出席しました。

５月３０日、天草広域連合で開催されました天草広域連合議会全員協議会、令和５年第２回天草広域連合議会臨時会に出席しました。

６月２日、ホテル熊本テルサで開催された県町村議会議長会主催の議長研修会に出席しました。その後、県町村議会臨時総会に出席しました。

苓北町監査委員から、令和４年度２月分、３月分、４月分、令和５年度４月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　改めまして、おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、４月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

消防団辞令交付式を４月２日（日曜日）、農村運動広場で開催いたしました。今年度の消防団員は、団長以下２４４名でございます。

次に、令和５年度の町内小・中学校の入学式が４月１１日にそれぞれ開催されました。今年度の入学者数は、小学校が坂瀬川小学校６名、志岐小学校１５名、富岡小学校１３名、都呂々小学校９名の合計４３名。苓北中学校の入学者数は５４名でした。

次に、４月２０日には、苓北町体育センターにおいて、ご遺族の方々をはじめ、町内各機関、団体の代表者の方々のご出席をいただき、苓北町戦没者追悼式を開催いたしました。

次に、４月２３日（日曜日）には、麟泉運動公園において、苓北町長杯グラウンドゴ

ルフ大会を４年ぶりに開催いたしました。大会は今回で９回目を迎え、町内各地区から１８２名の参加があり、８ホール、２ラウンドで熱戦が展開されました。

次に、４月２９日（昭和の日）には、長崎市内におきまして、長崎苓北会の総会及び懇親会があり、私と野﨑議長、髙戸副議長、廣田、田﨑両議員、地域間交流事業推進委員の皆様、町職員合わせて、苓北町より総勢１２名が出席をいたしました。

次に５月３日から５月７日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町５窯元、天草市天草町２窯元による天草西海岸春の窯元めぐりが開催をされました。町内の５窯元には、期間中４，１７８名の来場者がございました。

次に５月４日（みどりの日）には、富岡港船客待合所きずなステーションを主会場として、第５回春の行楽みなとオアシス富岡フェアが開催をされ、当日は雨天にもかかわらず、富岡港周遊イルカウォッチングや、きずなマルシェなどの催しで、町内外からの来場者でにぎわいました。

次に、町内小・中学校の運動会が、５月１４日に苓北中学校、５月２１日に坂瀬川小学校、志岐小学校、都呂々小学校で、５月２８日に富岡小学校でそれぞれ開催をされました。なお、都呂々小学校は今回から地区住民との合同開催による、都呂々地区ふれあい運動会として開催されました。

次に５月３１日、熊本県庁において、苓北天草風力発電所建設、発電事業協定締結式を苓北風力合同会社、苓北町、熊本県の３者出席のもと行いました。

次に、６月１日、富岡海水浴場において、海水浴場、白岩崎キャンプ場、ペーロン船並びにペーロン大会の安全祈願祭を開催いたしました。

次に６月３日（土曜日）には、あまくさ苓北観光協会主催のおっぱいロックマルシェ＆ふれあい動物園が、西川内漁港一帯で開催され、アジサイの咲く西川内周辺散策などで、多くの皆様の参加のもと、にぎわいを見せました。

次に、今後の諸行事などについてでございますが、６月１１日（日曜日）には、体験型マリンスポーツの普及を目的に、富岡海水浴場でＳＵＰ体験会が、あまくさ苓北観光協会主催により開催をされます。

次に、苓北さわやかクリーン作戦を７月９日（日曜日）午前７時から８時まで実施いたします。なお、当日悪天候の場合は、７月２３日（日曜日）に延期して実施することといたしております。当日中止の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しておりますＩＰ告知端末にてお知らせをさせていただきます。

次に、苓北じゃっと祭を７月１５日（土曜日）と１６日（日曜日）に開催をいたします。１日目は花火大会を、２日目はペーロン大会を開催いたしますので、議員皆様方におかれましては、ぜひ応援のほどお願いを申し上げます。

学校関係では、１学期の終業式は７月の２０日、夏休みが７月２１日から８月２８日

まで、２学期の始業式は８月２９日となっております。

なお、今後の諸行事等のうち、従来６月に開催をされておりました関西ふるさと苓北会の中止が決定をされております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで行政報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。

第１８期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間１分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示がゼロとなった時点を指します。

議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告１番、田嶋健司君。

○１番（田嶋健司君）　議員ナンバー１番、田嶋健司。

まず始めに、今回、町議の方に当選いたしまして、初めての一般質問になります。

初めての一般質問で、大変緊張していますが、私がやりたいこと、地域に合った政策、問題点の改善など、いろいろこれから頑張っていきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。また何分初めてで、不慣れなため、皆様にはお聴き苦しい点、ご不明な点、迷惑をおかけするかと思いますが、どうかよろしくお願いします。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず第１、防災・行政情報配信システム「苓北よかナビ」の活用提案について。

主要施策の１つの「町を興す人づくり」を掲げられ、様々な分野のリーダーとなる人材発掘、育成するための「地域づくり実践塾」を開設し、町長自ら参加される姿勢は大変感銘を受け、大変すばらしい政策だと思います。町長が参加されることで、町民皆様と町政の距離が近くなるのではないでしょうか。

町議会議員の皆様も、「町民の声を町政に届ける」をモットーにされています。

町民の皆様の中には、町を良くするいろいろなアイデアや問題点など、いろいろな声を言いたくても言えない人が、まだたくさんいるはずです。

そこで、町議会宛てにもいろいろなことが提案できる目安箱的な場所を、「苓北よかナビ」の中に設けることはできないでしょうか。

この取り組みが、町議会への町民の皆様の関心が高まり、積極的な町政への参加につながるはずです。

２、富岡城の有効活用への提案について。

富岡城は、富岡半島を一望できるすばらしい景観のお城で、２００５年の４月に本丸

跡に熊本県富岡ビジターセンターとしてオープンしてから、１８年が経ちました。私もこの４月に行きましたが、多数の観光客が来城されていました。

今年の５月１日に、富岡城東角櫓にワーキングスペースがオープンし、新たな取り組みにもチャレンジされ、すばらしいことだと思います。

しかし、まだまだ全国的に知名度が低く、富岡城のすばらしさが思うように伝わっていないのではないでしょうか。

そこで、２つのことを提案し、お尋ねします。

①ふるさと納税に富岡城の一口城主のような取り組みができないのでしょうか。

②ビジターセンター内の海中映像を上映しているスクリーンを利用して、西の海のサンセットの映像を交互に流せないのでしょうか。

３、ふるさと納税について。

今年の３月の苓北町議会一般質問において、山﨑町長は、ふるさと納税に力を入れるということでしたが、進捗状況についてお尋ねします。

また、他の市町村と差別化をするために、苓北町の特色を活かした返礼品の開発や発掘を進めなくてはいけないのではないのでしょうか。そのために、町主体で町内事業者への積極的な返礼品開発の推進を促していかなければいけないのではないでしょうか。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の防災・行政情報配信システム「苓北よかナビ」の活用提案について、町議会宛ての目安箱的な場所を「よかナビ」の中に設置できないかとのご質問でございますけれども、これにつきましては、技術的には可能でございますので、まずは設置するかどうかを含めて、議員の皆様で話し合っていただければと考えております。

次に、２項目目の富岡城の有効活用に対するご提案のうち、１点目のふるさと納税に富岡城の一口城主のような取り組みができないかとのことについてでありますけれども、富岡城をはじめ、町の認知度を上げていく取り組みの１つとしてのご提案であります。

このことについては、本年３月の予算審査特別委員会の中でもご提案をいただいておりました。

現在、富岡城への観光客の誘致のみならず、富岡城東角櫓及び歴史資料館の活用と併せて、町内での観光消費額につなげることができないかということを検討いたしております。

具体的には、例えば、一口城主などの特典として、富岡城の各施設の無料利用と、飲食・物産・宿泊に利用できるクーポンを、ふるさと納税の返礼品の一つとして登録ができないかということを、現在、商工観光課と総務課とで検討をしているところでござい

ます。

次に、ビジターセンター内の映像上映についてでありますが、昨年９月１７日にリニューアルオープンした際に、１面のみのスクリーンから、３面シアターに変更がなされ、今までの天草西海岸海中世界の映像と、新たにパノラマスクリーンで体感できるあまくさパノラマダイブの２つの映像が体験できるようになっております。

ほかの映像の投影について、設置者である熊本県自然保護課に確認したところ、現在の２つの映像は、特殊な撮影により制作、投影されており、通常の映像を３面シアターに投影するのは、難しいとの回答でございました。

まずは、ビジターセンター内にあります他のモニターとＤＶＤ機器を使用し、昨年度制作をいたしましたサンセットクルージングのＰＲ動画などを活用した上で、苓北町のサンセットの映像を視聴できるように、町独自で準備を進めてまいります。

また、５月１日より運用を開始いたしましたワーキングスペース富岡城東角櫓のＰＲ映像なども流しながら、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、３項目目のふるさと納税の現在の進捗状況と返礼品開発の促進についてのご質問についてでありますが、まず、令和４年度の現状に対する検証を行いました。残念ながら、令和４年度もふるさと納税の納税額については、県下でも下の方の順番でございました。

まず、寄附額が伸びなかった主な要因として、返礼品目もありますが、小さな事業者が多いため、在庫量が少なく、出荷に限界があり、提供量を確保できなかったこと。

また、人気ジャンルである肉類や高額返礼品が不足していたこと。加えて、ふるさと納税事業の競争の激化や広告宣伝不足などが挙げられると考えております。

今年度に入りまして、新たに肉類の提供事業者を確保するとともに、先般、５月１２日には、副町長と総務課長、ふるさと納税担当者３名を、県内で寄附額が大きく伸びております高森町に出向かせまして、高森町の取り組みについてお伺いしてきたところであります。

当日は、高森町の草村町長様にも直接ご同席をいただいたということで、意見交換の中では、ふるさと納税は、人気のある商品をつくり、より多くの方に選んでいただける商品として、継続して育てていくことができれば、ほかの商品も伸びていくという傾向にあり、目玉となる返礼品がまず必要であること。

また、苓北町の取り扱い品目は、高森町に比べ多い方だということで、やはり量を確保できないと寄附額の増加につながらないことや、目に触れていただくためには、より多くの広告宣伝費は必要ということでございました。

これらのことを踏まえまして、現在、馬刺しや牛肉などの注文が多い肉類取り扱い事業者との新たな連携や、熊本県産米の取扱品への取り込み、町内事業者からの新たな返

礼品目の追加などの取り組みを行っているところであります。今後も、返礼品の開発を含め、寄附額を伸ばせるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　田嶋健司君。

○１番（田嶋健司君）　答弁ありがとうございました。再質問をしたいと思います。

まず第１に、改革デジタル対策室長に質問いたします。

まずこの「苓北よかナビ」の普及率等が分かれば、教えていただきたいと思います。なぜかと言いますと、若い世代にどのくらい普及し、携帯の方にですね、インストールされているのかっていうのがちょっと知りたいので、お答えください。

また、「よかナビ」の安全性をお聞きいたします。

中にはですね、インターネットの方にまだ「よかナビ」から行けるっていう情報もありますので、そういう安全性、その辺の確立ができているのかっていうことをお尋ねします。

第２に、富岡城の有効利用について、ふるさと納税の富岡城の一口城主の案はですね、広場を使ってですね、できれば結婚式ができるとか、貸切りができるとかですね、そういう高額なふるさと納税のプランもしてもらえれば、Instagramとか、YouTubeとかですね、そういう結婚式とかのイベント等に使われれば、町がですね、お金を出さなくても、自然とＰＲしてもらえるような、そういう使い方もありますので、あわせて検討していただければと思います。

また、サンセットクルージングの件はですね、せっかく町の方がサンセットクルージングを今年から推進していますので、サンセットクルージングは、天候等がですね、かなり影響されますので、せっかく予定して来たのに、がっかりして帰るお客様がいるかもしれませんので、その対策としてですね、富岡城に来れば、そういうすばらしい映像が観れるっていうことがあれば、キャンセルすることなくですね、苓北の方に足を運んでいただける機会が増えるんじゃないかと。

また、富岡城に来た人がその映像を観ることによって、サンセットクルージングもしてみたいなって思っていただければ、相乗効果があってですね、また、苓北町へのリピーターが増えるんじゃないかと思い、提案させていただきました。

東角櫓はですね、利用されていますが、西角櫓、ビジターセンター前のですね、カフェスペースなど、まだ利用価値があるところがありますので、そういうところにですね、一口城主、寄附していただいた人の名前が残るような形でしてもらえれば、その名前を見に来る納税者の方も増えるんじゃないかっていうことを提案させていただきます。

３番目、ふるさと納税についてなんですが、もっとですね、苓北町の商品の開発等をですね、生産者とか、出店者の人があまり理解していないところがあると思います。そ

の理解力を深めてですね、苓北町独自の商品開発も、同時に進めていかないとですね。ふるさと納税のシステムはですね、もしかすると変わるかもしれません。今の段階では、こういう、ほかのところからの返礼品の確保もＯＫになっていますが、将来的にはそういうことが禁止になる可能性もございますので、苓北町独自の商品開発もですね、含めてもっと力を入れてもらえばと思い、提案いたしました。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　それでは只今の田嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、１つ目の「よかナビの」普及状況ですが、令和５年６月１日現在で、タブレット端末の方は、配布対象者８３０台のうち、５１８台が配布を済ませております。配布率は６２．４％というふうになります。続きまして、スマートフォンのアプリですけれども、こちらは同じく大体約１，０００アカウントがインストールをされております。

ご質問の若い世代への普及がどのくらい進んでいるかにつきまして、この１，０００アカウントの内訳というのはちょっと分かりませんので、はっきりとした数字は分かりませんけれども、今までですね、広報紙であったり、老人クラブ、行政区の集まりなどで普及を進めておりますけれども、その一環といたしまして小・中学校のＰＴＡ総会でも説明をさせていただいて、インストールの方をお願いさせていただいております。その説明会の後にですね、急激にこのアカウント数が伸びておりますので、小・中学校の関係者の方がたくさん入れていただいているんではないかというふうには考えております。

続きまして、「よかナビ」の安全性と言いますか、インターネットにつながるというふうな情報ということでございますけれども、スマートフォンの方につきましては、もう個人の所有物でありますので、特に問題ないんですけれども、タブレット端末につきましては、基本的には６５歳以上の独居の高齢者、または７０歳以上の高齢者のみの世帯を対象にお配りをしておるところです。通常のタブレット端末で「よかナビ」以外は使えないように設定はなっておりますけれども、パソコンにある程度詳しい方であれば、ちょっといじるとつながるようなことがあるというふうにはなっております。

「よかナビ」のタブレット端末は、あくまでも町の備品でございますので、それを貸与している形となっております。基本的には町からのお知らせを受信してもらうことを目的に配布をしておりますので、私的な利用ということは目的外の理由ということになります。このタブレット端末につきましては、１台１台、どなたに貸与してるっていうのは、こちらの方できちっと管理をしておりますので、そのような使い方をした場合は把握ができますので、町の方からご連絡をして、そういうふうに使われないようにとい

うふうにお願いはするようにしております。実際、このような事例というのは、他の同じシステムを入れた市町村でもあってるというふうに聞いておりまして、そちらの方に確認をいたしますと、やはり１回そのように連絡を入れますと、町民の方も分かっていただいて、それからはもうそういうふうなことはないというふうに聞いておりますので、最初にそういうことはあるかもしれませんけれども、その後引き続き、そういうことが続くということはあんまりないようですので、その点は大丈夫ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　まず、富岡城の有効活用の部分のふるさと納税の富岡城の一口城主の関係でございます。只今ですね、田嶋議員の方からいろいろなご提案をいただきました。そういった部分も含めてこちらの方でですね、詳細の検討をしてまいりたいと思っております。

それから、サンセットクルージングの映像につきましては、先程お答えしましたように、映像をですね、視聴できるように、早めに取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、ふるさと納税の部分で地元の取り扱い商品の追加と言いますか、その部分につきましては、業務代行事業者に、近々、旧郷土資料館の方のサテライトオフィスに入居していただくようにしております。先だって連携締結式を行ったわけですけども、その中でも、地元の生産者、事業者の方々との連携を強化していただいて、新たな返礼品の発掘にですね、努めていただきたいということでお願いをしておりますので、改めてですね、事業者の方にもお願いをした中で、地元との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君）　サンセットクルージングのですね、代替プランの件でございますけれども、今現在、もし雨天時とか、そういった場合はですね、富岡半島の周遊クルージング、巴湾内を回るクルージングと、プラスですね、曲崎の砂嘴をですね、見学していただくようなクルージングをですね、設定をしているところでございます。

曇りとか雨とか、それ以外にもですね、波が高くて出航できないとか、そういった場合も想定されますので、そのような場合はですね、例えば、内田皿山焼の絵付け体験だとか、そういったものをですね、設定できるように検討を行っているところでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田嶋健司君。

○１番（田嶋健司君）　ありがとうございました。最後にですね、もう１点、「よかナ

ビ」のことなんですけど、これまであったトラブルとか、そういう案件がありましたら教えてください。また、これから先ですね、もっと普及が伸びますように、広報れいほくだったり、普及活動の方にですね、継続して力を入れて、せっかく良いシステムですので、継続して推進していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　只今のご質問ですけれども、今まで、トラブルというほどのものっていうのは今のところございません。

タブレットをですね、配布に行ったところ、いやもう、うちは絶対要らない、要らないというふうな感じで、なかなか受け取っていただけないというふうなケースは何件かあっておりますけれども、その方につきましても、２度、３度ですね、お願いをするなりして、確実に受け取っていただくように進めていきたいというふうに考えております。

あと普及の方もですね、先程の答弁と一部重複する部分もありますけれども、今までもチラシ、広報紙等を使ってですね、例えば行政区であったり、老人クラブの集まりの方に私どもが出向いて、普及を進めておりますけれども、今後も引き続き、そのような形でできるだけたくさんの方に、タブレットもですけれども、スマートフォンのアプリを入れていただきますように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

通告２番、浜口雅英君。

ここで、一般質問に係る参考資料の配布願いがあっております。著作権法など法令に関する頒布物、参考資料でないことを確認しており、議長として許可し、配布しております。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。

当該議員におかれましては、論理的にわかりやすい言葉での説明に十分配慮して発言されるよう申し添えます。

○５番（浜口雅英君）　おはようございます。第４回苓北町議会定例会一般質問。通告２番、５番議員浜口雅英です。

質問の相手は町長。質問形式は一問一答です。

質問事項１、安心して住めるまちづくり。

質問要旨（１）防災の現況と取り組み、そして産業の振興。

町長は就任時の所信表明の中で、基幹産業である農林水産業の所得向上、国土強靱化のための防災・減災対策等に必要な公共投資を進めるなど、未来へ繋げるまちづくりを掲げておられます。県都から３時間を要し、少子高齢化、人口減少による過疎化が進む本町の首長として、当然やらなければならない施策であろうことは十分理解いたします。

このような中で、今日の新聞、令和５年６月７日の新聞の１２ページに、「町長公約２０から６０代　１７人」という見出しの中で、４日、まちづくり人材の発掘、育成を目指す「地域づくり実践塾」を開催したという掲載がなされていました。

所信表明で、町を興す人づくりとして人材の育成を提議され、この中で「地域づくり実践塾」を開設すると表明しておられました。就任早々のこのまちづくりの取り組みの具体化に敬意を表します。このような中で、今後もぜひ、足元を見つめた堅実な行政執行にお取り組みいただきたいと大いに期待しております。

ところで、坂瀬川漁港防波堤の異常が議会の中でも指摘、問題提起されていましたが、現場の復旧に向けた対策、対応は何もされていないようです。本漁港は、和田地区と今回提起する小路地区合わせて漁船数７隻で１８トンの漁船利用がなされておるようです。

本事案はまさに、基幹産業である農林水産業の所得向上を挙げておられる中で、この漁港の施設整備は有効な手立てだと考えますが、町はどのようにお考えなのでしょうか。

さらに、松原川河口護岸の整備等が進められてはいますが、万が一、この防波堤の機能が果たされなくなった場合、本箇所の背後には、坂瀬川の中央区域が存在し、大きな影響を及ぼすと思われます。町の資料から集計すれば、該当区内の全ての皆さんに直接影響あるのかは的確につかんでおりませんが、対象区域内の状況は、松原川と小路川に挟まれた区域になり、その流域には松原区４１戸、中区３３戸、小路区３４戸、川向区９４戸の合計４区の２０２戸の皆さんが居住しておられます。

防波堤の補修は、単に産業の振興に止まらず、国土強靭化のための防災対策として、地域住民の安寧等に必要な公共投資だと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）洪水等ハザードマップ。

町のハザードマップは、当初の広い地図から、令和３年３月にＡ４判の冊子形式に編集されたものが配布されました。この時、凡例が地形にかぶさり、地形の状況が分かりにくいという要望を行いました。

そして、令和５年４月のお知らせ版発行の折、苓北町洪水等ハザードマップ保存版が配布されましたが、今回のハザードマップの修正には何を主眼に置いて取り組まれたのでしょうか。お尋ねします。

質問要旨（３）、簡易水道、下水道の現況と課題。

苓北町の世帯数と人口は、令和４年１２月３１日現在で、３，０６３世帯、６，５６９人であり、人口減少、過疎化が典型的に表れています。

このような中で、町内の簡易水道の概要は、坂瀬川・西川内簡易水道が平成２５年の計画給水人口１，３２０人、鶴簡易水道が平成２１年の計画給水人口１９０人、志岐・上津深江簡易水道は平成１１年計画給水人口３，３１０人、都呂々・富岡簡易水道は計画給水人口４，９００人になっているようです。

これらの水源は、ダム、深井戸等によって供給されています。そして、安全な水質をはじめ、管路や関係施設の適正な保守管理により、大きな支障を与えることなく適正な運営がなされており、町民の安寧な生活に寄与している公共施設のひとつでしょう。

しかし、敷設、給水開始からかなりの年月が経過しているのではないでしょうか。これからも、経営の安定化により安全で健全な運営の取り組みが求められますが、人口減少等による事業財政への影響や、施設の老朽化による保守管理のあり方についてどのような考えをお持ちでしょうか。

また、生活排水処理事業の状況は、富岡浄化センターによる特定環境保全公共下水道事業が処理人口５，５２０人で、平成１２年から供用開始され、ほかにも農業集落排水事業や、特定地域生活排水処理事業により、苓北町の水洗化人口は５，９５６人で、これによる水洗化率は８９．６７％のようです。

簡易水道と同様に、現在、大多数の町民が生活を営む上で欠かすことができない下水道事業にも、同様の対応が求められると考えますが、いかがでしょうか。

質問事項２、活き活きと暮らせるまちづくり。

質問要旨（1）統合型ＧＩＳの取り組み。

令和５年第３回臨時会の一般会計補正予算（第２号）（案）で、款２総務費、節１２委託料中、統合型及び公開型ＧＩＳ構築業務委託料１億１，４３０万円が提案されました。私は、本案の内容を理解することができなかったため、委託料の全額１億１，４３０万円を削除する修正案を提起しました。

４月２８日の全員協議会で、デジタル田園都市国家構想交付金の決定についてとして説明がありました。本事業の概要は、航空写真、地形図、道路台帳等を登載した共通基盤データを作成し、これに防災情報や空き家、消防施設、防犯灯などの行政情報を連携させた統合型ＧＩＳ地理情報システムを構築し、公開型ＧＩＳとして町内外へ広く配信して、町民等への情報提供の利便性向上や、他システムとの連携による情報のオープン化を目指すとのことでした。

そして、これに係る総事業費として、補正予算に１億１，４３０万円の委託料が計上されたものでした。半額補助とは言え、町の持ち出しは５，７１５万円にもなっていました。

しかし、この事業の内容を検証すれば、まず航空写真、地形図は、既に町はこれらを所有し、行政事務の執行に活用しておられます。今回作成するという地形図は不動産登記等に活用できるかという質問しましたが、できないということでした。

既に町は、防災マップ類も作成されており、空き家、消防施設、防犯灯等の行政情報も把握しておられるはずです。今さら１億円を超える巨額な税金を投入して、これらの資料を作成する必要があるのでしょうか。

もし、これらの資料が不足しているというのであれば、広くない苓北町ですので、苓北町役場の通常業務として、このことに取り組むことは可能です。

現在も町民の立場に立った行政執行に努めておられるとは思いますが、本事業の取り組みが必要であるというのなら、行政自らが本事業の必要性を感じておられるわけですので、現状の行政執行が不十分であることも自覚しておられると思います。と、すれば、どういう点が不十分なのかを充分に検証し、１億円を超える巨額の委託料による資料収集でなく、行政自らが、業務体制、職員構成等々を今以上に吟味し、なお一層町民に寄り添った業務の執行に取り組むべきです。

そして、さらなる検討によって、この委託料１億１，４３０万円、うち持ち出し分５，７１５万円のこれに係る巨額の税金は、町の大きな課題である、人口減少対策、少子化対策、高齢化対策、生活環境の保全対策、教育対策や諸々の産業振興等に取り組むべきであることを自覚すべきです。

本事業に何を求めておられるのですか。

あわせて事業の進捗、完了予定、活用策をご教示ください。

質問要旨（２）、ランドセルが重い。

町の人口は、令和５年３月末現在、６，４７８人が登録されています。高齢化率も４３％を超えているようです。これらの数値は、苓北町の大きな課題である人口減少、少子高齢化が確実に進行していることの表れではないでしょうか。

このように、少子高齢化が進めば、当然生産年齢人口も減少し、今後のまちづくりに大きな影響を与えるのは間違いありません。当苓北町議会も、この人口減少対策の防止策、健全なまちづくりのための一環として、このことへの施策の中に、小・中学校給食費の無償化を取り組まれるよう、意見書を可決し、３月１６日、岸田総理大臣、衆・参議院議長、そして、ほか５人の関係閣僚へ意見書を提出しております。

このような中で、人間形成上重要な時期である義務教育の中で、小学校児童、特に新入学児童の登下校時に背負うランドセルの問題もあるのではないでしょうか。

児童の体重に比して、ランドセルが重過ぎる。聞くところによれば、本町の令和４年の新入学児童の体重は、平均は男子が２０．５キログラム、女子が２３．６キログラムで、単純計算上の平均値は２２キログラムになります。これに平均的なランドセルの重さはおおむね５キログラムのようです。

このことから、２２キログラムの体重で５キログラムを背負っている比率は２２．７％になり、資料によれば、通常歩行がほぼ直立なのに対して、ランドセル歩行はおよそ１４度前に傾斜しての行動になるそうです。

このことから、体重７０キログラムの一般男性を例にとれば、おおむね土、日・祝日を除いて、児童・生徒の登下校に相当する時間１６キログラムの荷物を背負って過ごす

ということになります。

我々成人なら、すぐに腰が痛いとか、肩が痛いとかの症状により、病院へ駆け込むことになるのではないでしょうか。子どもたちには、このような肩や腰への痛みはないのでしょうか。通学距離は、時間はどのくらいかかっているのでしょうか。このようなことで日常的な行動が、身体へ与える、精神への影響はないのでしょうか。

私はこれまでの本議会の一般質問の中で、平成２８年６月の第９回定例会で、学校給食の無償化による入り込み人口の増加を目論んではどうか。また、同じ定例会の中で、水産系高校や大学の研究所が立地している好条件を活かして、学園都市の構想も提起してきました。さらに、その後の議会の中では、児童・生徒数の減少に伴い、小中一貫教育も提起してきました。そして、本日提起しました児童の重たいランドセル対策を具体的に取り組まれ、このような教育行政情報を発信され、小さなことかもしれませんが、今、申し上げました項目への取り組みを実践し、重厚な教育を進める苓北町の名前を発信することにより、人口減少に歯止めをかけ、人口の増加に努められてはいかがでしょうか。

国内の人口が減少している中で、過疎の町、苓北の人口増加の施策立案執行には非常に厳しいものがあろうかと考えますが、全国から注目されるような教育行政の運営もひとつの策略ではないかと考えます。

質問要旨（３）庁舎議場レイアウトの見直し。

只今議長から申し出がありましたように、別紙、資料を添付しております。

昭和３０年１月１日の旧坂瀬川村、旧志岐村、そして旧富岡町の合併時の総人口は１万６，４０４人で、町議会議員の定数は２６人でしたが、旧都呂々村が昭和３１年１０月に合併し、議員の定数は３２人に増員され、その後、議員定数は町の人口減少等々により、現在の第１８期議員の定数は１０人とする条例が可決され、令和５年１月の選挙からこのことが施行されています。

このような中で、わが町の庁舎は、平成７年（１９９５年）に建築され、今日まで２８年が経過しております。庁舎本体の全体的な建て直しは別問題として、庁舎外側のコンクリート製階段等部分的な補修が必要な状況にあり、昨年は屋根の改修を実施され、今年は外壁の改修が計画されています。

本庁舎の２階部には議会議場、議会事務局等議会関係施設が併設されていますが、議場は１６人分の議席のままです。庁舎外壁補修等の予算が計上されているこの時期に、これらの不具合と思われる部分も併せて改修すべきではないかと考え、次のとおり提案するものです。

①本来、中立的な立場と位置付けられるべき議長職の席が、執行部と同一エリアの、しかも中央に設置されており、執行部との一体感が拭えません。

②現状の傍聴人席と議長席は現状のままとし、執行部、議員団の各ゾーンを移動するものです。このことによって、現状では、主権者である町民の在席が主である傍聴人席から、町民の負託を受けた議員の会議中の動向は確認できませんが、このことが可能になります。

③現在の議員席、執行部席には段差があります。今後、車いす等を必要とする議員や職員等が誕生した場合への対応はなされていません。床面を段差のないフラットな形状に改修し、バリアフリーの中で、町民が一体となってまちづくりができるようにするためにもこのことへの対応は重要と考えます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、質問事項１の１点目、防災の現状と取り組み、そして産業の振興についてでありますが、坂瀬川漁港向路防波堤につきましては、平成９年に建設され、約２６年が経過しております。

議員ご指摘の本防波堤コンクリート方塊の離れにつきましては、平成２４年度の長寿命化計画の中では、わずかな変状が認められるものの、安全上特に大きな問題はないと判断できる状況でございましたが、その後、離れが広がっていき、令和２年度には２箇所離れが生じているうちの広い方は、６６センチとなっておりました。

さらに本年２月には、これが７７センチと年々離れが広がってきている現状でございます。

こういった状況を踏まえまして、漁港施設としての機能維持及び沿岸の国道・人家に対する防災対策の観点から、熊本県とも協議をし、復旧に係る財源等を検討した結果、国が進める国土強靱化対策により、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、改修工事を実施することといたしました。今回の６月議会補正予算に、測量設計費を計上させていただいておりますので、予算が成立しましたら、速やかに測量設計を行い、早急な改修につなげてまいりたいと考えております。

次に、２点目の本年４月に全戸配布いたしました「苓北町洪水等ハザードマップ」についてのご質問についてでありますが、今回の修正による主な変更点として、１点目にこれまでのＡ４サイズからＢ４サイズに拡大し、図面を見やすくするとともに、文字も大きくいたしております。２点目に、密集地以外の縮尺を８，０００分の１から５，０００分の１に拡大をしております。３点目に、要配慮者利用施設、潮位計、河川水位計を新たに表示しております。４点目に、熊本県管理河川の浸水想定がこれまでの３０年確率から１０００年確率に変更された内容、並びに高潮につきましても、同じく見直しがなされましたので、その部分をマップに反映をいたしております。

また、凡例の地図上の位置につきましても、特に沿岸部について、極力、陸地部分から海上の位置に移動させるとともに、凡例表示を最低限にするなど、できるだけ見やすい表示となるよう配慮し、作成を行っております。

次に、３点目の簡易水道、下水道の現況と課題についてのご質問についてでありますが、公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新経費の増大により、厳しさを増すことが予想されます。

こうした中、水道・下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、発生主義に基づいて、複式簿記による資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中・長期的な視点に基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があることから、現在、公営企業会計への移行準備を進めておりまして、令和６年４月１日より公営企業会計の導入をいたします。

また、水道・下水道施設の更新でございますが、今後の施設更新にあたりましては、公営企業会計の導入が補助金の交付要件となっておりますので、適切なメンテナンスによる長寿命化を図りながら、財政面を考慮しつつ、適正な更新を計画的に実施してまいります。なお、この際は、耐震性の高い機器や素材の使用も念頭に置きながら、災害等に被災した場合も、供給にできるだけ支障を来すことのないような対策を計画してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２の１点目、統合型ＧＩＳの取り組みについて答えさせていただきます。

なお、２点目のランドセルに関するご質問につきましては、３点目の庁舎議場レイアウトの見直しに関するご提案に対する私からの回答の後、教育長の方から答えさせていただきます。

現在、町で使っております地形図は、昭和５６年に作成したものを平成４年に一部修正したもので、また、航空写真、正式には空中写真と言いますが、空中写真も平成２４年に撮影した古いもので、デジタルデータではございません。

平成１９年に制定をされました地理空間情報活用推進基本法では、地理情報システムの整備を推進し、自然災害への対応や産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながることとしており、国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。

このようなことから、苓北町におきましても、今後の社会のデジタル化に向けて、地理情報システムをはじめとして、あらゆる情報の電子化を進めていく必要がございますので、その基盤となる地図の電子化は、将来的にも避けては通れないものと考えております。

議員ご指摘のとおり、町は既にハザードマップを作成し、空き家、消防施設、防犯灯

などの行政情報は個々に把握をしておりますけれども、それぞれの部署がそれぞれの業務ごとに作成をしておりまして、しかも、デジタルデータではなく、紙で管理を行っております。これらを統合して１つのシステムで管理することにより、例えば、道路台帳などの各種台帳ごとに必要だった更新費用などの軽減を図ることができると考えております。

また、住民の皆様にとりましても、知りたい情報を瞬時に収集することができるようになると考えているところでもございます。

次に、本事業の進捗状況についてでありますが、５月３１日までの期限で公募型プロポーザル方式により募集を行った結果、３者から申し込みがあっております。

今後、６月下旬までに業者選定を行い、７月上旬頃に予定をしております議会臨時会にて、製造の請負契約に関する議決をお願いしたいと考えております。

議決をしていただきますと、７月中には空中写真の撮影に入り、今年度末までに事業を完了し、令和６年４月から正式稼働いたす計画といたしております。

これが稼働いたしますと、道路台帳や地形図のほか、外灯、消火栓、防火水槽、ＡＥＤの設置場所や空き家の状況など、各課がその業務ごとに管理しております情報を一元化するとともに、将来的には、農道台帳や林道台帳、上下水道管路図なども併せて統合し、総合的な町の施策の基盤データとして活用してまいりたいと考えております。

次に、３点目として庁舎議場レイアウトの見直しのご提案をいただいております。

このことにつきましては、議会の皆様の中でご検討いただきまして、議員皆様の全体の総意として、取りまとめをしていただきまして、それを踏まえまして、執行部としても検討させていただければと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　只今の浜口議員のご質問について、お答えさせていただきます。

質問事項２、質問要旨（２）の、児童の重たいランドセル対策につきましては、平成３０年９月に文部科学省から全国の教育委員会などに対し、児童・生徒の携行品の重さや量について改めて検討し、必要に応じ適切な配慮を講じるよう通知が発出されております。これを踏まえ、町教育委員会としましても、宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る「置き勉」を推進し、特定の日に持ち物が偏らないよう、数日に分けて持ってくるなどの取り組みの指導を小・中学校に行っております。小・中学校では、教材等について、置いて帰ってよいものについては、年度当初にリストを配布し、児童・生徒に周知するとともに、保護者に対しては、学級通信等でお知らせしているところでございます。

なお、令和５年度の新入学児童の通学距離や時間の状況でございますが、各校を調査したところ、最長で通学距離が２．８キロメートルで、通学時間が４５分でございました。

引き続き、児童の発達段階や通学環境に合わせ、身体の健やかな発達に影響が生じないよう、学校や保護者とも連携し、適切に対応してまいります。

次に、学校給食の無償化につきましては、現在、国において、本年６月に策定する経済財政運営の指針「骨太方針」の取りまとめに向けて、少子化対策のたたき台として議論がなされておりますので、その動きを注視しているところでございます。その結果を踏まえまして、今後、子育て支援策を総合的に判断し、他自治体の動向も踏まえながら、検討させていただきたいと考えております。

次に、学園都市構想についてですが、特に、県立高校においては、熊本市内を除き、深刻な定員割れが続いております。このため、県教育委員会では、高校魅力化推進室を設置し、特色ある学科の設置など、魅力化の取り組みを現在、推進しております。

町としましても、側面的な支援策として、これまで県内唯一の地元水産系高校への入学者に対し、入学準備資金の助成を行ってまいりました。

今後、少子化により高校進学者数そのものが減少していく中、今後のまちづくりの担い手となっていく高校生をどうやって地元で確保し、雇用していくかが大きな課題と考えております。

町内はもとより、天草管内の高校魅力化を支援するとともに、町内から天草管内の高校へ通う生徒などに対しての支援策について検討したいと考えております。

次に、小中一貫教育につきましては、現在、学校教育審議会を設置しておりますので、小中連携の強化を含めて、小中一貫教育の導入の必要性についてもご協議をいただき、判断してまいりたいと考えております。

議員ご指摘の、重厚な教育を進める苓北町の名前を発信し、人口減少に歯止めをかけ、人口の増加に努められるよう、議員の皆様、町民の皆様のご意見を幅広く伺いながら、教育行政の運営にあたりたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　今の回答の中で、長寿命化計画の中では、わずかな変状が認められるものの、安全上特に大きな問題はないと判断できるということですけども、離れがだんだん広がっているということも、回答の中でされていますが、その原因は何なんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　この現地の方ですね、非常に地理的に、台風ですとか、

強い波浪がありまして、もちろん当初、建設時にですね、設計をした際にはちゃんと計算をして、それに対応できるような構造ということでしてあるんですけども、やっぱ長年経過する中で、波の影響、少しこう重量がですね、今設計する際の安全計算ですか、それがやっぱり年々、国の基準も変わってきておりまして、少し厳しく、今現在厳しくなってるという部分で、当時の計算では、ちゃんと設計をして、建設をされてるんですけども、最初に言いました地理的に、非常に波を強く受ける箇所でありますので、その辺りの影響で離れが生じたものだと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　当時の設計ということですか。それならば、波の強さは２９年前よりも強くなってきたということなんですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　波が過去よりもですね、現在の方が強くなったということではなくて、安定計算をする上での国の基準と言いますか、それが改正されて、改善されてって言うんですかね、少し厳しく、昔が甘かったって言ってしまうとあれですけど、少し厳しい基準で、今は、定められているということでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　今後、今年度、新たにまた設計されるということですけども、その工法的には、同じような工法をコンサルさんにお願いするということになるんでしょうか。要するに同じような構造で、全体的に重量を重くするとかですね、その程度なのか、それとも根本的に見直すような形になるのか。お尋ねします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　具体的な工法等につきましてはですね、測量設計の予算が成立しましたら、測量設計を行うわけですけど、その中でどういった形になるかというのは、町と、それから専門業者の方とですね、話をしながら、現地も見ながら、それから決めていくという形になると思うんですが、その中では、当然その、そのままの今の現状に復旧するようなことで、先程言いました、少し厳しくなってきてる基準を満たせるかどうかって言いますと、満たせない可能性もありますので、そこは十分、今現在の基準に合う形の中でですね、場合によっては、少し大きな見直しも検討の中では出てくる可能性はあると考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　今、課長から現状復帰という言葉も出ましたけれども、この事業は災害復旧事業で取り組むのか、それとも全く別の漁港の改修事業で取り組むのか、そこを教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　この事業は、町長答弁の中にもありましたけども、国の補助、災害復旧事業ではなくて、国土強靱化対策関係の緊急自然災害防止対策事業債を財源として、活用して、改修工事を行うこととしておりますので、必ずしも測量設計で検討していく中で、現状復旧の形でなくても、施工できるというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　この設計なされる場合はですね、やっぱ十分、コンサルさんと打ち合わせる前にですね、県とも十分協議されて、それに基づいた中で、取り組んでほしいと思います。

それから今日、併せて産業の振興という形で質問しているんですが、１隻の廃船が、船揚げ場のところに繋がれたままなんですね。それと併せてですが、町の基幹産業である農林水産業の所得向上を挙げておられます。町長の所信表明の中でですね。この水産業に限って言えばですね、町政年報の１０８ページに、魚種別生産量の推移が示されていますけども、平成３０年までの資料しかないんですが、産業振興に限らず、町民の生活の安寧のための施策を執行するには、最新の統計値、情報値を参考にしながら、どうするかということを検討していかんと、平成３０年の資料が、長いといえば長い、短いといえば短いんでしょうけども、やっぱ最新の情報をですね、漁協あたり、先程おっしゃってる県あたりにも十分お尋ねになられて、その数値を持ってきて、それをできれば町政年報あたりにも載せていただいて、それこそまさに町民の皆さんにお知らせする。そして、みんなと一緒に頑張っていきましょうと、そういう形での取り組みが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　まず、小路漁港の船揚場にあります放置船なんですけども、これは昨年のですね、台風の際に、ひっくり返って少し油が漏れたりしている関係で、所有者さんに連絡をとりまして、適切にですね、撤去していただくようにお願いをしたんですけども、いろいろ所有者さんのご都合もありましてですね、今のような状態に今現在はなってるんですけども、再三、その後もですね、所有者さんの方には、お願いをして、ちょっと遠方にお住まいなんですけど、お願いをしておりまして、一応、電話でお話ししたところでは、６月中にはですね、一旦ほかに、今ちょっと潮が満ちてくると、浸かる状態ですので、それを丘に上げて、その丘に上げた後、もちろん最終的にはきれいに処分をしていただくんですけど、それはちょっとまだすぐにはできないというような、所有者さんからのお話を伺っております。

町政年報のですね、データの件なんですけども、平成３０年度までということで、この資料がですね、海面漁業生産統計調査ということの資料でして、やっぱ取りまとめの

関係で、この統計調査の結果としては、平成３０年度までなんですけども、おっしゃいましたように、やっぱ最新の情報ということで、現場の関係者の方々って言うんですかね、漁協ですとか、そういったところに機会を見て、お話をお伺いして、今の漁業の状況っていうのは、随時つかんでいきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　そういうことでですね、繋いでいた船が傾いて、油が漏れたとか、それは海全体に及ぼすのかどうか分かりませんけどもですね、やっぱり漁で、水産業を生業としておられる方に対しては、大きな打撃だというふうに思いますので。今の課長の話では、非常に悠長な考え、やっぱそういうものがあったら、とりあえず町が立替えてもいいから、その船はそういう影響を及ぼさないところ、例えば陸地、非常に空いてますけども、西川内はいろんなイベントをされているようですけども、イベントされないときはですね、陸地に上げて、陸地で保管する。その間の維持管理費あたりも、苓北町独自の積算表あたり作って、それを所有者にお示しすると。それで支払いをしてもらわんば、ずっと高くなりますよというぐらい言うてよかじゃなかですか。これは単に小路漁港だけじゃなくて、志岐漁港もそうであるし、富岡もそういう状況があります。西川内はよく分かりませんけれども、そういう部分ありますので、そういう形で、水産業の振興にですね、基幹産業、一次産業の振興に取り組んでほしいと思います。

それから２番目の防災マップの件ですが、図面を見やすくしてあるということですけども、これはどういうところなんですかね。後に回答されましたようにそういうことなんですかね。しかしですね、図面はですね、非常に私から言うとですね、これは地図じゃなかですね。ここにはマップって書いてあっとですけども、中身はマップじゃなかですよ。ひとつはですね、まずこれは、大きなものを何ページかにずっと分けてあります。３３まで区分してありますね。持ってきとらっさんですか。質問しよっとやって、持ってきとっとなら開けて見れ。一緒に見よで。いや、一緒に見ましょうで。ですね、この中で、等高線は入っています。ところが、高さは書いてありませんね。例えば、Ｍａｐ１、６ページでも構いませんけども、富岡城公園の高さが６９メートルになっています。ここの下の下ぐらいに本来ならば、太線があってですね、これはＢ４ですが、これはＡ４ではですね、太線があるんですよ。ありましたか。やっぱこのことでですね、質問しとっとだけんか、やっぱり今度つくった分と、これまでのＡ４との比較ぐらいは、事前にしとってください。今日は総務課長がおられませんので、あんまり何回もお尋ねしゅうまいと思いましたけどもそういうことなんですよ。まず等高線、それからずっといって、Ｍａｐ２４、５２ページ、ここは都呂々の小松からちょっと越えた部分になりますけども、それから発電所の横も同じですね。国道と現状の地盤がですね、平地があってますよね。現状にはここに等高線が入るべきなんですよ。そうでしょう。現地はそうで

しょう。国道の横は傾斜地になってるでしょう。しかしこの地図からいくと、平地なんですね。

それから、畑とか田んぼとか、果樹園とか、針葉樹とか広葉樹とか、そういう印は全然入っていません。果樹園あたりも、山間部を切り開いて、そういう果樹園にしているわけですので、雨次第では崩壊を起こす恐れもあります。それから都呂々の場合は、採掘した採石とか、いろんなものを採掘した跡地が現場にありますけども、そのことはこのＢ４の地図には示されていません。それはやっぱですね、ハザードマップというよりもですね、やっぱこれは地図として、あと１回検証されたらどうですか。それでつくり直す。苓北町の町民の生命・財産を守るための地図なんでしょう。違いますか。そういうことですので、ぜひあと１回、ここでは結構ですので、持ち帰っていただいて再検討して、再発行でもするとか、そういうことでやっていただきたいと思います。

それから次、水道についてですが、簡易水道・下水道の現況と課題についてですけども、これは先日の、これも新聞ですが、昨日の新聞でしたかね、３０％値上げかなんかで、要するに過疎による使用料の収入の減少に伴って、水道料を上げなければならないということが掲載されていましたけれども、苓北町もそういう状況にあるのではないかと思うとですよね。やっぱ、もしそこまでのデータをつかんでいないとすれば、やっぱそれは早急に検証して、何年からはもうそういうことで、もう水道料上げるんだって、下水道料を上げるんだと。当然、運営していかなければ。そういうこともやっぱ町民の皆さんにお諮りするということは必要ではないかと思います。

それから、統合型ＧＩＳの取り組みについてですけども、この回答の中には、この前、私が修正案の理由を説明したときに、町にお伝えしましたように、いろんなデータを町はつかんでいるんでしょう。それを集めてしまえば、これに代わる物になるんじゃないんですかということをお尋ねしました。それにも関わらず、そのとき私一人でどうもできない状況でしたけどもですね。やっぱそういうことを別にデジタル化せずともですよ、紙に写していいんじゃないかと思います。それから答弁の中で、町民の要望に瞬時に応えるということですが、瞬時に応えなければならないような事案が、この苓北町の町民の中にあるのかどうか。あるとすればどういう場合なのか。菊陽町にはＴＳＭＣですか、が、誘致されて、今建設が進んでいるそうです。面積は２３ヘクタールで、２２年に着工して、今年、２３年度後半に完成するということでした。それから２４年の１２月から出荷開始して、１，７００人に働いてもらうということのようです。そういうようなですね、大企業が、例えば、（株）キューアサの後に入ってこられるとか、そういう事案があって、入ってこようとする企業が、そういうことを条件のような形でされるのならば、１億円使ってされても構わんと思うんです。しかし、そういうのがないのに、先程の町長のお答えの中では、町民の要望に瞬時に応えるということです。そんな、瞬時

に応えるような事案があるのか、ないのかというふうに思います。

それから、ランドセルの重さの件ですが、数年前、質問したときの答えと全く同じようなことですね。どうですか。今、教職員に働き方改革が進められています。学校の先生方全員にですね、交代でもいいので、先程言いましたように、体重７０キログラムでは１５キログラムに相当するんだと。仮に、７０キログラムとした場合にですね。学校の先生もいろいろ６０キログラムの人は１５キログラムよか少なくなる。５０キログラムの人はもっと少なくなる。そういう荷物を背負っていただいて、交代でですね、先程、教育長からあった登校距離ですね、交代で背負っていただいて、そしてそのことが、その先生方に何の影響もないのか。どうやったですか、先生。どがんもなかですばいと言うことであれば構わんですけども、やっぱり１週間、１０日したら、最初に２、３日はどがんもなかったばってん、やっぱり１カ月したら腰にくるなということであれば、そのことは子どもたちにもきてるんですよ。もしそういうことがあるならば、そのことは･･･。ということです。ぜひ、そういうことで教職員の体験談を求めます。

それから、最後になりましたが、議場のレイアウトについては、確かに議会に投げかけてもらっているのは、私もつかんでいますが、ただあくまでもですね、町長が提案して、提案したことについて、議会が、議員が、異議申立てあるいは賛成、そういうことをするべきじゃないかと思います。特に、予算も伴うことですので、予算の提案は議会ではできませんのでですね、こういうことで１，０００万円、町長が許可してくれるのか、あるいは５，０００万円許可してくれるのか、場合によっては、１億円許可してくれるのか。いずれにしても、この１６人の議席のそのままの議場で議論しても真剣な議論にはなりにくいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　まず、第１点目のハザードマップの件ですけども、ハザードマップにつきましては、これまでも浜口議員をはじめ、各議員の皆様からも見にくいというご指摘を受けまして、その都度都度、改善をしてきたつもりでありますけども、やはり今回はサイズを大きくしたというようなことでですね、やはり場所的にはそこを拡大したような形になっております。この点については、以前の浜口議員の質問の中で、やはりその大きな地図で見るんじゃなくて、行政区で載せたほうが分かりやすいんじゃないかというご指摘の中でですね、今回大きさを拡大した中で、新たにですね、マップを作成したところでありますけども、いろいろご指摘を受けておりますので、またですね、更新をずっとしておりますので、その都度都度で、できるだけ見やすいようにですね、改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから水道・下水道施設の更新でございますけども、これにつきましては、当然、来年度から公営企業会計の導入を行います。これにつきましては、将来的に、やはり老

朽化に伴う更新が必要な場合には、それだけの事業費がかかるわけですから、その時点では、改めて町の財政状況、企業会計の財政状況も見極めながら、町民の皆様にご負担をかけるようなことがあればですね、ご相談をしながら対応していかなければならないとは考えておりますが、やはり地方においては、公営企業会計の収支を維持するというのは大変困難であります。そういった中で、特にですね、国に対してもこういったところについては、財政支援を強化していただくようにお願いをしてまいりたいと考えているところであります。

それからランドセルの問題は教育長の方から回答していただきたいと思います。

地理情報システムの件です。知りたい情報を瞬時にということでありますけども、これにつきましては、回答いたしましたように、それぞれのデータが紙の媒体でありまして、それぞれがばらばらに作成しておりますので、例えば、町内の道路の状況とか地形図の要綱をデジタルでほしいという事業者の方とかおられた場合には、残念ながら、すぐに提供することができません。こういったところでですね、こういったデータを統一することによって、そういう要望があった場合に、瞬時にって言いますか、できるだけ早く提供できるということでお答えをしたつもりでございます。

次に、４点目の庁舎の議場のレイアウトの件でございますけども、これにつきましては、当然、私どもの方でですね、こういう改築計画をということで上げるわけですけども、まずは、現在の１８期の議員の皆様で、改築についてどうお考えなのか、ある程度考えをまとめていただいた中で、レイアウトの方のですね、検討をしていただいて、その上で私どもに提案をいただいて、それを受けて私たちがまた議会の方に予算の提案をするという形をとらせてもらえばと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　では、私の方から、ランドセルの件についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃいますように、また前回もおっしゃいましたように、子どもたちのランドセル、日によっては非常に重たい日があったということでございますけど、現在のところ、そういうことは学校の方で控えております。

それから、子どもたちの身体的な成長、精神面の成長、これに及ぼす影響につきましては、私の手持ちの資料で言いますと、ある大学の教授が、身体的な影響があるのではないかっていうところで思っております。その詳しいデータの方は、現在のところ持ち合わせておりませんし、具体的には聞いていないところです。昨日の新聞でございましたが、熊本市の西区の方で力坂という非常に厳しい坂がございます。そこに勤務したことがあるんでございますけども、そこを毎日登ってくるといいますのは、これ近道です。

非常に坂道で、私たちもふうふう言うような登り坂なんですけれども、その中で、子どもたちの意見としては、思いやりの心も育つと。上級生が下級生を労わっていく。そして体力がつく。いろんな面でランドセルの重さに対してはですね、ご意見等も分かれているところでございます。ただ、本町の子どもたち、決して無理のないような形で、学校にも再度周知を、そして徹底指導を促していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○５番（浜口雅英君）　先生たちの体験談については。

○教育長（濵﨑敏和君）　私どもと成長途中の子どもたちとは、身体的な構造、骨格構造も全然違ってまいりますし、その分で単純な比較はできないと思います。できるだけ軽量化していくような、そういう方策を講じていくことで、ご了承いただければというふうに思います。

○議長（野﨑幸洋君）　これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで１１時１５分まで休憩といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告３番、高戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　通告３番。９番議員、髙戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

さて、３年にわたる新型コロナウイルス感染症が、５月８日に５類に変更されました。一刻も早く、以前のような正常な形を取り戻し、地域経済の活性化を願うところでございます。そして６月、いよいよ梅雨本番の到来でございます。私たちは、常日頃から自然災害に立ち向かうべく、襟を正し、その対策を自分自身は無論のごとく、町当局も最大限の策を講じるべきであると私は考えるところでございます。

今回私は、１つ目に町管理河川小路川の河川整備、特に、沖の田橋及び小路橋の改修について、２つ目に山間地域の活性化について、３つ目に町職員研修のあり方について、以上の３点について質問を行います。

それでは早速、町管理河川小路川の河川整備、特に沖の田橋及び小路橋の改修について質問を行います。

平成２７年（２０１５年）、８年前の６月１１日、早朝４時５分、大雨洪水警報、午前７時に町内全域に対し避難勧告、８時５分、志岐川氾濫の恐れ、８時１１分、小路川氾濫の恐れ、２３時３５分、大雨警報解除と、時系列にそれぞれ経過が、そして被害状

況として、床上浸水９棟、床下浸水３４棟などと、広報れいほく６月号に掲載されております。

特に、今回の河川の氾濫の要因の１つとし、小路川については、流木を起因とする流域の浸水被害が発生したとし、原因の特定は無論のこと、現状の把握と今後予想される災害への対策が検討課題であるとし、問題提起がされているようでございます。

その結果、上流の春田地区圃場整備付近に「流木捕捉工」が河川改修によって施工されています。現在の管理状況は、捕捉された流木が適切な管理で、随時処分されているようでございます。

ただし、河口部について、現在の状況は、町道２路線に架かる沖の田橋及び小路橋いずれも２連形式のボックスカルバートで施工がされており、流木対策は、私は適切とは言えないのではないかと思うところでございます。

私は特段、不安をあおるつもりはありませんが、機会あるときに、地元住民の方々の意見を取り入れ、解決策を見出す必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

なお、国道部にかかる橋梁については、工事中の迂回路など問題も多いとは存じますが、広域本部と早急なる協議が必要であると考えます。いかがですか。答弁を求めたいと思います。

次に、山間地域の活性化について。

５月第３週民間放送番組「地球を笑顔にするＷＥＥＫ」の特集番組で、国策として植林された６０年を経過したヒノキを利用した天草ヒノキプロジェクトが放送されました。

林業の現状は、他の産業以上に、高齢化が進み、担い手不足が問題とされている状況下であるようでございます。

その方策の１つとして、新たな産業を生み出し未来につなげようとした本プロジェクトが紹介されました。天草産ヒノキを利用した公共施設の内部及び遊具等の紹介がされております。

本町、苓北町では、木をふんだんに使った志岐集会所がありますが、その使用箇所において、大変苦い経験を持っております。

間もなくすると、苓北中学校の改築計画が本格化してまいります。そのとき、慌てることなく、今からでも、内部には地元産の材木を利用した設計をなし、側面から支援を望みますが、いかがですか。

また、次の日には、放置竹林対策とし、「おいしく食べて、地球を救え」とし、「幼竹を活用し「メンマ」作りによって、竹林整備を」とした内容が放送されました。なお、同様の内容で５月１１日の郷土紙に、「厄介な竹、ご当地メンマに」として、竹を伐採し、ご当地メンマとして売り出す動きが盛んだとした報道もされております。いずれも、放置竹林はイノシシの被害につながり、併せて土砂災害の危険性の要因ともなり得ると

あります。聞くところでは、最近本町、苓北町でも、「メンマ」プロジェクトの協議が進んでいるとお聞きいたしました。どのような状況であるか、その現状をお伺いいたします。

最後に、町職員の研修について。

５月８日の郷土紙に「上天草市において、事務職員、土木資格へ奮起。技術者不足「技術を磨き貢献」」とした記事が掲載されていたことは、皆さんご承知かと思います。

最近当町、苓北町でも資格を要した職員採用がされていますが、この件に対し、意見を述べる立場ではありませんが、職員総数約１００名程度の構成かと思います。ぜひとも必要な資格を持った職員は別とし、将来のことについては、予測できないとは思いますが、採用された時点のみでの課内異動あるいは、関連した職種での異動が可能であるか、人事に関した質問でありますので、可能な限りの答弁を願うところでございます。

研修内容そのものについての質問を続けてまいります。

今でも、事業課に異動し、しばらくすると技術センターにて研修に参加し、一般的な技術といいますか、最小限の工法等の研修を受けると思います。

私は、合併以前は、広域本部との担当者研修・意見交換の場などを通じ、情報の取得に努めた思い出がございます。現在、隣接自治体との研修はどのような状況でありますか。お伺いをいたします。

また、資格研修となると、あまりにも土木関連が話題となりますが、喫緊の課題とし、本町は、水道・下水道特別会計が企業会計に移行をいたします。システム導入によって、スムーズな移行措置が取られるとは思いますが、事前研修等の計画についてはいかがですか。

そのほか、農林水産課においては、農協の広域化、福祉保健課においては、介護の複雑化、税務住民課においては、滞納処理問題と課題を挙げたらきりがございません。幸いなことに、町長及び副町長の執行部がいずれも職員としての長い経験がございます。職員からの意見交換の場を通じ、より多くの研修の機会を用いるべきかと考えますが、いかがですか。

なお、このことに関連した必要経費については、ぜひ確保し、予算化を願うところでもございます。

以上で私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得た後、一問一答方式により、自席にて再質問をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の髙戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の町管理河川小路川の河川整備、特に沖の田橋及び小路橋の改修につ

いてでございます。

小路川にかかる町道坂瀬川中央線の沖の田橋と、町道小路２号線の小路橋は、２連形式のボックスカルバートで整備をいたしております。

平成２７年の６月豪雨では、流木が橋脚に挟まった影響もあり、近隣住宅の浸水被害をもたらしました。この被害状況からも流木対策が必要であることから、平成２９年度に上流域の坂瀬川字春田地内に小路川流木対策工事として、流木捕捉施設を整備したところでございます。また、令和３年度からは、毎年、緊急浚渫推進事業債を活用して、堆積土砂の浚渫、暖竹等の除去作業を行い、流下能力の確保などを行っているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、想定以上の雨量となった場合は、河川が氾濫し、住宅被害が発生する状況となっておりますので、現行の準用河川に対する整備基準の根拠となる降雨強度の確率年１０分の１年、１０年に１度ですね、の見直し適用等ができないか、県などの関係機関とも協議を行ってまいりたいと考えております。

その上で、整備基準の見直し適用等により、流下断面が十分に確保されていない箇所がある場合には、地域の方の意見聴取等も行いながら、橋梁や河川構造物などの改修を進めていく必要があると考えております。

また、国道部の２連式ボックスカルバートにつきましても、熊本県に対して、整備基準の根拠となる、先程申しました、降雨強度の確率年の見直し適用等と併せて協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、２項目目の山間地域の活性化についてでございますが、苓北町の森林資源の状況につきましては、議員ご指摘のとおり、林業労働者の減少と高齢化、木材価格の低迷等によりまして、適正な管理が実施されない森林も多く見られるなど、厳しい状況にございます。しかしながら、森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など、極めて多くの多面的な機能を有しております。これらの公益的な機能を発揮し続けていくため、間伐を主体とした民有林整備を積極的に進め、生産性を向上させるとともに、多様な木材需要に対応するため、伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地への植栽などを行い、森林の維持向上を図ってまいる必要があると考えております。

また、地元産木材の利用拡大につきましては、熊本県、２市１町、森林組合、木材産業関係団体などで構成する「天草地域森林・林業・木材産業振興協議会」におきまして、行政機関や関係団体等に対し、建築物等への木材利用の要望活動などの取り組みを行っております。

先程、議員がおっしゃいましたように、今後計画をされています苓北中学校校舎改築を含め、今後、建設予定の公共施設につきましても、こういった地元産木材の活用も念

頭に置きながら、計画及び設計を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、苓北町における「メンマプロジェクト」の概要についてご質問がございましたけれども、本プロジェクトは、正式名称を「天草［たけのこんこ］プロジェクト」といいまして、放置竹林内の幼竹、幼い竹を活用し、メンマとして加工・販売することにより、放置竹林の抱える様々な問題を解決につなげるとともに、山間地域の活性化に寄与することを目指すプロジェクトでございます。

現在、福岡に本社を持ち、天草市にサテライトオフィスを開設されている株式会社が運営を行っておられます。この会社は、福岡の企業と天草の事業者をビジネスマッチングする活動を行っておられ、今回はメンマ加工の成功事例をお持ちの福岡県糸島市の企業と、苓北町の竹林所有者を含む地域グループをつなげる取り組みを現在実施していただいております。

本年４月に、都呂々木場地区で地元説明会、現地視察、現地作業を行っていただき、約３６０キロ分の竹が収穫をされまして、その後、ボイル、塩漬け等の作業後、先日、成果物として約１４８キロを糸島のメンマ加工工場に発送されたということでございます。

今後につきましても、坂瀬川鶴地区などで説明会が計画をされております。こういったことで町内における取り組み範囲を拡大していただく予定となっておりまして、町といたしましても、引き続き、各地域との取り繋ぎや竹林整備に係る経費等に対する国などの補助金活用があるのか、ないのかも含めて検討などのお手伝いを行ってまいりたいと考えているところでもございます。

次に、３項目目の町職員研修のあり方についてのご質問についてでありますが、１点目の採用された時点のみでの課内異動あるいはその関連した職種での移動が可能であるかというご質問についてであります。資格を有する職員として採用している職員につきましては、行政事務を執行する上で、法令などにより必要な専門職員としての採用のほか、業務をより円滑に進めるために必要な職員として採用を行っているところであります。こういったところで人事異動については、組織全体の業務を考慮しながら、職種間での異動も行っているところでございます。

次に、２点目の隣接自治体との研修につきましては、市町村合併前は２市１３町ありましたので、以前は議員が仰せられるとおり、隣接自治体間での研修もあっておりましたが、合併後は、総会や協議会での情報交換以外は、独自での研修会はほとんど行われていない状況でございます。そういったところで現在は、各担当分野で、県での研修等に参加をさせている状況でございます。

次に、３点目の水道・下水道会計の企業会計移行に伴う事前研修等についてでございますが、今年度については、５月２３日に天草市の水道局経営管理課に視察研修として

水道環境課の職員を３名派遣いたしております。

また、今後の予定としましては、６月と７月にＷＥＢ会議によって、日本経営協会主催の研修会に参加するようになっております。このほか、役場を会場にしまして、企業会計移行業務支援に係る委託業者の主催で、基礎編と応用編の２回の研修を、６月から１０月の期間で開催する計画をいたしております。

次に、４点目のより多くの研修の機会を設けるべきということにつきましては、どの分野の機関におきましても、組織の目標を達成するためには、人材の育成は必要不可欠でございます。

職員が意欲を持って担当する業務に関心を持ちながら、それぞれ自己研鑽をし、与えられた業務を遂行してこそ組織の目標が達成できると思っております。今年度はこれまでの熊本県市町村研修協議会の階層・分野ごとの研修に加えて、行政文書の基礎や行政執務の研修、法務研修など、町独自の研修項目についても、職員研修実施計画に盛り込み、職員として身につけなければならない行政知識やスキルの向上を目指し、人材育成をさらに図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、５点目の職員研修に係る経費については、職員研修を充実させ、職員の意識と行政スキルを向上させるために必要な講師招へい費など、必要な予算については、その都度、計上を行いながら、人材育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、髙戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　それでは早速、再質問に移りたいと思います。

まず、町管理河川小路川の河川整備、沖の田橋及び小路川の改修についてでございますが、私が今回一般質問を、議会事務局にですね、通告という形で提出した後に、奇しくも、直近の広報れいほく５月号の中に、特集「いま、あらためて防災を考える。そなえよう苓北」という記事が掲載してございます。これは今回質問をいたしました、平成２７年６．１１豪雨災害の状況を引用されたものでございます。

現在、橋梁維持については予算編成説明書によりますと、橋梁長寿命化計画に沿って、道路メンテナンス事業を活用し、整備を図っていくと説明がされております。

しかしながら、現在の施工内容はあくまでも橋梁の補修が主たるものではないかと私は考えております。

私が今回質問しているのは、補修ではなく、現在架かっている橋そのものを取り壊し、新たな橋梁の新設でございます。こういった内容が道路メンテナンス事業にですね、まず該当するか否か。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　この道路メンテナンス事業につきましてはですね、橋梁の新設が該当するかっていうところの質問ですけども、道路メンテナンス事業は、橋梁の架け替え、更新事業は該当します。しかしながらですね、架け替えを実施する場合につきましては、劣化がひどかったり、補修では、橋梁のですね、強度の確認ができない場合とか、あとその工事を比較した上で、そういう安価な場合についてのみ、そういう架け替えの更新ができることとなっておりますので、議員質問のですね、道路メンテナンス事業においては、この小路川の小路橋及び沖の田橋につきましては、この道路メンテナンス事業で、架け替え新設事業はできないということで考えている次第です。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　メンテナンスというところですから、当然、補修かなと思っていましたけども、本来であればですね、やっぱりどうしても必要な、その橋というのは、この際、架け替えでもいいのではないかなと思います。

小路橋と沖の田橋、２つの橋梁を一遍にということは、経費的にいかがなものかと思いますので、例えば、小路橋を考えてみますと、橋梁台帳によるとですね、橋長、要するに橋の長さが８．３メートル、幅員が４．１メートルと住民の方々にとっては生活に欠かせない重要な橋梁かと思います。新たな工法による改修となると、費用も多額となりますが、災害の要因は１つでもですね、取り除くべきと私は思います。参考までに、ここの当時の６．１１災害に小路川とこの横に志岐川の被災状況の現況といいますか、それが載っております。

実は、私が住んでいる、これ城下地区に架かる陣内橋でございます。ここもやはりですね、流木によって水かさが増したのも１つの原因であろうと言われておりました。

そこで、私たちは、町当局及びこの河川が県管理河川でございますので、当時は振興局ではなく、地域何とかやったと思います。そこに、町当局を通じて電話を差し上げて、実はこういったふうにして流木がかかってるんですけども、取り除いていただけませんでしょうかということで連絡をしたところ、すぐ手当てをしていただいて、その取り除きは県の方がしてくれたという事例がございます。そしてまた、ここの陣内橋の下流、これ２メートルはなかったと思うんですけども、ここに当時、土地改良区の水管橋、要するに送水管が架設してありました。そうすると、橋と送水管の間が２メートルばかり空くわけです。ここに流木がかかってオーバーする、要するに氾濫するという状況も考えられましたので、土地改良区と、またこれもご相談いたしまして、ちょうど土地改良の方で事業があって、陣内橋の方に、上流側にですね、添架するということで災害要因となる水管橋の改修というか、それによって、今現在はそれに伴う災害の恐れがないということで、地元の住民は大変喜んでおります。

参考のために、今年度、令和５年度にですね、橋梁改修で陣内橋の橋梁が予定されているようでございます。一刻も早く、土木管理課長、入札をしてですね、着工をよろしくお願いしたいと思います。地元の住民も期待をして待っております。

そういったことでも、最初にも述べましたけども、やはりこの小路川周辺の方々とも、一刻も早くですね、住民の方々との協議の場を設ける必要があるのではないかと私は思います。いや、いいよという住民の方の意見があったら別ですけれども、やはり言いたくても、なかなか言えない方もいらっしゃると思います。ですから町の方から呼びかけて、今日、区長もお見えでございますけれども、そういった方策をとっていただきたいと思います。

また、国道に架かるボックスカルバートの話なんですけども、確かにですね、う回路とかいろんな問題が生じていると思います。しかしながら、幸いなことに国道の横がある程度余裕があるようでございます。工法等については、広域本部の土木部とですね、やはり気の長い折衝と言いますか、陳情をお願いしたいと思います。

確か、国道３２４号はですね、ほとんどが改良区間ですけれども、あと富岡の一部の地域が未改良区だと私は思っております。そこを解決されたら別なんですけども、それとあわせてですね、県、広域本部の方に要望方お願いしたいと思います。

管理河川については以上で終わりたいと思いますけども、続いて順番は違いますけれども、町職員の研修について、私の考えを再度述べさせていただきたいと思います。

最近、中途でですね、退職する職員が多く見られます。以前はあまりなかったんじゃないかと思っております。理由は人様々でしょうが、体調を崩し、退職。本当に残念なことです。部内の研修等々を経てですね、事前にそういった体の変調とか、いろんなことができる体制を早急に、町長、整えてほしいと思います。せっかく採用されて、希望を持ってですね、役場の方に当時は入ってきたと思うんですよ。今の状況で、応募しても、２次募集までかけかけなくちゃいけない職場、私は絶対あり得ないと思うんです。優秀な人材を確保するためにも、部内での事前研修と言いますか、対応を、整備をお願いしたいと思います。

会計年度任用職員を含め、役場で働く職員全員の方々がですね、必要に応じた研修を通じ、各々に与えられた仕事に従事することによって、また研鑽に励まれるような職場になることを私は願っているところでございます。

最後にですね、山間地域の活性化対策について、再質問をいたしたいと思います。

山に関するいろんな話題、私、ちょうど３期目に入るんですけど、初めてではないかと思います。テレビで、ああいうふうに報道されたのもですね。過去、センダンプロジェクトですか、あれがありましたけども、なかなかあれも進まないのではないかなと思っております。

先程、答弁の中でですね、林業の果たす役割については、国土保全、水源の涵養、そして、最近、特に重要視されております地球温暖化防止策、大変大きなものがあると私は思います。その点について、私は私なりに理解をしているつもりでもございます。ただ、林業の現状を見るとですね、林業イコール間伐と作業道の整備しか頭の中に浮かんでまいりません。林業本来の建築資材として、また用材として切り出し、ましてや職人に至ってはですね、ここ数年といいますか、ごく最近見たことはございません。このような山の状況、現状についてどのような考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　樹木をですね、木材として、収穫するために伐採することを、主伐（「主」に、伐採の「伐」でですね）と言うんですけど、森林の主伐、それから主伐後の跡地に植林をする。そういう行程についてはですね、町の森林整備計画の中で、伐採とか植林の標準的な方法をですね、定めておりまして、伐期を迎えた樹木は、森林所有者さんがおられますので、その意向も踏まえた上で、森林組合等のですね、林業事業体が町の森林整備計画に沿った中で、森林経営計画を立てて、伐採、それから更新を行うこととなっておりまして、木の場合はどうしても植栽をして、管理をして、伐採をするまでの周期が非常に長い。周期がかかりますので、長い場合には１００年とかですね、そういうスパンで伐期を迎えるという形がありますので、そのスパンの中では、主伐がもう何年もあってないというような状況も出てくると思いますので、そういう意味で、今おっしゃいましたような、切り出したり、植林をしたりというのも、しばらく見てないという状況がですね、あるのではないかと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　以前はですね、５０年経つと、この山ば切られるばってんなあという話も聞いたことがございますけれども、先程言いましたけども、国策措置で植林されてから数年は経っております。数十年は経っております。大変厳しいものだなあと、改めて思ったところでございます。

来年度（２０２４年度）から、令和６年度からですね、森林環境税が個人から徴収されるというお話を聞いております。よって、より一層ですね、森林環境対策に対し、住民の方から厳しい目が向けられるんじゃないかと思いますけども、この点について、いかが思われますか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　森林環境税の方はですね、今おっしゃられましたように税金が徴収されるのが始まるのが、令和６年度からということになってるんですけど、国から町に対しての譲与税という形は、令和元年度から始まっておりまして、苓北町への譲与額というのは、令和４年度は５５７万５，０００円となっており、１年間でです

ね、今まで令和元年からですので、４年間ですかね。この森林環境譲与税を活用して、林道の維持管理ですとか、松くい虫で枯れた松の伐採、それから、さっきもちょっと出ましたけども、センダンの植栽とか管理ですね、あとは、森林経営管理制度と言って手つかずの森林を町で調査をして、できる範囲で荒れた森林をですね、所有者さんの意向もありますけども、それを町の方で管理するという制度も、この譲与税をですね、活用した事業になりますけど、その調査あたりを行ってきておりまして、確かに、実際、課税が始まるとですね、厳しい目が向けられるというのは、確かに予想されますが、町としては引き続き、今まで行ってきてます事業、それから、町内の林業とか、そういう森林の状況を見ながら、また、効果的な事業をですね、検討しながら、行っていきたいと思います。

この森林環境譲与税の使い道っていうのは、インターネットで公表しなければならないというふうになってまして、これは今もなってるんですけど、今までの分も公表してきておりますし、今後ももちろん公表することとしております。

○議長（野﨑幸洋君）　高戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　森林環境譲与税についてはですね、その配分の方法等々について、町村議会議長会の方でも、現在の配分方法を改正していただけないだろうかという要望も出しております。このことについてもよろしく、町長、何か良い機会があった場合にはですね、お互い過疎地に住む町村ばかりでございますので、よろしくご検討方お願いしたいと思います。

最後のメンマプロジェクトについてはですね、山間地域の経済浮揚策は、まだこれが始まったばかりで、なかなか大変だと思いますけども、木場地区をはじめ、今度は鶴地区ですか、そういったとこが始まるということで、ほかの地区からですね、要望等があった場合は、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　先程、回答でも申し上げましたとおり、他の地区からもですね、そういうご要望があれば、取り繋ぎを行ってまいりたいと思います。

なお、特に山間地域については、今後はやはり耕作放棄地の対策、これが最も重要だと思っておりますので、そういう対策についてもですね、いろいろ関係機関とも協議しながら、何か良い事業がないのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　幸いなことに町長もですね、山間地に住居を構えておられます。地域住民の方の意見は重々分かっておられると思いますので、よろしくご検討方お願いしたいと思います。

以上で、私の今定例会における全ての一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで髙戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため１時まで休憩といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告４番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　通告４番、３番議員、廣田でございます。通告しておりました３点につき、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、安全対策にかかわる町内道路上の標示について。

令和５年３月、４月と町民生活、とりわけ交通の安全がおびやかされる事件、事故が町内で発生、町としても、町民の安全を保障する施策が緊急に求められていることが浮き彫りになったのではないでしょうか。

町民が利活用する生活道路上の横断歩道や停止線などの標示が消えている現状が町内に多く見受けられることを強く思わざるを得ません。

道路上での安全対策への関心が町民の間で非常に高くなっているこうした時期を捉えて、道路上の標示について、総点検、整備が必要ではないでしょうか。国県道、町道にかかわらず。

山﨑町長の見解をお伺いいたします。

２番。水道・下水道等特別会計の公営企業会計への移行について。

苓北町において、水道、下水道等会計が特別会計から公営企業会計に移行する準備が進んでいるようです。この移行は、総務省の要請によると聞き及んでいます。そこで、①公営企業会計に移行する意義とその目的。②独立採算制となる公営企業会計。町民生活に直結する今後の水道、下水道等の使用料金改定について、どのように考えておられるのか。③上記を含め、公営企業会計移行により、何がどのように変化し、町民の生活にどのような影響を及ぼすことになるのか。

以上３点、山﨑町長の見解をお伺いいたします。

３番。一般質問した事案と今期自らの選挙公約とした事案の今後について。

令和５年３月議会定例会に一般質問した苓北町管理漁港となる坂瀬川漁港小路地区の西防波堤のコンクリート方塊の解離については、あれからどのような検討がなされ、どのような状況にあるのでしょうか。

地方自治体として奨学金の貸し付けを行うよりも、地方奨学資金の返済支援を就労先

となる町内事業所とともに取り組むべきと質問をいたしました。そこでですが、令和５年度の苓北町の貸付奨学生は何人となりましたか。令和４年度末で苓北町の貸付奨学生を終え、地元、天草に就労した者は何人でしょうか。掌握されていますか。町独自の奨学金返済支援制度等の検討を進めて参るとの答弁をいただきました。あれからどのような検討がなされ、どのような状況にあるのでしょうか。

最後となりますが、町内に児童公園の開設をとのことで、私の選挙公約としておりました。令和５年度、子育て支援も兼ねて、上津深江広域避難地を防災公園として整備するための基本計画を策定することに予算措置がなされているようです。ぜひ地域づくり実践塾なりで、町民の意見を聴取され、基本計画に反映させてほしいと願うところです。私見となりますが、ブランコにおいても、１人用と親子なりの２人用の２種類のブランコにする、小さな子どもが立った状態で遊べる、車いすに乗ったまま遊ぶことができる砂場の設置等インクルーシブな視点での遊具の設置、公園開設を望みます。

山﨑町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の安全対策にかかわる町内道路上の標示について、総点検、整備が必要ではないかとのご質問についてでございますが、まずもって、本年３月と４月に発生をいたしました事故、及び運転中に意識をなくされたことによりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対しましても、お悔やみを申し上げたいと存じます。

このたびの事故等を踏まえまして、早速、４月２７日に天草警察署に出向いて、警察署長様と面会をし、先般、事故が発生をしました坂瀬川地区の国道の横断歩道のほか、町内国道を巡回・点検を行い、国道に設置をしてあります横断歩道の道路標示のうち、標示が消えかけている坂瀬川郵便局付近ほか、１２箇所についても、併せて補修に関する要望を行ってまいりました。

議員ご質問のとおり、町といたしましても県道及び町道につきましても、天草地区交通安全協会苓北部会等とも連携をしながら、総点検を行い、町民の皆様方が安心して道路を横断できられるように、道路標示の補修等に努めてまいりたいと考えております。

次に、２項目目の水道・下水道等特別会計の公営企業会計への移行についてのご質問にお答えをさせていただきます。

１点目の公営企業会計に移行する意義と目的でございます。公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う需要及び料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新経費の増大により、厳しさを増すことが予想されます。

こうした中、水道・下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供

していくためには、発生主義に基づいて、複式簿記による資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握したうえで、中・長期的な視点に基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があることから、公営企業会計への移行を進めているところでございます。

次に２点目、３点目の今後の水道・下水道使用料の改定についての考え方と、町民の皆様の生活への影響についてでございます。

公営企業会計は「独立採算制」を原則として運営されるべきでありますので、まずは当該会計において、収支のバランスを考慮しながら、料金の決定を行う必要がございます。

しかしながら、地方の自治体におきましては、独立採算で水道や下水道事業の経営を維持していくことは、非常に困難でございますので、この点につきましては、国からの財政支援の要望を強化、継続するとともに、公営企業債の活用や一般会計からの繰り入れも認められておりますので、町全体での財政状況も考慮しながら、継続した住民サービスができるよう努めてまいりたいと考えております。その上で、設備の更新等において、その後の維持管理にあたって使用料の改定が必要となった場合にあっては、審議会等での協議を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

また、損益計算書や賃借対照表、キャッシュ・フロー計算書などの財務書類を作成することで、経営状況が明確化され、この作成書類を基に分析し、必要な対策を講じていくことで、水道・下水道事業の経営改善につながっていくようになりますので、できる限り、町民の皆様への負担が軽減できるよう、業務の効率化などにも取り組んでまいります。

次に、３項目目の一般質問した事案と今期自らの選挙公約とした事案の今後についてでございますけども、２点目の奨学資金に関するご質問につきましては、後ほど教育長からお答えをさせていただきます。

それでは１点目の坂瀬川漁港向路防波堤コンクリート方塊の離れについてでありますけれども、当該箇所につきましては、年々離れが広がってきており、現在では広いところで７７センチの離れが生じている現状となっております。

先程、浜口議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、こういった状況を踏まえまして、漁港施設としての機能維持及び沿岸の国道・人家に対する防災対策の観点から、熊本県とも協議を行い、復旧に係る財源等を検討した結果、国が進める国土強靱化対策にて、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、改修工事を実施することといたしました。今回の６月議会補正予算に測量設計費を計上させていただいておりますので、予算が成立いたしましたら、速やかに測量設計を行い、工法等も検討を行いながら、早急な改修につなげてまいりたいと考えております。

次に、３点目の上津深江広域避難地防災公園整備基本計画策定に関してのご質問でございました。

この基本計画策定にあたりましては、その目的を「平成２５年度に防災ゾーンとして整備した上津深江広域避難地の平時における活用を図ることとして、令和２年３月に策定をしました第２期子ども・子育て支援事業計画に基づき、その基本理念である「安心して子育てできるまち」の実現のため、ユニバーサルデザインを念頭に、子育て世代を始めとした町民の皆様の憩いの場として、さらには災害時に威力を発揮する防災機能を有した公園の整備に向けて、町民の皆様のアイデアを反映した町民参加による防災公園の整備基本計画を策定すること」といたしております。

この目的に基づきまして、業務発注に係る仕様書においても、町民の皆様によるワーキング会議の開催と併せまして、計画策定のための前提条件として、町民皆様方のご意見やアイデアなどを整理することを明記しており、今後、今月発行の広報れいほく並びに町ホームページ等にて、公園整備に係るワーキング会議参加者を募集し、この公園整備に特化したワーキング会議を開催してまいりたいと考えております。７月以降、５回程度の会議を開催しながら、参加者の皆様のアイデアを計画策定に反映していくこととといたしております。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　只今の廣田議員の奨学資金についてのご質問に答えさせていただきます。

１点目の令和５年度の苓北町の奨学資金貸付奨学生の人数についてでございますが、令和５年度は大学生２名でございます。

内訳は、令和３年度からの継続貸付者１名、令和５年度からの新規貸付者１名でございます。

次に、２点目の令和４年度末での苓北町の奨学資金返還完了者の状況でございますが、８名が完済しております。

内訳は、大学等の貸付者が４名で、平均年齢は３１歳、高校等の貸付者が４名で、平均年齢は２６歳の合計８名でございました。

このうち、地元、天草への就労者は２名で、２名とも苓北町内に居住し、町内事業所へ就労しております。

最後に、町独自の奨学金返済支援制度等の検討状況でございますが、町以外の他の奨学金制度を利用しながら、苓北町奨学資金貸付条例で、返還免除の要件に定める者に該当する場合は、同様の支援ができないか、他自治体の事例を参考に、返還支援制度の調査研究を行っているところでございます。

来年度からの適用を目指して、引き続き取り組んでまいります。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　答弁をしていただきました。交通安全につきましては、努めてまいるということでございます。総点検は、この秋をめどに実施を終え、整備に係る県への最低限、町予算の確保にも鋭意努めていただきたく、よろしくお願いいたします。

次に、公会計ですけれども、再度確認させていただきますが、公営企業会計の導入自体が、町民の水道使用料、下水道等使用料の値上げにすぐさまつながるわけではないということで、理解してよろしいですか。答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　公営企業会計移行に対して下水道の使用料が上がるということではございません。先程申しましたように、その後ですね、やはり設備の更新等が必要になってきた場合には、果たして、いただいている使用料だけでその経費を賄うことができるのかという問題がやっぱり出てまいりますので、その時点におきましては、その折りにですね、審議会等で十分に協議をしていただきながら、対策を検討していく必要があろうかと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　公会計に移行したからといってすぐ値上げにつながるということではないということでございます。町民の皆様も、不安に思っておられる方もおられると思いますので、その点よろしくお願いいたします。年金生活者には大変でございますので。

次に、坂瀬川漁港、私も初めて聞いた、向路防波堤への速やかなる対処、これは向路防波堤、小路と川向ということでしょうけれども、私たちはもう坂瀬川漁港、坂瀬川地区小路漁港とばかり小さい頃から言ってまいりましたので、初めて聞きまして勉強になりました。速やかなる対処ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

また、小路地区に、浜口議員さんもおっしゃいましたけれども、放置してあります放置船について、課長、お尋ねをいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　小路の漁港にですね、斜路のところに放置されております放置船の件なんですけども、午前中もですね、ちょっとお話ししましたけども、昨年の９月ですね、台風の方で、ちょっと転覆して、何とかしなくちゃいけないということで、所有者の方にお願いをして、ちょっといろいろ都合がつかずにですね、斜路に今

の状態でとどまっているようなことになっておりまして、所有者の方が、熊本市内にお住まいですけど、船乗りさんということで、結構、関東に行かれたりとかですね、なかなか近くに普段いらっしゃらない状況ではありますが、連絡を再三とっておりましてですね、先月、お電話でお話をしたときに、６月の中旬か下旬には、その所有者さんが来られて、地元の建設会社というんですかね、そういうところで重機を借りられて、それで、丘まで上げるという一応約束をいただいておりまして、これも午前中お話ししたんですけど、その後、ほかのできるだけですね、漁港の利用者の方の支障にならないすみっこの方に、取りあえず置かせていただいてですね、その後の処理まで、また、こちらからもお願いをですね、していきたいと思うんですけど、今のところはっきりお伝えできるのは、６月中に、所有者の方とのお話での約束の中では、ほかに支障のないところに上げるというところでお話をいただいております。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　課長が１対１で電話でお話をされたわけですか。この方、もうだいぶなりますよね。台風でやられてから。そしてクレーンで釣り上げて、あそこに置かせていただきたいということだったですけれども、あそこにまた、上げたから、もう一安心ということで、持ち主の方が安心をされて、そのまま置きっ放しということになったら非常にまた困るわけですけれども、町も漁協も、地元の人たちも困るわけですけれども、その点について、ちょっと確約等までは言いませんけれども、信用できる人なのかどうなのか、そういうところまでは確認はいただいておりますか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　私たちも、丘に上げるところまで行けば安心とは思っておりませんでですね、やはり完全に、もう今の状態で使える状態の船ではありませんので、もう廃船といいますか、撤去していただくようにも、再三、所有者の方にはお伝えをしておりますが、先程言いましたように、６月中に丘にまず、ひとまず上げてもらいまして、それからも所有者の方にですね、町としても、漁協としても強くお願いしたいと思うんですけども。その方が信用できるかっていうことは、私がお話をした限りではですね、こっちから電話をしないとあっちからは何もですね、連絡がなくて、連絡が来ないなと思ってこっちからするということではなくて、結構、先方の方から、時々ですね、私たちがお尋ねをしておることについての進捗状況と言いますか、そういったところのご報告をいただいてる部分もありますので、私たちは撤去していただけると信じてお願いを続けていきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　ちょっと聞いた話によるとですね、私が直接聞いたわけではないもんですから、質問しようかどうか迷いましたけれども、この船の持ち主の方は、も

う私は人に譲ってるんだと、もうあげてるんだということを言われたと聞いたんですけれども、この話、課長はご存じですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　私たちがずっとやりとりをさせていただいている熊本市内のですね、所有者の方から、確かに今おっしゃられましたように、何か売ったんだという話は伺っておりまして、今回、６月に丘に上げられるとき私たちも立ち会って、一緒にお話をしたいと思いますので、そのときに、その次の所有者の方って言うんですかね、その方の詳細な連絡先ですとか、その辺をお伺いして、もちろん前の所有者の方のときに、そういう状況になってますので、その方にもある程度ご協力いただきながら、次の所有が移ったって言われるその先、移った先のですね、新しい所有者の方にも、同じようにお願いをしていかなければいけないと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　何かこう釈然としないんですけれども、あれを買ったという人がおられるとします。何に使われるんでしょう。あれはもう全然使える船じゃありませんけれども、もうエンジンも恐らくだめだと思います。あれを買ってどうされるものか、分かっていただければありがたいんですけれども、もう船はあげたけんいいでしょう。私に責任はもうないでしょうと言われたときに、非常に町としても困ると思うんですよ。坂瀬川地区でお盆なり、また鬼火焚きとか、そういう地区の行事等も港を利用してされますので、そういうときにあそこに、課長が私に説明された場所に、置かれるということになれば、もう地区の人たちも非常に迷惑されると思うんですけれども。すぐに撤去していただければですね、これ立ち会っていただいて、ぜひ、もう町の責任になってこないとも限りませんので、そういうところは本当に慎重にですね、強気に出るときは強気に出て、やっぱり解決をしていただきたいと思います。はい。もう結構です。

次に、防災公園の防災対策の拠点が誰もが利用できるインクルーシブ的な共生社会の拠点となりうるには、防災公園の整備については町民参画の上、考えていくべきだと思います。これについては、もうどうぞ努力をしていただいて、頑張っていただきたいと思います。もう答弁は要りません。

次に、奨学金の話ですけど、苓北中学校の卒業生として、高校１年生から大学４年生として７学年、１学年５０名として、３５０名。そのような中、苓北町の奨学金の奨学生が２名、ほかの奨学金を借りておられる方が、多数存在するのではないかと私は推測いたします。いないですよと言われれば、それまでですけれども。

ほかの奨学金制度の返還を、町内に在する事業所と共に、速やかに実施をしていただければなと、私は前から町長に質問をしてきているわけですけれども、この秋をめどに制度の設計、来年度（令和６年度）実施、予算化を強く望みます。答弁は要りません。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告５番、倉田明君。

○７番（倉田　明君）　通告５番、倉田です。通告の３件について、質問させていただきます。

最初に、天草広域連合中央消防署苓北分署新庁舎建設についてでございますが、令和２年６月１０日の全員協議会で説明された、令和２年４月１４日の資料「苓北分署新庁舎建設スケジュール（案）」では、現在の苓北分署に隣接する苓北町農村運動広場の一画に令和４年に造成工事、令和５年に建設・解体工事となっておりました。また、令和４年３月定例会では、新苓北分署敷地造成事業説明図で、用地内に建屋の位置図など示されました。

計画どおり造成工事は既に終了し、令和５年度苓北町一般会計予算（案）に、新苓北分署建設に伴う天草広域連合への負担金約１，４００万円が計上されておりました。当初計画案どおり、令和５年に苓北分署新庁舎の完成、及び隣接する現分署解体工事についての見通しをお尋ねいたします。

２点目に、新庁舎建設と現庁舎解体に係る費用は、天草広域連合で負担し、分署解体跡地は、駐車場や訓練スペースとして活用すると伺っております。整地及び舗装工事等の費用負担も天草広域連合となるのか。

また、天草広域連合への常備消防費負担金と別に、今後この新庁舎建築に係る苓北町単町の負担金の発生はあるかどうか、伺いたいと思います。

次に、苓北町消防団等の現状についてお尋ねいたします。

苓北町消防団員の条例定数は、昭和４１年、３８０人、昭和４８年、３４５人、昭和５３年、３１０人と減少してきておりましたが、平成７年には２０人増員され、３３０人となり現在に至っております。昭和４０年代から平成７年までの２９年間に、３回見直しが行われてきましたが、平成７年から現在までの２７年間、定数改正は行われておりません。そして、現在の定数３３０人に対し、令和５年４月１日現在、団員数は２４４人、内訳といたしましては、基本団員２１９人のうち、女性９人、機能別団員２５人で、定数を８６人割り、ここ２４年間定数を満たしておりません。

令和２年３月２３日の消防委員会では、団員数は２７８人であったが、活動に特段支障ないなどの意見を踏まえ、令和２年６月議会に条例定数「団員３３０人を３００人にする」改正案が提出されましたが、改正案は否決され、現在に至っております。

そのような中、団員不足を補うため、令和４年度から「機能別団員」として、当該消防団の区域に居住し、昼間おおむね所在する者で、年齢が６５歳以下で、消防団経験１０年以上の方など、職務は主に昼間の火災発生時における消火活動、その他団長が特に

必要と認める職務とされております。現在、４つの分団に２２名とありますが、すいませんが２５名に変更訂正方お願いいたします。２５人が入団されております。

特に、令和４年度３月末には、退団者３７人、令和５年度、入団者５人となっておりますが、これは団員の在籍があっても、出動が思うようにできない団員の整理や、１０年、２０年勤務された節目の退団者などが要因と言われております。

現在、機動分団を除く、町内４分団１６班のうち、班構成基本団員６名の班が２班あり、町当局及び各団各班においても、団員勧誘に努力されておりますが、現在の状況であります。今後、団員の確保と班編成等について、町当局の考え方を伺います。

２点目の住宅用火災警報器の設置状況について伺います。

消防庁によると、住宅用火災警報器が設置されたことで、死者数と損害額は半減、焼損床面積は６割減したと言われております。

消防法改正で、住宅用火災警報器は、新築住宅は平成１８年６月１日から、既存住宅は平成２３年６月から全ての住宅に設置が義務付けられましたが、この件について、令和元年１２月定例会での質問に、答弁で、町は天草広域連合に伺ったところ、消防庁の調査における世帯の選出方法は、管轄世帯数により調査世帯が決まっており、９，９９９世帯以下は２４世帯以上であり、管轄世帯数で調査世帯数が異なるとのことでありました。

最近の設置状況については、平成３１年３月に調査が実施され、天草全体の管轄世帯数は５万１，８８７世帯で、選出方法による調査世帯数は４５５世帯。調査結果として、１個でも設置されている設置率が８５．１％、基準どおりの設置は５５．６％となっており、苓北町は調査世帯２４世帯で、設置率９１．７％、設置基準どおりが７５．０％のことでありました。

そのような状況ではありましたが、住宅用火災警報器設置の現状について、苓北町独自での実態調査はなされているのか。調査がされていないとすれば、調査の考えはないかお尋ねをいたします。

また、住宅用火災警報器の電池の寿命は、通常１０年と言われており、設置が義務付けられて１１年が経過し、設置当初の機器は電池交換時期を迎えております。電池式の場合、電池交換は可能ではあるが、汚れや部品の劣化等により、１０年ごとに火災警報器ごと交換した方が良いとも言われております。選択については、設置者のお考えにもよりますが、電池警報器の交換時期を迎え、天草消防連絡協議会の情報誌「絆」２３号、３月１日発行にも掲載されておりますが、防災意識高揚の観点から、定期的に苓北町広報紙等で情報提供のお考えはないか、お尋ねをいたします。

最後に、天草広域連合新ごみ処理施設整備事業計画についてお尋ねいたします。

この件については、令和４年６月２７日、苓北町議会全員協議会において、天草広域

連合の担当職員より、事業計画の概要説明と質疑応答がありました。後日、この件に関し、天草広域連合規約の変更について、構成市町の同文議決案が各市町議会に提出され、苓北町議会は、令和４年７月５日に議決したところであります。

そのような中、今年２月２３日の熊日新聞に「ごみ処理施設予算一部削除」の報道記事で、新ごみ処理施設の建設に関する一部の予算を削除する修正案が可決した。修正案は、同議会厚生常任委員会が提出し、施工監理業務委託費の債務負担行為（２３年～２６年度）１億９，３００万円を削除。修正案に賛成する議員は、焼却灰の資源化などの確約年数や、松島地区の中間施設のあり方が固まっていないなどの計画の進め方を疑問視し、「いったん立ち止まる必要がある」と主張。反対する議員は、「専門知識を持つ施工監理者がいないと、着工や運用開始が遅れる」と懸念を示した。連合長は閉会後、「必要な予算であり、理解いただけるようにしっかり説明していく」と述べられております。

その後、今年３月９日、苓北町議会全員協議会において、天草広域連合担当職員より、令和５年第１回天草広域連合議会定例会（今年の２月２２日）での予算の修正案についての説明があり、今年８月議会に提案し、令和９年７月稼働を目指したいとのことでありました。

天草広域連合の施設整備全体スケジュールとしては、令和５年度で事業者選定・契約、土地造成工事、そして５年度から６年度にかけ施設設計、また６年度から８年度にわたり施設建設工事などで、令和９年４月稼働開始の目標となっております。

しかし、現在、双方の意見に隔たりがあり、計画案が長引くと、建設費増加が懸念され、併せて、現在稼働中の操業延長期限の再延長を令和７年度、８年度以降も発生する恐れがある。この稼働中の施設は古く、操業の延長、再延長によっては、修理費・維持費等の増加も懸念されます。新ごみ処理施設整備事業の今後の見通しについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、天草広域連合中央消防署苓北分署新庁舎建設についてのご質問についてでございますが、１点目の苓北分署新庁舎の完成の見通しについては、建築、電気設備、機械設備工事とも入札が済み、去る５月９日に起工式が行われ、令和５年（本年）１１月末に完成予定となっております。

また、現苓北分署の解体工事につきましては、新庁舎完成進捗状況を見ながら、速やかに解体工事入札を行い、本年１２月末までに解体を終える計画予定となっております。

なお、現建物跡地は、現在の計画では整地のみで舗装は行わないという計画でござい

ます。

次に、２点目の費用負担についてでありますが、新庁舎建設、現庁舎解体、跡地の整地まで広域連合負担となります。

また、当初予算に計上しております常備消防費の建設費負担金以外に、苓北町単独の負担金の発生はございません。

次に、２項目目の苓北町消防団等の現状についての、第１点目の今後の団員確保と班編成等についてでありますが、町としましては、議員ご承知のとおり、令和４年度から「機能別団員」制度を新たに設けております。また、さらなる消防団員の確保に向け、団員の任用要件について、現在の町内居住者に加え、町外居住者でも町内に勤務なされる方まで任用要件を拡大し、消防団員として活動ができるよう、「苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」今議会において上程させていただいております。１人でも多くの団員の確保ができるよう苓北町消防団とも連携を図りながら推進をしてまいります。

また、構成基本団員が６人の班が２班ございますので、５月１０日に開催をしました消防団役員会において、苓北町消防団の組織の現状ということでご報告をし、今後の班員の確保と班編成のあり方等について、今後ご検討いただくことといたしております。

２点目の住宅用火災警報器設置状況に関するご質問についてでありますが、天草広域連合の方で、毎年度、設置状況調査が行われておりますので、苓北町独自の実態調査はこれまで実施をしてきておりません。

しかしながら、消防庁の調査基準による調査においては、先程、倉田議員からもありましたように、苓北町の調査世帯は、平成３１年度にあっては基準の２４世帯以上ということで、２４世帯の調査が行われております。これについては、全世帯数３，０００戸余りから見ると、０．８％と１％にも満たない抽出数であります。

なお、今年１月に行った最新の調査では、７３世帯を対象に調査が実施されておりますが、抽出率こそ２．４％余りとなりますが、今回の調査では、設置率が７８．１％、そのうち基準どおりは３２．８％ということで、やはり、この結果から見ますと、調査数を増やさないと、より実態に近い数値はつかめないのではないかと思っております。

この点につきましては、改めて消防本部とも協議をしながら、調査のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、住宅用火災警報器が１０年以上経過したものは、故障や電池切れの可能性があるため、毎年、広報れいほくで周知を行っているところでありますが、住宅火災予防の観点から、引き続き、設置された機器の電池の交換、点検について、広報活動を強化してまいりたいと考えております。

次に、３項目目の天草広域連合新ごみ処理施設整備事業計画についてのご質問でござ

いました。

本年４月１０日の第１０回天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会において、事業者の基礎審査の確認を行い、その後、５月１６日の第１１回事業者選定委員会において、落札候補者１社の決定がされまして、５月３０日に審査講評が連合長へ答申をされております。これを受けまして、６月１日に、天草広域連合議会議員皆さんの勉強会が開催をされ、これまで出されていた質疑案件等について改めて説明が行われております。

今後の予定といたしましては、広域連合の７月臨時会において、前回、修正案が可決されました施工監理業務予算の再上程を行い、今回の落札候補者との間で仮契約を締結し、８月の天草広域連合定例議会において、このごみ処理施設契約の議決という手順で、進めていく予定でございます。

以上、倉田議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ご答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

苓北分署の建設については、ちょうど一般質問の申し込みの日の５月２５日だったですか、ちょうど重機が入っていました。そういうことでもありましたが、あえて質問させていただきましたが、順調に進んでいるということでございます。

解体後の旧庁舎の舗装はしないということ、なお、また負担金については、特段、苓北町からの持ち出しはないということでございました。多分、今までも新庁舎建設については、そういう形態をとってきたような経緯を伺っておりましたが、改めてお尋ねしたところでございます。

苓北町消防団の現状でございますが、先程答弁にもありましたが、団員確保については、消防団また町当局、非常にご努力をされて敬意を表するところでございます。今年度また昨年度にわたりまして、２５人の機能別団員の入団がありまして、ありがたく思っておりますが、現在２４０人。この２５人の方の入団がなければ、３３０人に対して１１１人の定員不足という、数字的にはなるわけでございます。やはり、この団員不足につきましては、２市１町とも、やはり団員が不足しております。これは全国的な傾向でもありますが、２市１町の中でも、やはり苓北の方の消防団の定員割れというのが一番大きいようでございます。

そこでひとつお尋ねしますが、機能別団員の任用条件、６５歳以下の者とありますが、一応入団されて、入団後の任期いわゆる年齢的に６５歳から何歳までお勤めいただけるのか。体調等によるんでしょうけども、その辺の設定っていうのはあるんでしょうか。

お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　副町長。

○副町長（福田誠一君）　すいません、定年っていう形はですね、今はとっておりませんので、ご本人の身体の状況、本人の意向を確認いたしまして、できる限り出ていただくようにお願いをしているところでございます。

この件については、そういうご提案がありましたので、消防の役員会等々で協議をいたしまして、決めることがあれば、役員会の方で決めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ご本人さんのですね、やはり体調等を照らし合わせてですね、対応いただければと思っております。協議のほどよろしくお願いしておきます。

先程答弁の中で、この６月議会に苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するということが述べられましたが、今度、町外居住者を新たに、町内に勤務している方でございますが、この方たちが任用されると、採用された場合、基本団員となるわけですかね。そこをお尋ねいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　副町長。

○副町長（福田誠一君）　基本団員と考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　となれば、入団された班、あるいは分団、そういうのは地区の状況等によって、うまくならしていくんでしょうか。その辺をちょっと。

○議長（野﨑幸洋君）　副町長。

○副町長（福田誠一君）　その事業所に務められている場所によってですね、今のところ、その分団に入っていただくように計画をしております。それ以外でいろいろな条件がありましたら、その入られた方と協議をしたいと思います。以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　１名でもですね、多くご協力いただければと思っております。併せまして、またそういった事業所等にもですね、勧誘のお礼と言いましょうか、理解を深めていただければと思っております。

次に、住宅用の火災警報器、これについて町長答弁では、今年１月、７３世帯、２．４％ぐらいでしょうか、調査したけども、１つでもという言い方でしょうか、１個でもあるのが７８．１％、通常きちっとしてあるのが３２％ぐらいだったということで、今答弁いただきましたが、その答弁の中で、今後の調査方法等について、また広域本部とも協議したいということでございますので、ぜひそういったところも協議していただければと思っております。

次に移りますが、天草広域連合消防職員、現在２１８人。これあくまでも条例定数でございますが、実質、現在は２０８人と、マイナス１０人と聞き及んでおります。

これらにつきましては、平成２２年の、いわゆる第２次行政改革大綱では、当時、２署、７分署、４分遣所の合計１３箇所あったわけでございますけども、平成４３年頃を最終目標として、いわゆる統廃合と言いましょうか、最終的には３署、５分署の１７４人の消防職員という案が示されておりました。当時は２１１名の定員でございますので、３７名ぐらい減るわけですね。私はいかがなものかと思っておりましたが、この計画は平成２７年度の第３次広域計画及び第３次行政改革大綱によって見直され、現在、先程申しましたように、条例定数２１８人、現状２０８人、マイナス１０人で、３署１０分署で、当分の間、この体制でいかれるんじゃないかと思っております。

このような中でですね、やはり広域本部の消防職員、または各自治体の消防団の団員も、全国的でございますが、年々減っているという報道等もあっております。そのようなことでですね、やはり有事の場合は初期の対応が大事であるということは、もうご承知かと思いますが、そういった意味でですね、やはりぜひですね、広域本部の消防職員もですね、充実していただきたいと思っております。

先般ですね、ちょっと広域本部と苓北分署の方に伺いましたが、やはり本部の方も、担当課の職員の方が「足らない」と、３名の方に対応していただきましたが、そういう話でございました。苓北分署の方もご存じのとおり、今１０人体制でございます。以前は１２人でございました。現在１０人で、３人２組交代。この体制をとっていると。それで緊急出動の場合、消防自動車と救急車、３人で対応しなければいけないと。やはり非常に厳しいんですよと。昔、４名体制だったら十分な、十分とは言えませんが、ある程度、対応できたんですけども、やはり１人は基幹、自動車のところにいないといけない。１人は筒先。いわゆる責任者、監督・指揮。現場の状況を聞く人がいないと。非常にやはり迷うんですよと。必要ならば、隣町の天草町の方から、あるいは五和町の方からも要請しますけども、とにかくやはり厳しいと。人員が厳しいと、これ本部の方も言っておられました。この件につきましては、多分、副連合長の山﨑町長もご存じかと思いますけども、やはりその背景には、多分、消防費、いわゆる基準財政需要額の大幅な、やはり人口の減少とともにそれが減るから、そういったことで、見直しがなされていると思っておりますが、ご承知のとおり、消防は１丁目１番地ですから、住民の生活基盤の元でありますから、ほかの予算との兼ね合いもありましょうが、優先的に配分して、やはり住民が安心安全で暮らせるような対応をとっていただければと思っております。それについて、山﨑町長といいますか、副連合長、何かご意見があられれば。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　今の広域連合の消防本部のあり方でございますけども、確かに、倉田議員おっしゃるとおりですね、消防職員におきましても、人員の確保、大変苦慮をしております。現在は、再任用の職員で対応をやっておりますけども、消防職員におい

ても、中途で退職をされる職員も出てきております。そういった中でですね、消防職員の確保につきましては、大変厳しい状況でありますけども、広域連合としても、消防体制のあり方をですね、再協議しながら、現在検討を行っているところでございますので、引き続き検討を進めてですね、人員確保ができるように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ぜひですね、実際、現場の担当職員の方のお声でございますので、連合長、副連合長もご存じかと思いますが、やはりいろんな財政等の関係もあろうかと思いますが、ぜひご検討方よろしくお願いします。

次に、３点目の天草広域連合新ごみ処理施設整備、この件についてでございますが、先程答弁で、今年４月１０日の第１０回天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会において、事業者の基礎調査等の確認を行い、その後、先の５月１６日の第１１回同委員会で落札候補者が決定されたと。そういうことで５月３０日に審査講評が天草広域連合長に答申されております。

これを受けて、６月１日に天草広域連合議会議員による勉強会があり、これまでの質疑等々についての応答があったと思われますが、この件についてもですね、同じく熊日新聞の方に５月３１日に報道がありました。「天草新ごみ処理施設、福岡の企業グループに」とあり、（株）川崎技研が代表を務める企業グループが落札したと。新施設は、設計から施工２０年間の運営維持まで、民間委託するＤＢＯ方式で、落札価格は３３５億円で、予定価格に対する落札率は、９９．７５％とありました。

そこで１、２点お尋ねしますが、総合評価の一般競争入札、２社が参加されて、１社が辞退されたということでございますが、１社の辞退された時期はいつだったのか。また１社だけの入札となり、競争入札の原理がちょっと弱まったわけですが、制度上この入札には問題がなかったのか、その２点についてお尋ねいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　まず、１社が入札を辞退された時期でありますけれども、今回の事業者の募集及び選定スケジュールに沿ってですね、ご説明を申し上げたいと思いますが、まず、入札の公告及び入札説明書等の公表、交付が令和４年（昨年の）８月１７日に行われまして、その後、第１回入札説明書等に関する質問を受け付け、質問回答の公表が行われた後、入札参加資格審査申請書類受付審査が、令和４年１０月３日に行われております。昨年の１０月３日でございます。その審査を経まして、令和４年１０月７日（金曜日）付けで、入札参加があった２社に対して、入札参加資格審査結果の通知がなされております。その後、現地の見学会、概要説明会を経て、令和４年１１月１１日までに、第２回入札説明書等に関する質問を受け付け、その回答の公表を令和４年１

１月２５日に行っております。それらの経過を経て、最終的な事業提案書等入札書類の受付期限を令和５年２月２４日（金曜日）として、最終的な提案書の受け付けが行われたところであります。

そのような中で、令和４年１２月１４日付けで、１社から辞退届が提出をされております。辞退されたのは、代表企業が福岡県福岡市に所在をする会社でございます。

なお、２点目に１社だけの入札となったが、制度上問題はないかとのご質問でございましたけれども、今回の入札方法は、指名競争入札ではなく、入札価格と技術提案等も評価の対象とした総合評価型の一般競争入札となっております。この入札につきましては、１社のみであっても、入札時点では、他社との競争を想定することで競争性はあるという見解でありますので、広域連合の方では問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　一応流れは分かりました。１つ、私が聞き違いかもしれませんが、１社が辞退されたのは、令和４年１２月１４日で理解していいんですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　１社が辞退されたのは、令和４年の１２月１４日付けです。ですから、現地の見学会、概要説明会を経て、その後、最終的な質問事項等がなされておりますけれども、その件に関して、この辞退された事業者としては、なかなか受けることができないという判断で辞退をされたということでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　はい、分かりました。今、町長が言われるように、入札は総合評価一般競争入札ということになっておりますので、ある意味では、問題はなかったのかなと思いましたけども、改めて伺ったところでございます。

やはり今後はですね、先程答弁にありましたが、７月の臨時会で、施工監理業務予算の再上程があるということを聞いております。７月の臨時会でどうなるのかが、非常に８月の定例議会の動きに関連してくると思うんですけども、順調にいけば、７月の臨時会、そして８月の本会議で契約という運びになるんでしょうけども、この前の６月１日の勉強会、議員だけの勉強会に副連合長は多分参加されなかったかどうか分かりませんけども、その何か状況は、様子は伺っておりますか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　６月１日の広域連合議会の議員勉強会では、これまで出されておりました各議員からの指摘事項について、広域連合事務局より、連合としての見解が報告をされております。これにつきましては、今回１社からの提案書が出されておりますので、それを踏まえてですね、報告を行ったということでございました。

今、倉田議員おっしゃったように、今回の勉強会は連合議会議員の皆様のみでの勉強会でありまして、私どもは出席しておりませんでしたけども、私の方も気になっておりましたので、昨日、連合の事務局長に状況を聞いたところ、連合の見解に対しては、特段の異議等は出なかったとのことでございましたけれども、理解が深まったかどうかについては、分かりかねる状況だということでございまして、今後、７月の臨時会の動向というのはですね、今後どうなるのか、私どももですね、今のところちょっとわかる状況ではございません。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　はい、分かりました。やはりそれぞれご意見の違いはあるのはごもっともかと思いますが、やはりですね、今後ともですね、前向きにですね、十分な協議をなされて、施設が早期に完成されるよう、ご尽力いただくことをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、倉田明君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後２時１０分

令和５年６月８日（木）

（第２日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会は、令和５年６月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	髙戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本康秀	書記	田中めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	副町長	福田誠一
教育長	濵﨑敏和	総務課長	武林智成（代理）
税務住民課長	龍岡　学	企画政策課長	宮﨑良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻　悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田　保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘		

８．議事日程

日程第　１　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　おはようございます。

只今の出席議員数は１０人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告６番、田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　通告６番、６番議員、田﨑稔です。

先に通告いたしました３点について質問いたします。

第１点、白木尾台地法面崩壊防止対策について。

令和３年第７回苓北町議会定例会において提出されました本事業に対する補正予算案ですが、審議の中で、議員から本事業の予算を削除する修正案が提出され、賛成多数で可決、その後、１０日以内に招集されました令和３年第８回苓北町議会臨時会において、修正議決された補正予算が再議に付され、そのことにより、当初補正予算案が再度審議され、結果、賛成少数により否決。本事業の見直しが決定しました。

内田、年柄、白木尾区にとっては、長年の懸案事項でありましたので、残念で仕方ありませんでした。その後、町として、本事業に対してどのように対応されたのか。また、今後の考え方についてお聞きいたします。

第２点、水産振興等について。

近年急激に進んでいる磯焼けについて質問いたします。

地球環境の変化で、我が町の近海でも大変な磯焼けが進行しているようです。漁家の皆様をはじめ、関係者の皆様は非常に苦しんでおられるようです。特に今年は、ウニ漁が激減したと聞いています。

これは、観光事業にも大きく影響するのではないかと心配をしております。

町におかれましても、いろんな形で努力をされ、対策をとっておられると思いますが、なかなか漁家の満足いく結果は出ていないようです。

そこで、今まで磯焼けに対し、様々な事業を行ってこられましたが、その成果はどうなのか、お尋ねします。また、その検証の結果、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、米政策と農林水産物の適正価格の実現に向けて。

日本人の主食である米の価格が、長期にわたり再生産価格を下回っております。なぜでしょうか。

このままでは、米の作付生産者は、減少してくると思います。早急に対策を考えていただかないと手遅れになると思いますが、町長の考えをお聞きします。

世界や国内で食料安全保障が論じられる中、「最後の一粒までちゃんと食べるのよ。でも、最初の一粒もない子が世界中にはたくさんいるのです。」という言葉や、食糧の足りない悲惨な国の映像がマスコミから流れます。何か悲しい気持ちになります。

日本は、米が余るから作らないような政策をとっておられると思いますが、生産のできる国が食料の足りない国に供給してやるといったことはできないのでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

また、３月議会で一般質問し、町長に頑張ってほしいとお願いした農林水産物や畜産物の適正価格の実現に向けて、ほかの自治体や団体に働きかけていただいたのでしょうか。また、そのときの反応はどうだったでしょうか。お尋ねいたします。

いろんな立場の人が、適正価格の必要性を認められ、国会にも法案が提出されるようですが、私は、これが「絵に描いた餅」にならないように常に働きかけをしていく必要があると思いますので、町長の更なる決意をお伺いいたします。

以上、質問は終わりますが、答弁次第では、再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　改めて、おはようございます。只今の田﨑議員の質問に答えさせていただきます。

まず、１点目の白木尾台地法面崩壊防止対策についてでありますが、本件は、田﨑議員おっしゃいましたように、長年の懸案事項でございまして、内田区、白木尾区、年柄区の各区連名による要望書をはじめ、地域の方々からの切実な要望を受け、長きにわたって、町も熊本県とも協議をし、検討を行った結果、令和３年度において、国が進める国土強靱化対策にて、一部を県の事業として実施していただき、その他は町の事業として、土地所有者の方々の負担が生じない形で、緊急自然災害防止対策事業債を活用した急傾斜地崩壊対策事業として、実施することといたしまして、土地所有者の方々への数回にわたる説明会を経て、令和３年１２月定例議会、並びに再議をお願いした１２月臨時会に関係予算を計上をさせていただきました。

しかしながら、２度の議会においても、実施工法に疑義があるなどの理由から、議員皆様のご理解が得られず、事業の実施を見送らざるを得なくなり、土地所有者様に対し、お詫びを添え、事業に係る承諾書を返還し、これにより本事業は一旦白紙の状態となりました。

その後、実施工法や財源などについて、再検討を行っていく中で、熊本県に対しまして、令和４年７月と、令和５年３月の２度、県営事業により法面崩壊対策事業を行って

いただくよう、改めて要望書を提出いたしております。

去る５月２６日にも、熊本県天草広域本部土木部長と面会し、現在の検討状況をお聞きしましたが、県営事業としての事業実施は、現状では難しいとの回答でございました。

今後につきましては、引き続き、熊本県との協議を継続していくとともに、改めて関係土地所有者の皆様をはじめ、地域の方々のご理解が得られる形の中で、白木尾台地法面崩壊防止対策が実現に向けて進められるよう、引き続き努力をしてまいります。

次に、２点目の水産振興についてでありますが、磯焼けにつきましては、苓北町のみならず、全国的、世界的にも問題視されている状況でございます。苓北町におきましても、ガンガゼなどの食害などによる磯焼けの影響によりまして、魚類の産卵場所が少なくなり、徐々に漁獲量が減少をしておりまして、それに伴い、漁業所得も減少傾向にあり、非常に重要な問題であると認識をいたしております。

磯焼けの原因といたしましては、専門家の研究によりますと、地球温暖化の影響や、水質汚濁、食害など様々な要素が複合をしていると考えられております。

苓北町では、磯焼け対策といたしまして、昭和５０年代より、築いその投入や魚礁の設置などを行っており、近年では藻場の増殖場を設置するなど、国の補助を活用しながら事業を展開してまいりました。

また、平成２２年度からは、熊本県の補助事業を活用し、苓北町海域の海藻類の繁茂状況の調査を実施いたしております。その中で一部の箇所ではございますが、種糸と呼ばれる種子が付着した糸を海底のブロックなどに巻き付けたり、母藻を試験的に移植したり、食害を防ぐためのネットを設置するなどして、海藻類の増加を図っております。これらの取り組みは、その後の調査におきまして、一定の効果を確認しているところでもございます。

今後も同様に、海藻類の繁茂状況をしっかりと調査、確認しながら、種糸の投入や母藻の移植などの対策を、取り組み範囲の拡大も視野に入れながら、継続的に実施してまいりたいと考えております。

次に、３点目の米政策と農林水産物の適正価格の実現に向けてについてでありますが、国は「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」を立ち上げ、令和４年１０月から、食料・農業・農村基本法の見直しを本格的に検討されておりまして、先月２９日にその中間とりまとめが決定をされました。その基本理念として、「国民一人ひとりの食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保」、「農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保」の４つを掲げられております。

まず、米政策に関しましては、この基本理念のうち、「国民一人ひとりの食料安全保障の確立」の中に、「農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場

も視野に入れた産業に転換」との文言が明記されているとともに、農林水産省が発出している「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の中でも、米も輸出重点品目の１つに掲げられております。先程、田﨑議員からのご質問にもありましたように、国外への輸出体制もですね、今後、行っていこうという国の動きであろうと思います。

また、農林水産物の適正価格の実現に向けましては、中間とりまとめの中の基本的施策のうち食料分野に、「適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築及び消費者や事業者等の理解醸成」の文言が明記をされております。

町といたしましても、これまで熊本県町村会を通じて、毎年、国及び県に対し、農林水産業の再生・振興に対する取り組みの強化を要望いたしております。

また、今後につきましても、引き続き国の動向を注視し、今年度から再開することとしております苓北町及び苓北町議員皆様全員による、関係国会議員への要望活動をはじめとして、機会を捉えながら、要望や働きかけなどを継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、田﨑議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

第１点目の白木尾台地の法面崩壊防止対策についてですけれども、本事業に対しましては、本当、町として努力をしていただき、また事業計画、予算化までしていただき、地域住民の一人として、大変ありがたく感謝を申し上げております。

それぞれの立場、それぞれの考えで、先程町長が言われたような結果になったことは残念で仕方ありませんが、私としては、もう少し歩み寄りができなかったのかと返す返す残念でありません。

しかし、町としては、一旦白紙になった本事業に対し、引き続き県に対し陳情を行っていただいている、そのことには感謝申し上げます。

しかし、先程の答弁では県としてはなかなか難しいとの回答をなされたとのことですが、町長の感触としてはどうですか。本当に難しそうですか。お願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　現状で申しますと、やはり県営事業としての対策は難しい状況であります。県営事業と申しましても、これは国の補助事業等を持ってきた中で県営事業として行うと言うことでございますので、その点についてはですね、県の方は難しいという状況でございます。

今後につきましては、単県での事業があるのかどうか、またあるいは、現在の国土強靱化の対策が令和７年度までになっておりますので、町が主体となって実施する場合におきましては、この令和７年度が今のところタイムリミットではないかなと考えており

ます。そういった中で、先程も申しましたけれども、実施工法等についても見直しを行った上で県に要望しておりますので、県の方の対応をもうしばらく見させていただきながら、それでもどうしても無理なようであればですね、町の方で、この国土強靱化に伴う起債を活用した形で実施をしていければと、現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　前向きな答弁ありがとうございます。当地は、いまだにですね、崩壊が続いているようです。このままだと、今、言われてます線状降水帯や大型台風が来ると大変なことになると思います。町長が言われるように、前向きに検討をしていただきたいと思います。私は素人で分かりませんが、全体を一括してするのが難しければ、何回かに分けて進めることができないか、お尋ねいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　その点につきましては、前回ご提案したときもですね、工区を２つの工区に分けた形でご提案をしております。その１つの工区について、一部を県が実施していただくということでございましたので、そのほかの部分について、町が実施をするという形で、予算の提案をさせていただいておりました。

最終的にですね、工法を見直した形の中で、どれだけの事業費がかかるのかということもございますけども、それを例えば、町が主体となって行う場合に、単年度でできるのかどうか、そういったところも含めて検討をさせていただければと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思います。

次に、水産振興についてお尋ねいたします。

昭和５０年代より、築いそ投入や魚礁の設置などを行い、近年では、藻場の増殖場を設置するなど事業を展開しておられます。その結果、成果はどうだったのか。お尋ねいたします。漁礁も投入されて、だいぶ長くなっておりますけれども、その辺のところをよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　磯焼け対策の進捗状況でありますけども、町長答弁にもありましたが、昔からですね、町内の全域に築いそと言いますか、並型魚礁、大型魚礁、投石礁とかですね、丸太魚礁など、いろんな効果が見込まれる魚礁を投入しているところでありますけども、平成２２年度からですね、その効果はどうなのかということで、業者さんに潜っていただきましてですね、調査を始めているところでありまして、漁礁を入れたところ全てを潜って調査できているわけではありませんけども、富岡を１

箇所とか志岐を１箇所とかですね、そういう形で行っている結果としましては、それぞれ魚類、海藻も生えており、それからカサゴとかですね、アジとかの魚類も見られているということで、今、町が行っている増殖場の方が、餌場として一定の効果が、これ報告書とか写真もあるんですけどもですね、出ているという結果となっておりまして、さらに、今現在は、答弁の中にもありましたけども、魚礁を設置するだけではなくて、そこに調査をしながら、必要に応じてですね、海藻の種子を植え付ける取り組みも行っておりまして、これはまだたくさんの区域でやってるわけではないんですけども、直近で言いますと富岡の方にアントクメっていうですね、以前はちょっとこのあたりにはなかったのかも分かりませんけども、地球温暖化の関係で、適した海藻は何だろうかということをですね、考えまして、それを令和元年度から４年度まで母藻の投入とですね、食害というのがやはり大きな磯焼けの原因の１つでもあると考えておりますので食害に合わないように移植した部分については、食害防止のネットを張るなどして、それでこの富岡に関しましては、昨年度の調査結果では４００平米のですね、藻場がもともと磯焼け状態だったところに創出できたというような結果となっております。

またこの種子の植付けを、今後も範囲をですね、箇所をちょっと、ほかの箇所も、このような形で取り組んでいきながら、少しでも藻場のですね、再生が図れるように行ってまいりたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　ありがとうございます。事業の効果が表われているということで安心しましたが、やはり海も生き物ですので、やはり農地で言えば、耕してですね、そして管理をしながら、やはり育てていかなければいけないと思います。

先程言われましたように、海藻の種をしたり、そういったですね、手入れをしながら、毎年やっていただければ段々ですね、磯焼けも解消してくるんじゃないかと思っております。そういうことを、今後ですね、大々的にはいきませんけれども、徐々にですね、範囲を広げて、予算化をですね、していただいて、広がっていければと思ってます。毎年そういったことをすればですね、先程言われたような藻場が生き返ってくると聞いておりますけども、そういったこともよろしくお願いいたします。

それと、ウニ漁ですけれども、ウニも先程言われましたようにガンガゼ類の排除。そしてウニがですね、産卵ができて、子どもが生まれて、やはり食害が出るというようなことがありますので、ガンガゼの排除とか、過剰なウニの排除、そういったことをしていって、今言われたようなことをやっていけばですね、藻場も生き返って、そしてウニも身をですね、たくさん入れるというようなこと。今、何か坂瀬川からこちらの志岐の方に、漁家の方が努力をされて、してきておられますが、だんだん生き返ってきているようでございます。そういったことは、町も把握されておられるとでしょう。そういっ

たことを、今後、西の海でもですね、西海岸でも続けていってもらえたらと思うんですけど、その辺の考えはどうですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　ウニにつきましてはですね、やっぱりその海藻を食べてですね、大きくなっていくということで、藻場の再生とも大きな関わりがあると思うんです。海藻が少なくなりますと、ウニ自体の数はあったとしても、中身が、身が少なかったり、あまり入ってないというようなことを聞いておりますのでですね。それと、身は入ってないにしてもですね、ガンガゼの方が、やはり相互の関係で海藻を食べ尽くしてしまうようなことになるとですね、いけませんので、ガンガゼが過剰に数が増えたりしたときにはですね、駆除も実際行っておりまして、水産多面的交付金というのを活用しまして、ガンガゼの駆除も、これもなかなか町内全域を一遍にっていうのができてないんですけども、箇所を変えながらですね、全域的に駆除をやっておりますので、それで、藻場を再生していきながら、それでウニの方も身が入って、それがウニの漁獲量としても上がってくるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　ありがとうございます。そういったことで、徐々にでありますが、もう少し拡大をしてですね、もう結果が出てると思います。私はですね。すればですね、できる、そして、なるわけですから、もう思い切ってですね、予算化をして、何かの事業を持ってきて、できればと思うんですけど、町長どうですか。その辺の考えは。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　当然ですね、今そういった試験的な実施、それと毎年のですね、確認も行っておりますので、それを踏まえて、国・県にもご相談をしながら、事業のですね、取り組みができないか検討してまいります。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　これも、早急にですね、対応していただきたいと思います。

　では、３番目の米政策についてお尋ねいたします。

　現在の国の米政策について、町長はどのように思っておられるのかお尋ねしたかったんですが、私の質問の仕方が悪かったようですから。我が町では、近年ではレタス栽培の裏作としてという位置づけで、赤字を覚悟でですね、米も作っておられます。しかし、生産費が本当に高くなると、米を作る農家が減少していく可能性があります。ＷＣＳに移行しようとしても、畜産農家が減少する中、枠がなければ契約できませんので、これも大変です。実際に、米を作らないという、そのような傾向も表れております。

　町としては、県の町村会を通じて、国及び県に対し、農林水産業の再生・振興に対する強化を要望してきたと言われますが、今の現状のとおりであります。非常に農家が苦

しい状態に置かれております。その辺は、町長どうですか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　米の価格と生産の継続ということにつきましては、私共も十分苦しい状況をですね、理解をいたしております。そういった中で今回ですね、米政策に関しても、国の方がやはり需要と供給のバランスも考えた中でですね、米を引き続き、米政策を維持していくためには、国外への輸出も検討しなければならないという段階に入ってきてると思いますので、そういった中でやはり、米の供給量等を、問題の中でですね、米政策がこういった形で国外輸出等も始まっていけば、今現実的に課題となっております耕作放棄地の問題とか、遊休農地の問題とか、そういった部分も含めて、徐々にではありますけども、解決の糸口が見えてくるのではないかと考えておりますので、引き続き、国・県に対してもですね、要望してまいりますし、先程申しましたように、議員の皆様にもですね、ご協力をいただいて今年度からまた国会議員への要望活動を再開したいと考えておりますので、その席でもですね、議員の皆様からも、国会議員の方に強く要望をお願いできればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　町長の前向きな答弁ありがとうございます。なかなかこう、一緒に頑張っていこうと思うのは、同じ考えを持って進まないといけないので、町長のお考えをお聞きしました。

最後になりますが、今回の国会議員の要望の中にですよ、先程言われましたけれども、農林水産物の適正価格の転嫁の早期実現ということを加えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　これについてはですね、本日、議会終了後の全員協議会の中で要望活動の内容等についてご説明を申し上げたいと思っておりますけども、当然、この農産物の適正価格についても要望事項として上げておりますので、ご意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　ありがとうございました。これで終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、田﨑稔君の一般質問を終わります。

次に、通告７番、錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　８番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました２件について一般質問をさせていただきます。

まず始めに、苓北町堆肥センターの運営について質問をいたします。

苓北町堆肥センターは、平成１３年８月より、牛ふん、下水道脱水汚泥を「資源」として位置付け、堆肥センターで優秀な堆肥を生産、農地に還元し、安心、安全な作物を作ることで、資源循環型社会の構築、苓北町の有機農業経営を目指され、運営されて来られました。

また、平成１６年１１月施行の家畜排せつ物法による畜産ふん尿の適正管理、畜産振興、有機農業の推進、従来、焼却処理していた生ごみの堆肥化をされ、すばらしいものであると思います。

私が懸念しているのは、毎年、多額な財源を投入されているということです。

過去５年間の経営内容の推移を見ますと、平成３０年度で１，９７４万９，０００円、令和元年度で１，７０１万３，０００円、令和２年度で１，９１３万２，０００円、令和３年度で２，５１８万３，０００円、令和４年度で２，０９１万６，０００円の赤字となっております。

この中に、設備投資された金額も含まれているものもありますが、いずれにしても、年間２，０００万円程度が赤字となっているのではないかと思っているところでございます。

また、畜産農家も年々と減少してくると思います。

今後、更に多額な赤字が見込まれると思いますし、堆肥センター運営も一段と厳しくなってくるのではないかと思っているところでございます。

この会計の分類からすると、堆肥センターの会計は公営企業会計に値すると思いますし、農業施策の中で、いくらまでとの数字はありませんが、若干の公的資金の投入はやむを得ないと思いますが、将来的にはやはり、経営内容は、最低でも収支差額が出ないような経営、あるいは利益が出るような運営内容を考えていかなければならないと思っているところでございます。

また、運営方法を見直す必要もあるのではないかと思っております。

堆肥センターの概要を見ますと、処理能力は１日当たり２０立米、生産能力１日当たり約１０トンとなっているようでございます。

単純に計算して、稼働日数を２４５日とした場合、これは休日が１２０日、週休２日で１０４日と祝祭日が１６日ありますので１２０日です。３６５日から１２０日を引きますと２４５日。これ掛けることの１０トンで年間２，４５０トンの堆肥が生産可能となります。

過去５年間の生産量を見ると、年間平均５００トンで、稼働率は２０％になると思っております。

改善の方法は、原材料の確保、販売量の拡充、及び経費節減など、もう一度見直す必

要があるのではないかと思っております。

今、牛ふん回収量も減少傾向にあるのではないかと思いますし、この状態では、事業を縮小、あるいは休業、あるいは公的資金の多額な投資が必要になるのではないかと思っております。

私が思うのは、ほかの地域、いわゆる町外からも原材料を確保し、生産量の増大、販路拡大に努め、経営安定を図ることも視野に入れるべきではないかと思っているところでございます。

先程も述べましたように、町の企業会計に値しますので、特に改善が必要ではないかと思っているところでもございます。

今後、苓北町の財政状況を考えてみると、自主財源の確保が年々と厳しくなってくると思います。そうすると公的資金の投入も難しくなってくると思っているところでございます。堆肥センターの経営が自立できるような改善が必要と思いますが、今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、水道・下水道事業の公営企業会計移行について質問をいたします。

この件については、先日、廣田議員からも質問があり、重複する件もあると思いますが、通告しておりましたので質問をさせていただきます。

令和６年度より公営企業会計へ移行するとのことでございます。

地方公営企業法適用の目的は、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設・管路などの老朽化に伴う更新投資の増大、国・地方を通じた財政状況といった社会状況の中で、将来にわたって下水道事業を安定的に運営していくためには、事業の経営成績や財政状況を的確に把握し、その分析を行うことにより、効率的で的確な取り組みが必要であるとされているようでございます。

公営企業会計による効果は、現金の収支を記録するだけではなく、経営成績や財政状況を記録した損益計算書や、貸借対照表などの財務諸表を作成し、公表することにより、財政状況を分かりやすく示すことができるようになる。損益取引と資本取引を区分して整理するため、経営成績を明確に把握することができ、その分析により中長期的な経営計画の策定に必要な情報を得られることができます。減価償却の導入により、既存施設の老朽化状態の把握が可能とともに、統一的な基準に基づいて試算を整理していくために、適正な資産評価ができ、施設の更新計画を的確に行うことができるなどが挙げられているところでもございます。

また、メリットとして、予算を超える弾力的な支出、効果的・機動的な資産管理などが可能となり、経費の自由度が向上。経費に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上につながるとされています。公営企業会計に移行した場合に、①メリ

ットとして、予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理などが可能とあるが、単独で利益が出た場合のことでありますが、赤字の場合、どのようなメリットが考えられるのか、お伺いいたします。次に、②今まで以上に、どのような住民サービス向上が考えられるのか。③資金不足が生じた場合、一般会計からの繰り入れは可能であるようですが、今後どのように推移されていくのか。④水道・下水道の料金決定は、経営内容により決めることになるのではないか。今までのような各自治体で自由に決定されるのかどうか。次に、⑤特定地域生活排水処理事業、いわゆる合併浄化槽設置の管理費は、浄化槽、これ人槽の規模により決定されておりますが、下水道使用料金と同等で使用量に応じた料金にできないかと思っております。公平・公正の判断は難しいが、同一料金とするのが望ましいと私は思っているところでございます。⑥将来、農業集落排水事業を廃止し、特定地域生活排水処理事業、いわゆる合併浄化槽設置への移行、あるいは下水道施設への接続は考えられないか。移行することにより、農業集落排水処理事業施設が不要になり、維持管理が不要となり、老朽化に伴い、将来多額な投資が予想されると思います。

今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず、１点目の堆肥センターの運営についてでありますが、苓北町堆肥センターにつきましては、家畜排せつ物のほか、有機質資源を堆肥化し、良質の完熟堆肥を農地に還元し、土壌生産能力の維持増進と循環型農業の推進及び地域環境保全の向上を目的に設置され、平成１３年度に供用を開始いたしまして、現在、稼働から約２２年が経過をしております。

開設当初から、経営収支が厳しい状況でございましたが、苓北町低コスト組合などへの堆肥利用の働きかけや、町外での販売店舗拡大などの販売促進、また、令和２年度から、牛ふんの回収料及び処理料を無料化したことによる原材料の確保対策など、経営の安定を図りながら、安価で良質な堆肥を安定して広く提供することによりまして、農業振興の観点も含め、運営を行ってまいりました。

しかしながら、現在、畜産農家の減少、長引く物価高騰、人口減少による農業の担い手不足など、堆肥センターを取り巻く現状も大変厳しい状況にございます。また経年劣化により、堆肥攪拌機や重機、車両類は軒並み老朽化をしておりまして、修繕などにかかる多額の経費が今後も懸念される状況であります。

このような中、世界情勢の影響により、肥料の国産化と安定的な供給が課題になる中で、今年度より、堆肥センター機器類の大規模な更新計画の策定に着手をしておりまして、現在、来年度以降の国の補助事業採択に向けた国・県との打ち合わせに入っている

ところでございます。

なお、今回のこの更新計画につきましては、単に機器類の更新のみにとどまらず、それと併せ、今後の堆肥センターの永続的な運営を念頭に、センター従業員の処遇改善等による労働力の安定確保、堆肥の原料となる牛ふんや生ごみ、下水道汚泥などの将来的な見通しと、長期的な受け入れ計画なども十分に調査・研究を行うこととしておりまして、堆肥センターの運営全般につきまして、抜本的な見直しも含めて、検討していくこととといたしております。

また、先程申しましたように世界情勢の影響で肥料の国産化と安定的な供給が課題になる中で、下水道汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大の取り組みが、国においても加速化されることになっております。

苓北町におきましても、国土交通省が実施をいたします重金属肥料成分等の分析支援事業への申請を行うとともに、熊本県が行う下水道汚泥資源の肥料利用を促進するための案件形成支援事業にも取り組むことといたしております。

このような取り組みの中で、錦戸議員からご提案をいただきました町外からの原材料の確保や、町外への販路拡充などの展開も含めたところで、検討をしていくことといたしておりまして、将来的に苓北町堆肥センターが経営の安定も図られた中で、本来の目的である資源循環型農業の実現に向けて進んでいけるよう、引き続き、頑張ってまいりたいと考えております。

次に、２項目目の水道・下水道事業の公営企業会計への移行についてのご質問についてでありますが、まず、１点目の単独で赤字が発生した場合でありますが、公営企業会計は、「独立採算制」を原則として運営されるべきでございますので、収支のバランスに配慮しながら、経営改善に取り組んでいく必要がございます。

しかしながら、昨日の廣田議員の質問でもお答えいたしましたとおり、地方の自治体におきましては、独立採算で水道や下水道事業の経営を維持していくことは、非常に困難でございますので、国からの財政支援の要望を強化、継続するとともに、公営企業債の活用や一般会計からの繰り入れも認められておりますので、町全体での財政状況も考慮しながら、継続した住民サービスができるように努めてまいります。

次に、２点目の住民サービスの向上についてでありますが、損益計算書や貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書などの財務書類を作成することで、経営状況が明確化され、この作成書類を基に分析し、必要な対策を講じていくことで、水道・下水道事業の経営改善につながっていくようになりますので、できる限り住民の皆様への負担が軽減できるように、業務の効率化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、３点目の一般会計からの繰入金と今後の推移についてでございますけれども、令和４年度の水道特別会計におきましては、コロナ対策として対応いたしました基本料

金支援分を除きまして、２，０４２万４，０００円の一般会計からの繰入金でございました。平成２８年１２月に作成をしております「苓北町簡易水道事業経営戦略」において、令和７年度の繰入金の計画につきましては、公債費分などの繰入金として、２，６６７万円で計画をしているところでございますので、ほぼ令和４年度と同様の額という形になろうと思います。また同様に、令和４年度の下水道特別会計では、水道と同様にコロナ対策として対応いたしました基本料金支援分を除きまして、２億１，１０９万９，０００円の一般会計からの繰入金を実施をしておりますが、平成３０年１１月に作成した「苓北町公共下水道事業経営戦略」における令和９年度の繰入金は、公債費分等繰入金として１億７，２９２万円で計画をしておりまして、下水道事業につきましては、徐々に一般会計からの繰り出し、繰り入れですね、少なくなるというような形の計画になっております。今後もできる限り、一般会計からの繰入金を抑制できるようにそれぞれの会計ともにですね、効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の水道・下水道料金の決定についてでございますが、先程申しましたとおり、公営企業会計は「独立採算制」を原則として運営されるべきでございますので、まずは、当該会計において収支のバランスに配慮しながら、料金の決定を行う必要がございます。国からの財政支援の要望や、町全体の財政状況を考慮しながら、継続した住民サービスができるように努めてまいります。

次に、５点目の特定地域生活排水処理事業の使用料を、下水道事業の使用料と同様で、使用量に応じた料金体系にできないかということでございますが、現在の制度といたしましては、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして使用料を定めておりまして、平成２８年４月より、合併処理浄化槽の使用者が、７０歳以上の一人暮らしの世帯の方で５割減免、２人とも７０歳以上の世帯の方で３割減免を実施をいたしているところであります。

仮に、料金算出方法を変更をしたといたしますと、町の水道用水以外を利用されている世帯への子メーターの設置の費用並びにその検針委託料がですね、費用として新たに発生はいたします。このようなことから、まずはそれぞれの諸条件や世帯人員数と合併処理浄化槽の人槽の適応性などを勘案しながら、料金算出方法について、比較検討等を引き続き行ってまいりたいと思います。いましばらくお時間をいただければと思っております。

次に、６点目の農業集落排水事業を廃止し、特定地域生活排水処理事業への移行か、下水道施設への接続ができないかというようなことでご質問がございましたけれども、公営企業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う需要及び料金収入の減少や、施設などの老朽化に伴う更新経費の増大により厳しさを増しております。先程から申しているとおりでございますが、経費的な積算となりますが、農業集落排水事業を特定地域生活排水

処理事業へ移行するとした場合、まず合併浄化槽への切替え費用につきましては、令和３年度末の農業集落排水区域内の接続世帯が現在６９世帯ですので、人槽に応じて、それぞれ１基当たり約９０万円から１３０万円の接続費用がかかりますので、６９世帯で算出した場合は、全体では約６，２００万円から８，９７０万円の費用が必要となるという計算になります。また、下水道施設に接続するとした場合の費用でございますが、現況の下水道の管渠までの距離が離れていることもありまして、木場地区を坂瀬川集落まで延長して接続するとした場合には、約１億３，８００万円、鶴地区を坂瀬川集落まで延長するとした場合には、約２億６００万円ということで、合計約３億４，４００万円の多額の接続費用がかかる見込みでございます。

このようなことから、財政面から見ますと、令和３年度の農業集落排水施設の一般管理費が４４６万９，０００円程度でございますので、現在の農業集落排水施設を効率的な維持管理を行いながら、引き続き、現在の施設を利用していくことが、経営的に有利だと考えているところでございます。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　堆肥センターの件でちょっとお伺いしますけど、堆肥生産について比例経費で堆肥を生産するために、いわゆる経費が多くなれば、比例経費として上がるのは極端な変化はないと思いますけれども、私が思うのは、水分調整材のバーク材ですかね、現在、約１２０万円程度が年間使われておりますけれども、これと電力量の若干と車両燃料が若干で、ほかはそんなにないと思いますけれども、どんな考えでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　堆肥センターの稼働率を上げまして、生産をですね、増やすとした場合に、今おっしゃいましたように、燃料ですとか、副資材っていうんですかね、そこら辺の増が確かに出てくると考えます。あとはレーンを、攪拌機を稼働するのにですね、今の機械でいきますと、やっぱ人手っていうか、人員がちょっと必要な部分がありますので、少し生産を、若干増やすぐらいなら、１人増やさんといかんという形にはならないと思いますが、大きく増やすとした場合にはですね、人手の確保っていうのも出てくるんじゃないか、人件費ですかね、が出てくるんじゃないかと考えています。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　人件費が出てくる分については、それだけの堆肥を多く生産して、そしてその販売の方で利益を上げて、赤字をできるだけ少なくするというような努力をひとつ考えるべきであると思います。それとバーク材、これ例えば道路の草木、大

きな木は別として、雑草辺りを払った場合に残が出てくるですよね、雑草がですね。そういうのはバーク材として今現在使われているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　今現在はバーク材として、業者さんの方からですね、杉の木の皮とか葉ですかね、そういうのを砕いたもの、それを購入して使用しているんですけども、今おっしゃられました雑草については、今、使用してはおりません。それが使用可能かどうか。そこら辺もちょっと今のところ把握しておりませんけども、ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　雑草あたりは、要するに草あたりも牛の飼料にも使うしですね、堆肥も同じ材質じゃなかろうかなと思っております。ただ、持ってきていただくときに、やはり大きな木とか何かが入らないように、やっぱお互いにそこら辺は注意を、お互いに協議しながらですね、そして扱われたら、バーク材のためにもいくらかなるんじゃないかなと思っているところです。

それと先程言いましたけれども、堆肥の生産に余裕がありますのでですね、先程言いましたように２０％ぐらいの稼働率、計算上はですね、そういうふうな稼働率ですので、ぜひこの答弁にもありましたけれども、苓北外からもですね、原材料を取っていただいて、ぜひ頑張っていただきたいと思っているところです。それと汚泥処理が年間３００トンから３２０トンぐらい処理されているようでございますけれども、これ何％ぐらいの処理になるんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　その割合というのは浄化センターで出た分を全てということですか。現在、全ての下水道汚泥で出た分を堆肥センターで１００％処分はしておりません。ちょっと割合は、今ぱっと答えられないんですけども、全部、１００％使用しているわけではございません。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　１００％使用してないというその理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　これは堆肥センターの稼働といいますか、堆肥センターが受け入れて、それを処理して堆肥として出す。堆肥の需要も関係してきますけども、あとは先程もちょっと人員の面を言いましたけど、人員の部分とかで、最大限の受け入れを行っておりますけども、１００％ではないということです。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　先程、人員のこととか、課長いろいろ言われますけれども、やはり原材料を町外からも、町内だけでは足りませんので、町外からも入れられてですね。そして汚泥処理も全量できるような形でされたらなと思っているところでございます。以前は、堆肥センターに何かトラブルがあったときに処理ができないので、ある程度汚泥は、いわゆる処理業者に持っていってお願いしていく。それを担保するために一応出しているというような話もちょっと聞きましたけれども、そういうようなことはないんですかね。

それと先程ですね、ちょっと町長の答弁にもありましたけれども、この下水道の汚泥堆肥については、非常に国あたりも推奨されているところです。下水道の汚泥について農林水産省では、今後の課題の１つとして、下水道汚泥の未利用資源の利用拡大が挙げられました。これを受けて、下水道汚泥資源の肥料利用拡大に向けた官民検討会を開催し、自治体から取り組む事例紹介や、関係団体からの意見を踏まえながら、下水道資源の肥料利用の拡大に向けた課題や取り組みの方向性を取りまとめましたと。具体的な目標について、食料安全保障強化政策大綱において、２０３０年までに下水道汚泥資源堆肥の肥料利用を倍増し、肥料の使用量を占める国内資源の利用割合を４０％まで拡大する旨が示されたとされているところでございます。その背景として、化学肥料の原料には尿素、リン酸、カリウムがあるわけですけれども、この尿素が６０％がマレーシアで、２５％が中国、後はその他で日本は僅か５％しかないそうですね。この尿素は。そして、リン酸アンモニウムは７６％が中国から輸入で、日本には全然ないと。そして塩化カリウムがカナダから８０％で、日本には全然ないと。

今後、堆肥センターの不具合により、先程もちょっと言いましたけれども、もし処理ができない場合に困るのでということで担保され、外部にですね、処理を委託されるということで心配されているならば、県あたりとも協議されこういうふうなことがあるので、担保ができるような、もし、堆肥センターで汚泥ができない場合ですね、そのときは、県あたりとも協議をされて、いつでもできますよというような体制をとっておられれば、いいんじゃないかなと思っているところでございます。

今後、答弁にもありましたが付属設備の攪拌機機材などの経年劣化で、今後、多額な投資が見込まれるとこういうことで、これ当然私もそう思います。今年度には保守料として２３１万円が計上されておりますけれども、これは攪拌機の点検料、いわゆる特許料の関係でこうなるんですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　攪拌機のですね、メーカーがあるんですけども、そちらの方に年３回来ていただいて、点検をしていただく。その費用です。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　これは特許の関係で年３回来て、こっちではできないといういうことですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　やっぱちょっと特殊な機械でありますので、そのメーカーでないと、細かい部分まで見れないというところで、特許も関係してくるかも分かりませんけども、そういうことで、その業者に点検を今でもお願いしております。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　こっちではちょっと点検は難しいというようなことですか。特許は別に関係ないということでいいんですかね。

特許はですね、特許法の第６７条第１項で、特許の存続期間は、特許出願の日から２０年をもって終了するとされておりますので、ここら辺は、もし自分のところで点検ができて、するならば回数あたりも減らされて、そして何か不具合が生じたときに、不具合が生じるその前に、一応点検して不具合が生じないようにしなければいけないんでしょうけども、やはりここら辺は回数を減らして、そして技術的にも、やはり職員の方も、技術的に向上していただいて、そして自分のところで、できるだけメンテもできるような方向に進めていただければ、経費も大分節約ができるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　今現在、使っております攪拌機はですね、確かに非常に品質といいますか、非常に全国的にもですね、いい機械だと思うんですけども、今おっしゃられましたように、特許はちょっともう切れてるのかも分かりませんが、良い品質であるがゆえにちょっとこうメーカーでないと、なかなか対応ができないという部分が多くあるみたいで今のような形になってますけど、今回、更新のですね、計画を考えるにあたっては、最初に今の機械を入れてからもう２０年以上経ってますので、安くて、今の機械と変わらないような機能を持ったですね、攪拌機が出てるんじゃないかということで、ほかのメーカーも視野に入れて選定を行いたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　分かりました。それはもうぜひそういうふうにすると、この管理費っていうのが、結構安く上がるんじゃないかなと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それと会計処理ですけど、これ一般会計の中に含まれておりますけれども、この会計、一般会計でそのまましておいて、そしてこれは独自にですね、これだけやはり独立採算ではっきり、今度水道・下水道会計も公営企業会計になるわけですけれども、そういうふうな仕組みで別個にこの何て言うんですかね、経理をされたら、いろんな面で収益、

あるいは貸借対照表あたりを作ると、全てのこの堆肥センターに対する事業の内容が見えてきますので、そういうふうな経理をされたらいいかなと思いますけれども、ぜひ、私はそういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは水道関係ですけれども、公営企業会計に移行した場合に、本来国の目的は、将来、各自治体で自立した運営、いわゆる公金を繰り入れしないようにするようにとの意図があるのではないかと思っておりますけれども、そこら辺の考え方はどんなですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　確かにですね、原則として独立採算が原則となっておりますが、しかしながら諸条件とかもございまして、いかに効率的な運営を目指すかというところが一番意義があるところでございますので、それに従いまして、効率的な運用をしながらですね、事業の継続をしていきたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　地方ではなかなか独立採算で、私は絶対と言い切るわけにいきませんけれども、難しいんじゃないかなと思っているところでございます。

現時点では、一般会計からも繰り入れが認められておりますので、将来は厳しくなってくると思いますけれども、今後も継続した住民サービスが十分できるように、住民にあまり負担がかからないような、国からの財政支援を強く要望していただいて、頑張っていただきたいと思っているところです。

それと特定地域生活排水処理事業の使用料についてですけれども、それぞれ諸条件で世帯の人数と人槽の適用性などを勘案しながら、料金算出の方法について比較検討などを行ってまいりますと言うことで、当分時間をと言うような答弁のようでございましたけれども、使用については、下水道料金と同じようにするには使用料を確定するのに、各世帯への子メーターの設置費、検針委託料などがかかるのは当然私も分かります。ただ思うのは、公平・公正に考えると、この機会に同一になるようにできないかと思っているところです。世帯構成諸条件などで、増額になる世帯、減額になる世帯があると思いますが、苓北町の下水道事業について使用料は、どの地域にいても同じ料金であるというのが、私は公平・公正じゃないかなと思っているところです。これは前向きで考えていただくということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　答弁の方にもありましたとおり、比較検討を行ってですね、検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　それと農業集落排水は、これ極端な言い方だったと思いますけれども、私は公共下水に接続というよりもですね、単独浄化槽でした方が将来的にはですね、どっちかどうか分かりませんけれども、私が思うには、単独でした方が将来的には良いんじゃないかなという気がいたしているところでございます。令和３年度の施設管理費が４４６万９，０００円とのことですが、単純計算で１０年で４，４６０万円、１５年しますと６，７３５万円、これは計算上の話でこうなりますけれども、やはり施設が将来的に老朽化して、大規模改修が必要になった場合、想定する額がですね、非常に多額な金額が必要になってくるんじゃないかと思っております。やはり、その比較も私は必要ではないかなと思っているところでございます。

令和６年度から公営企業に移行するということでございますので、いわゆる経理内容を見ながら、また今後、どのようにしていったら良いかということで、また今後、私も考えさせていただきたいと思っております。これは別に答弁は要りません。

以上で質問を終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、錦戸俊春君の一般質問を終わります。

ここで１１時まで休憩といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告８番、松本良人君。

○４番（松本良人君）　通告８番、４番議員、松本良人でございます。

通告に基づき、質問いたします。質問が多いので簡単に質問をいたします。

まず１番目、これからの苓北町におけるＣＯ2対策についてお尋ねをいたします。

今や全世界一丸となって、地球温暖化対策に向けて対策がなされ、脱炭素社会への構築に向けて取り組みが行われております。

本町においても、ＣＯ2排出量が多いとされている九州電力（株）においては、早速、アンモニア等を活用したＣＯ2対策に取り組まれ、その成果が実用化されつつあるということです。

また、（株）レノバほか１社の風力発電、太陽光発電システム等再生可能エネルギーによる発電が展開されています。

このような中に、ＣＯ2対策の一環である省エネ対策についても、町を挙げて真剣に取り組む必要があると思われます。

一例を挙げますと、ガソリン１リットル当たり２．３６キログラムのＣＯ2が排出され

ると言われております。

これまで全国各地で発生している大規模な豪雨や、干ばつ等の異常気象の大きな原因は、ＣＯ2による地球温暖化が原因であると言われ、地球の温度が２度上昇すると地球上は壊滅するとまで言われております。

本町においても、近年、漁獲量は低迷し、漁業者の死活問題となっていますが、水温の上昇による藻場の減少と生態系の変化は、海水温の上昇が大きく関わっているのではないかという見方が多いところです。

このような中に、行政計画による対策はもとより、町民の方々に広く協力を呼びかけ、その対策を講じる必要があるものと思われますが、どのようにお考えか、お尋ねをします。

次に、国道３８９号、年柄～竹の迫間崩壊による危険防止対策についての国県の対応はどうであったのかお尋ねをします。

このことにつきましては、先の３月議会においてその必要性を申し上げ、国・県に対し、陳情等を申し上げるべくお願いしたところ、早速、聞き入れていただき、また町長自ら県に出向かれ、陳情をしていただいたと聞いております。この席をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

国道３８９号、年柄～竹の迫間崩壊による危険防止対策につきましては、これまで一般質問等により幾度となくお願いしたとおり、人命に関わる非常に重要な問題です。

陳情内容と国・県の対応、反応等の状況を踏まえ、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

３番目、下水道使用料の格差是正についてお尋ねをします。

このことにつきましては、只今、錦戸議員から同様の質問がありましたが、通告をしておりましたので、私なりに質問をさせていただきます。

下水道事業については、一般公共下水道会計等３つの会計により運営がされています。しかし、同じ町管理の下水道でありながら、特定地域生活排水処理事業と、下水道特別会計、農業集落排水特別会計の使用料による格差があります。このことについては、２７年度に私が議員になったときから、再三、是正を求めてまいりましたが、平成２８年度から一部老人世帯について若干の値下げについてあったものの、抜本的な見直しはされていません。

町民は常に平等でなければならないはずです。町長の見解を求めます。

次に、インボイス制度についてお尋ねをします。

３月議会において、発議第５号により「インボイス制度の実施延期を求める意見書」が、廣田議員から議員発議として提出されました。

このインボイス制度について、私なりに消費税がらみのものであるものと理解はして

おりましたけれども、自信がなかったので、議長から質問を許されましたので、提出者へ質問をさせていただきました。

しかしながら、提出者から理解を得る回答もなく、議長からも何の指摘もなく、採決に至ったことはご承知のとおりでございます。

担当課長に、再度、町内に該当者がいるのか質問させていただいたところ、該当者があるということでありましたので、反対はしませんでしたが、この問題については私自身スッキリしません。

改めてお尋ねします。このことについては、４月号及び５月号のお知らせ版に関連する記事の掲載がありましたが、町民の皆様については解りかねるところがあるのではないかと思われます。

このインボイス制度はどういうものであるのか。また、町内諸事業者に与える影響は。悪影響があるとしたら、町として、その救済措置等があるのかどうか、お伺いをいたします。

以上。答弁の内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目のこれからの苓北町におけるＣＯ2対策についてのご質問についてでありますが、苓北町におきましても、苓北町地球温暖化防止対策実行計画、第４期計画を平成３１年度から令和５年度の期間で策定いたしております。

この計画の目的は、苓北町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等を推進するための実行計画を策定し、地球温暖化防止の措置を講じることであります。

また、町が率先して地球温暖化防止対策に取り組むことで、事業者や町民の方々の自主的な環境保全を啓発し、さらには苓北町全体の環境保全を達成するための足がかりとなるものでございます。

主な内容といたしましては、庁舎施設、福祉厚生施設、学校施設、上下水道施設、観光施設、その他施設と分類しまして、各施設の毎年の温室効果ガスの総排気量及び電気・ガス使用量並びに紙の使用量や水道使用量を把握し、計画策定の資料といたしております。

また、担当課が管理する施設におけるＣＯ2削減に向けた取り組みの報告をまとめて、町職員の情報の共有化を行いながら、対策を更に進めるための取り組み事項を協議し、実践へ移していくことといたしております。

また、議員ご提案のとおり、町民の方々へ広く協力を呼びかけ、その対策を講じる必要性につきましては、十分理解しております。

これまでも広報活動を実施してきておりますけども、今後も環境問題について、多くの方々に関心を持っていただくために、町広報紙の活用など、情報発信をさらに行ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項の２、国道３８９号、年柄～竹の迫間の崩壊による危険防止対策についての国・県の対応についてでございます。

令和５年３月２７日に熊本県知事に対しまして、熊本県天草広域本部へ平成２９年度から令和４年度までの６年間において、集中的な予算投資による国道３８９号の災害防除工事の実施のお礼と、本区間の今後の対応について、要望を行ってまいりました。

主な要望内容につきましては、本区間は、異常気象が発生し、連続雨量２００ミリ以上の降雨となった場合は、事前通行規制区間となっております。異常気象の際も町民の皆さまをはじめ、国道を利用されるみなさまが安全に通行できるよう、６年間の工事結果の検証を早期に実施いただき、これに基づいて、事前通行規制の解除ができるのかどうか、この件について、その取り組みと対策について要望を行ったところでございます。

熊本県の回答につきましては、この際は、人事異動の時期でもございましたので、まずは要望書を受理いただいたところでありましたが、５月に入りまして、５月２６日に改めて、天草広域本部へ出向き、現状をお尋ねしたところ、今後の見通しつきましては、現在のところ、まだ検討段階とのことでございましたので、しばらく報告を待ちたいと思っておりますが、今後の検討結果によりましては、議会や道路を利用される皆さまの意見を伺いながら、その対応方法を研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、３項目目の下水道使用料の格差是正についてでありますが、錦戸議員のご質問のときに答えさせていただきましたが、現在の制度といたしまして、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例により、使用料を定めておりまして、平成２８年４月より合併処理浄化槽の使用者が７０歳以上の一人暮らしの世帯の方で５割減免、２人とも７０歳以上の世帯の方であれば３割減免を実施しているところでございます。

松本議員が言われましたように、仮に、料金算出方法を変更したといたしますと、町の水道用水以外を利用されている世帯への子メーターの設置費用、並びにその検針委託料が費用として新たに発生いたします。

このようなことから、まずはそれぞれの諸条件や世帯員数と合併処理浄化槽の人槽の適応性などを勘案しながら、料金算出方法について、比較検討を行っておりますので、今しばらくお待ちをいただければと思っております。

次に、４項目目の消費税インボイス制度についてお尋ねがございました。

令和５年第２回定例会において、廣田議員の一般質問においてお答えをさせていただいておりますが、消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び保税地域か

ら引き取られる外国貨物に対して課せられます。

課税の対象とされる資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を言いますので、商品の販売やサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

また、消費税の納税義務者は、取引の区分に応じ、国内取引の場合、課税対象となる取引を行う個人事業者及び法人とされております。

ただし、基準期間、これは個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度を言いますが、この基準期間における課税売上高が１，０００万円以下の事業者は、その年又はその事業年度は、申告・納税義務が免除されることになっております。

苓北町内の個人事業者につきましては、営業等や農業の事業所得者に区分される方が、主として消費税の課税対象者に該当いたします。

天草税務署に問い合わせたところ、管内２市１町別の公表はされていないとのことでございましたので、令和４年度の町県民税課税状況を基に課税対象者を推計いたしますと、農業で３５３名、うち１，０００万円を超える方が４８名、１，０００万円以下の方が３０５名、漁業を含む営業等で３８０名、うち１，０００万円を超える方が４３名、１，０００万円以下が３３７名となりますので、申告・納税義務者は９１名余りとなるようでございます。

消費税額の原則的な計算方法は、事業者が課税売上に係る消費税額、売上げ税額ですけども、これから課税仕入れ等に係る消費税額、仕入れ税額を差し引いて計算をいたします。このことを仕入れ税額控除と呼ぶということでございます。

８％と１０％の複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式として、令和５年（今年の）１０月１日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始をされるということになっております。

インボイス制度の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）ですね、インボイス等と帳簿の保存が仕入れ税額控除の要件となっております。

令和５年９月３０日までの請求書は、消費税の課税業者、免税業者にかかわらず、仕入れ税額控除の対象となり得ましたが、この１０月１日以降は、適格請求書発行事業者が発行する「適格請求書」（インボイス）でないと、原則、仕入れ税額控除の対象となり得ないということでございます。

インボイスを発行するには、国税庁に申し出をする必要がありますが、町の事業分については、令和５年４月の町おしらせ版に、町の一般会計及び各特別会計として、その登録を完了したとのお知らせをいたしたところであります。その登録番号がアルファベットのＴから始まる１３桁の数字であります。

事業の用に供する水道、下水道等の使用料、及び公共施設の使用料の請求書、領収書がそれにあたることとなり、その登録番号を当該請求書、領収書に印字する必要が出てまいります。

国税庁に届け出た適格請求書発行事業者による、その登録番号を記載した請求書、領収書でないと、仕入れ税額控除を受けられないことになるということでございます。

なお、ここで例外的な取り扱いとなりますが、免税事業者が「農協」や「漁協」へ委託販売での出荷のみの場合は、適格請求書の発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりはないということであります。

また、インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が消費者又は免税事業者である場合は、消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、適格請求書の保存は必要とされません。また、売上先の事業者が消費税額の簡易な計算方法である簡易課税制度を適用している場合は、簡易課税制度を選択している事業者は、適格請求書を保存しなくても、仕入税額控除を行うことができます。このため、免税事業者の売上先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合は、取引への影響は生じないと考えます。

なお、インボイス制度実施にあたっての経過措置として、仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後３年間は、仕入税額相当額の８割、その後の３年間は、同５割の仕入税額控除ができる経過措置が設けられております。

加えて、令和５年度税制改正により、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後３年間は、納税額を売上税額の２割に軽減する措置（２割特例）が設けられているようです。

とりわけ、免税事業者、先に述べました農業者、漁業を含む営業まで１，０００万円以下の６４０名余りの方が課税業者となった方がいいのか、そのままの方がいいのか、決めかねておられる場合には、そのことを含みまして、説明会及び登録申請相談会を天草税務署が行う旨のお知らせを５月の町おしらせ版に掲載したところであります。

なお、このインボイス制度は、平成２８年度税制改正においてその導入が決まっております。

その当時、コロナの影響で売上げが伸びず、ぎりぎりの状態で事業を継続されている中小事業者の存在を想像できる人はいなかったのではないかとのことでございまして、経済苦境が続く中、インボイス制度をこのまま執行することは、将来に禍根を残すのではないか、ここしばらくの執行延期をというのが、当該意見書提出の趣旨であったと拝察をいたしております。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　１番目でございます。苓北町においては、早速、苓北町地球温

暖化防止対策実施計画、第４期計画を平成３１年度から令和５年度の期間で策定され、町が率先して地球温暖化防止の措置に取り組んでいくということにより、苓北町全体の足がかりとなるということで頑張っておられるということでございますが、この成果は上がっておりますか。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　只今のご質問の成果につきましてですけど、各課よりですね、町内全域における担当課事業におけるＣＯ2削減に向けた取り組みというものを提出いただいておりますので、それらをですね、今取りまとめをしている最中ですので、後々、実践にどうつなげていくかということを今から取り組んでいく状況であります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　成果は上がっておりますかということで、単純に上がっているなら上がっているでよかったと思いますけれども、あんまりよく分かりませんでした。

２番目でございますけれども、都呂々出張所に車の廃車手続きをしに行きました。出張所ではできないと言われて、本庁で手続きをと言われました。私は都呂々から志岐まで、車で約２リットルのガソリンが必要でございます。ＣＯ2約４．７キログラムが発生することになります。このことは住民サービスの必要性と併せて、今後、検討を要することになりはしませんかね。ここら辺は全然見てないんでしょ。こういった事例は、町の施策として。

○議長（野﨑幸洋君）　副町長。

○副町長（福田誠一君）　車の廃車の手続きでございますが、苓北町でバイク等のナンバープレートの廃車手続きについては、今のところ出張所でできます。ただし、ナンバーの新規の取得に関しては、うちのナンバーが通し番号であるため本庁でしかできません。松本議員の廃車の車の車種がちょっと分かりませんので、バイクに関しては、廃車は出張所でできます。あとそれぞれの新規のナンバーの取得に関しても、全体的に行政手続きの利便性の向上につきましては、デジタル化を含め、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　私が廃車をしたので間違いないと思うんですが、バイクです。出張所に持って行ったところが、今んとこ、ここでしたことなかって、本庁に持っていってくれと。ぜひですね、そこら辺があろうと思いますので、連絡を密にしてですね、指導の徹底をお願いしたいと思います。

３番目でございますが、先の議会の席上でですね、申し上げましたが、熊本市、上天草市松島で２回開催された会議にですね、私出席をしたわけですけれども、他市は一台の車で乗り合わせてこられた様子でございました。本町からはですね、町長専用車、職員専用車、そして私たち議員の３台の車が使用されました。建設経済常任委員長を仰せつかっていましたので、私一人と思っていましたが、議長と一緒であるということをお聞きし、議長の車に相乗りをした次第でございます。

また、次の件についてもですね、議会等においても再三お願いしたところでございますが、町内巡回バス、そして小中学校のスクールバス併用の件についても、見直して有効活用が大いに必要ではないでしょうか。町民の皆さまにですね、協力を呼びかけるためには身をもって実施していくことが、実現に向けての最大の得策制度でございます。

６月２日、熊日新聞の一面にですね、大きく書いてありましたけれども、「バス電車無料の日」ということで掲載されました。町長、副町長、関係課長はもちろんご覧になっていらっしゃると思うので詳しくは申しませんが、このバス電車無料の日の成果はですね、利用者がですね、１．５倍、車が９％減、経済波及効果１億１，４００万円と推計されて、１日でですね、マイカー利用減に伴う二酸化炭素排出量は４３トンということでございます。このことで、いかに利便性の高い交通機関の拡充で、いろいろな経済の波及効果等もあるんじゃないかと痛感するところでございます。

苓北町巡回バスは、利便が悪いために、町民の皆さんからは最悪の批判でございます。熊本市の成果を参考にして見直しが必要だと思われます。

このことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　まず、庁用車の利用の件でありましたのでお答えをいたします。

この件については３月議会でもお話があったかと思いますけども、私１月３０日に就任をいたしまして、私の方では現在、熊本出張等で各担当課の関係職員が行く場合は、一緒に出張をいたしております。また、天草市等で議長がご出席の会議がある場合で、同席の会議に出られる場合については、議長ともお話をしながら一緒に出席をいたしております。今後もですね、そういう対応をとってまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　ご質問にありましたバス電車無料の日の件については、私も存じ上げております。

これは熊本市の独自の事業でありまして、それを天草管内と単純に比較するっていうのは、なかなか難しいところではございますけども、天草におきましても、熊本全体で

同じような無料の日っていうのを設けてですね、毎年１回運行している状況でございます。

それから、巡回バスの運行につきましては、地域の皆さんからの意見をもとにですね、随時、運行を見直しているところでございます。

本年も４月１日からですね、都呂々地区は森林基幹道を通るルートに変更し、もうひとつは志岐の西原地区を通るルートを追加したりして、随時見直しを図っておりますけども、引き続きですね、区長さん方等のご意見も参考にしながら、運行ルートの計画にですね、反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　町長さんはですね、もう黒い車も廃車しようとか、いやもう停止しようってこの前３月議会に聞いたんですけれども、前町長のときから、何ですかね、地球温暖化防止対策云々の計画はあっとるわけですね。あっとってそれがなされていないということはどういうことかというようなことを私は思います。もう、今の町長さんのお気持ちは分かりますので、もう前町長のことは、もう一応ご破算にしてですね、ぜひ今後、マイペースで頑張っていただきたいと思っております。

それからバスの件でございますけれども、このバスの件はですね、私再三ですね、申し上げております。ある課長からですね、都呂々だけ特別扱いはしないと言うようなことを、本会議で言われたことがあります。その方は坂瀬川でございますけれども、富岡、坂瀬川～本渡間はですね、産交バスがあるのでですね、本来は、都呂々に不便は感じておられんわけです。都呂々、内田、年柄ですね。そこら辺、町の状況を十分感知しておられないんじゃなかろうかというのを思っております。それから、私、再三申し上げますが、これ燃料費もですね、無駄じゃなかろうかなと。スクールバスは片一方です。送って行くとと、迎えが来っとと片一方は空ですよ。そこを大いに活用してですね、利便性を高めて、ＣＯ2対策に取り組んでいただきたい。そしてかなり回数が多くございます。

私、参考資料でですね、何名かの方には、おあげいたしましたけれども、スクールバスだけでですね、都呂々～富岡間のバスは１８往復ぐらいでくっとですよ。１時間間隔ぐらいでですね。全く油も、あるいは人件費も、車も必要ないと。木場行きもできると。そして小学校の子どもさんたちとか、中学校の子どもさんたちと地区の方とのコミュニケーションも車の中でできるんじゃなかろうかということで、再三提案しておりましたけれども、教育委員会の方から云々とか、あるいは町の方から云々で、未だ何の進展もないということでございます。

ただ、電話しとけば乗せていくということでございますけれど、そこに住民の方々は、

何かやっぱり違和感があるようでございますので、できればですね、定期バスとしてですね、運行して、子どもにもいくらかはやっぱりリスクが伴うと思いますけれども、大いにですね、前向きで進めていただきたいと思います。それから、できればですね、これをすることによって、町民サービスを絶やしちゃいかんのじゃなかろうかなと思っております。ぜひですね、今後はですね、町民サービスも一段と向上させてですね、やはりＣＯ2の対策と併せてですね、無駄な出費を除く。取り除くというようなことで頑張っていただきたいと思っております。

それから、国道３８９号の関係でございます。

早速、要望を取り入れていただき、３月２７日、熊本県知事に今後の対応について要望を行っていただいたということでございます。また、５月２６日にも、天草広域本部に出向いていただいたということで、迅速な対応に再度感謝申し上げているところでございます。１日も早くですね、人命が危険にされることのないような国道に生まれ変わることを大いに期待をしているところでございます。ただ、これまでですね、実施されてきた防災工事は、私から言うと着物の綻びを直すというものじゃなかったかなと思っております。国道３８９号の崩壊危険防止対策工事はですね、町道で申しますと、現在、実施されている災害復旧工事と同程度の問題じゃないかと感じております。崩れたところを補修すると。そして、何千万円も突っ込んで、町長、それにお礼を言ってきたということでございます。崩れとったとを取り除くとにわざわざお礼に行かんちゃよかと思います。これはもう、管理者としてせにゃいかんわけですからね。そういうことでございます。

天草広域本部の見通しはですね、検討段階ということですが、私としてはですね、苓北町の立場、そして国内電気料金の対応等から考える中でですね、また現在ＣＯ2対策に力を入れておられる九州電力（株）に少しでも協力を要することで、石炭灰による国道の嵩上げが最も有効であると信じております。国道を１０メートル嵩上げした場合はですね、２年から３年分の石炭灰は消費できるのではないかと考えております。最も安価で、すばらしい国道が完成するものと信じております。これ１つの方法だと思いますので、ひとつ、県の方にも提案をしていただければなと思います。今後の対応としてですね、安全で安心して通行できる国道として、一日でも早く活用できるように、国県に対して働きかけをいただきますようにお願いいたしておきます。

それから、３番目の下水道料の格差是正でございますけれども、まず仮に、料金の算出方法を変更して、他の下水道特別会計、農業集落排水特別会計と同じようにした場合、町水道以外を使用している世帯へ子メーターの設置費用や、検針委託料が新たに発生するということでございますけれども、これ公共下水道、それから農業集落排水特別会計、この会計にはこのようなことはないんですか。例えば、公共下水道に流し込むとに、自

家の水道をしとっときに子メーターをつけると。そういったことはないんですか。あるならばしてほしいですけれども、そこら辺をお尋ねします。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　この件につきましては既に設置等は行っております。あります。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　設置がしてあっとなら、当初から設置すればよかでしょう。下水道できたときに当初から設置してある。うちもそうです。逆の場合もそうだと思いますよ。それがあってですね、これは設置してあって、今度、この下水道会計だけにはできんですよ、子メーターが必要ですよ。子メーターが必要であれば付ければよかっです。メーター器は全部、個人負担だと思いますが、そこら辺はですね。こういったやっぱり議会の質問だけん、こういったところ難癖つけてですね、こういったことがあるから、検針もせんばんから無理ですよというような言い訳は、私はおかしいんじゃなかろうかと思います。

そういうことでございますので、頑張っていただきたいなと。もう１回見直していただきたい。私いつも言うようにですね、メーター検針には行ってください。行ってですね、やっぱり安否確認をしてください。今の高齢化率はもう５割ぐらいになるわけですから、そこら辺は大いに必要だと思いますよ。

それから、この公共下水道を建設するときにですね、工事の区域内の世帯であるにも関わらずですね、その工事費とか維持費が要るから、特定地域生活排水処理事業に、こっちをしてくださいと勧められている世帯もあると聞いておりますけれども、このようなことは、実際問題、把握はしておられますか。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　ご意見のとおり、そういう世帯もあると聞いております。そのほかとしまして、地理的要件、そこの地面の高低差によることも、１つの要因だと聞いております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　ということは、町の勝手でですね、こうしてくださいって。お宅が付ければ銭の上がるけんか、どもこもならんけんが買ってください。それで今になれば、この特定排水の使用料が相当高くなる。本当にアンバランスなことじゃなかですかね。

そういうことで、もう１点聞きます。電気料金、電話代、新聞代、郵便料とか、これは民営で今行われておりますけれども、これ地域別に格差なんかあると思われますか。私はないと思いますけれども、こういったことを考えられたことありますか。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　只今おっしゃられた公共料金とか、そういうことについては、格差はないと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　ないということは、それは当然だと思います。それで私が言うのは、同じ下水道の処理をする中でですよ、その機能が違うだけで、使用料が違うのはアンバランスじゃなかろうかな。特別会計であってもですね、町費を１円でも使う場合はですね、そして機能が同じであればですね、町民を差別することあってはならないと思うとですよ。

ぜひですね、その差別のない町の対応をとっていただきたい。現に差別ですよ。単価はいろいろまた聞きたいと思いますけれども、時間の都合で聞きませんけれども、多分、平均単価については相当差があると思いますよ。もう１回ですね、町長、副町長あたりともそこら辺ですね、資料あたりをやっていただいて、現実をですね、ぜひ報告をしていただきたい。そして町民の方に差別のないような社会を構築していただきたいと思っております。

それから、４番目のインボイス制度についてでございますけれども、このインボイスについて詳しくご説明をしていただきました。ありがとうございました。でも、せっかくご説明いただきましたが、正直なところ、多分・・・。私は前にですね、商工会に行ってお尋ねしとかんば分からんのじゃなかかなと思って。商工会の会員です。会員であるので、商工会に用事で行ったときに、封筒を渡されて、今度インボイス制度の個別相談会があると言われました。そしてこのインボイス制度について、どういうものか商工会の職員さんにお尋ねをしました。個別で、丁寧に説明をしていただきましたけど、よく分かりませんでした。しかしながら、私がどうしてもわからんていうとを見てですね、他の職員さんが、この漫画を２枚くださいました。漫画で解説してある。これの中には、インボイス制度の導入の背景、それから各事業者がそれぞれ消費税を納税する仕組みというもので、面白おかしく描いてあります。これ実は、この漫画を見てですね、インボイス制度とはこんなものかと概ね分かったところでございます。町長の丁寧なご説明とですね、この漫画を合わせて、ようやくですね、理解が少しずつ。分かってきたと。もし私がこの漫画を見てなかったならば、せっかく説明したのも分からんとじゃなかったのかなと私は思っております。

それから、今回のですね、町長さんと、商工会のご説明をいただきましたので、前回、私は反対しませんでしたけれども、反対しなくてよかったなというようなことで、今は安堵しているところでございます。

この問題はですね、我々、議会からの意見書もさることながらですね、町村会等でも

取り上げていただいて、国民を挙げて、反対の意見を述べるべきものと考えておりますけれども、町長そこら辺はどのようにお思いですか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　全国の市長会はですね、先だって行われておりまして、その中身をちょっと私の方はまだ把握しておりませんので確認をしたいと思います。全国の町村長大会が１１月にございますので、それまでにはですね、その要望の内容等がきますので、その時点で改めて確認をさせていただければと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　ぜひですね、国を挙げて取り組んでいただくように、できれば頑張っていただきたいと思っております。

ちょっと時間がありますので、要望を申し上げます。先の議会でですね、発議が提出され、その内容について、議長から質問の場が設けられて、許可を得て、質問をしたわけですが、その回答が返ってきませんでした。議長は、その回答を執行部に求められ、事なきを得たわけですけれども、いきなり説明を求められた担当課長、大変だったと思います。幸いですね、スムーズに説明していただいてよかったんじゃなかろうかと思ったわけですけれども、いきなり説明を求められた担当課長も大変だったと思いますし、このようなことはすべきものじゃない。やっぱりそう思っております。

私、このとき質問者でございましたけれども、違和感を覚えました。この案件が、他の議会、議案同様にですね、数日前に配布された案件であれば、やっぱり問い合わせもできたし、あるいは勉強もできたと思いますけれども、急に提出された案件でした。意見書の提出者がですね、提出されてですね、議長が目を通されて、押印をしていただいたならばですね、一通りの内容も議長も理解しておられたはずです。提案者がですね、回答できないなら、議長による回答か、それができないなら、一時休息して対応するのが本来のやり方ではなかったのかと思っております。私はたまたまですね、この意見書提出がよかったからいいものの、反対だったらですね、町民を代表した議員でございますので、やはり良いものは良い、悪いものは悪い、はっきりやっぱり区分した採決に加わりたい。そう思っております。この件だけではございませんが、今後こういうことのないようにですね、ぜひですね、よろしくお願いいたしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　今、松本良人議員からの要望として話がありましたけども、この一般質問というのは、執行部に対する方針とか報告、説明、これを質する場所でありますので、要望としてお話ありましたけども、その件については、議運の中で私も、松本議員が、より分かりやすくという意味の中で、執行部の中の担当課長に答弁を求めました。そういう意味ですので、要望としては、この一般質問としては受け付けませんの

で、ご了承いただきたいと思います。

以上で、松本良人君の一般質問を終わります。

○４番（松本良人君）　ちょっと、ちょっと一言・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　要望でしょ。

○４番（松本良人君）　これもう１回、今の議長の言葉に・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　執行部に対する質問は受け付けます。

○４番（松本良人君）　今の言葉にちょっと・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　いや、それは受け付けられません。執行部に対する質問だけ受け付けます。

以上で終わります。

○４番（松本良人君）　そしたら我々にもそっから・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、９番、山口利生君。

一般質問を続けます。

○２番（山口利生君）　通告９番、２番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、３点、町長へ質問いたします。

最初に、脱炭素社会への取り組みについて質問いたします。

地球は、温暖化の影響による異常気象により、世界各地で未曾有の大雨による洪水被害や、異常な高温による激しい熱波に襲われ、大規模な山火事の発生や干ばつが深刻化し、人間が引き起した気候変動が世界の食糧危機を悪化させています。そのため、世界１２０か国以上の国々で、気温上昇１．５度以内を目指して、２０１５年のパリ協定に基づき、２０５０年までに温室効果ガス排出を実質ゼロに達成することに合意しています。現在、世界中でＣＯ2排出削減に向けて、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を進めており、とりわけ大量に二酸化炭素を排出する石炭火力発電所を全廃する取り組みを加速させています。

日本でも、令和２年１０月に菅内閣総理大臣の所信表明で、２０５０年までには、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、政府は令和３年４月に、２０３０年の温室効果ガス削減目標を２０１３年度比４６％削減へ引き上げ、さらに５０％削減を目指しています。

また、熊本県も令和元年１２月の県議会において、蒲島知事が、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として、熊本県内ＣＯ2排出実質ゼロを目指すと宣言されました。

苓北町には、九州電力（株）苓北火力発電所が立地し、発電所が生み出す電気は、県内全域をカバーする重要なベースロード電源となっています。九州電力（株）は、二酸化炭素の排出量削減に向け、本年４月から１号機にアンモニアを燃料に混ぜる混焼試験

を実施し、カーボンフリー燃料の混焼技術確立に向けて積極的に取り組んでおられます。

また、好天などで、再エネ電気の供給が増えて需給バランスが崩れると、大規模停電が発生するため、九州電力（株）では、電力の需要と供給を一致させるための出力制御を実施し、火力発電等を抑えても、なお、供給の方が多い場合は、九州電力送配電（株）が、再生エネの発電を抑制する出力制御を実施することになっています。

２０１２年の固定価格買い取り制度開始後、九州で太陽光発電の導入が急増し、２０２１年１１月末時点の出力は計１，０６６万キロワットと、２０１２年度末時点の１０倍となり、九州電力送配電（株）が受け入れる接続可能量を約２５０万キロワット超過しているとのことです。

田嶋前町長は、令和３年１２月議会の一般質問において、電力会社が出力制御を実施する際、原子力の炉心を抜きながら止めて、また動かすという形では、非常に危険が伴うので、再エネ電気を中心にしながらでも、やはり火力発電は補完的な発電施設として、絶対必要不可欠なものであり、大規模停電を防ぐ手段としての火力発電の役割は、今後ますます大きくなるとの考えを示されたところです。

苓北火力発電所の廃止は、町の財政の大部分を占める固定資産税収入が大幅に減少し、雇用の場もなくなることで、人口減少にさらに拍車をかけることになり、苓北町にとって死活の問題でありますので、苓北火電の存続に向けた国等への支援の働きかけは、今後ますます重要と考えます。

一方で、令和３年５月に坂瀬川・志岐地区に「日本風力エネルギー（株）」の風力発電所３基、天草市に２基が稼働し、苓北町の総発電容量は７，４９９キロワットと聞いております。都呂々地区にも、（株）レノバが出資した「苓北風力合同会社」が、本年６月から風力発電所１３基、総発電量５万４，６００キロワットの建設に着手され、２０２６年５月頃に運転開始する計画が進んでおります。また、大規模太陽光発電所も町内に複数稼働するなど、再エネ発電の町としても変貌しつつあります。

令和５年４月２９日の熊日新聞に、環境省は、政府目標に先駆けて、２０３０年度までの脱炭素社会に取り組む「先行地域」の第３弾として、球磨郡あさぎり町を含む１３県の１６地域を追加し、先行地域は３２都道府県６２地域となるとのことです。２０２５年度までに１００地域以上に増やす方針とのことでもあります。あさぎり町は、地元の新電力会社「あさぎりエナジー」や町有機センターなどとの共同事業を提案し、岡原・深田地区の農家住宅や農業施設に太陽光発電施設や遠隔制御型の蓄電池を導入し、再生エネルギーの地産地消を図るとの記事が掲載されていました。

環境省は、さらに先行地域を追加指定する予定とのことですので、町としても、先行地域に指定してもらい、脱炭素社会対策交付金を活用することで、町の財政を悪化させている課題を解決できる好機ではと思います。

例えば、老朽化している温泉センターと温泉プールのボイラーを化石燃料の灯油から再エネ電気等を活用した給湯システムへの転換、堆肥センターへの太陽光発電施設や蓄電設備の導入、公共施設や民間病院等への太陽光発電施設や蓄電池を導入し、将来的には町全体で再エネ電気の地産地消を行うなどの計画を策定し、脱炭素社会先行地域への指定に積極的に取り組むべきではと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、白木尾台地法面崩壊防止対策事業について質問いたします。

白木尾台地法面崩壊防止対策事業は、苓北町の永年の懸案事項であり、これまで内田区・白木尾区・年柄区の区長連名による要望書や土地改良区からの要望書をはじめ、地域の方々から切実な要望が出されていました。

町では、国・県との協議を精力的に行い、国土強靱化対策として土地所有者等の負担が生じない方法での事業実施が可能となったことで、令和３年１２月議会定例会に令和３年度苓北町一般会計補正予算（第６号）の農地費に、工事請負費４，８３０万円を提案されました。

当議会での予算審議において、アッシュクリートⅡ盛土材で全面埋立てする工法に対して、一部地権者の同意が得られていないこと。埋立工法により農地が喪失し、また防風林もなくなることで高波による塩害被害が発生する恐れがあること。法面からの湧水対策が不十分であることなどの観点から、埋立工法の見直しを求めて、白木尾台地法面崩壊防止対策事業予算を削減する補正予算の修正案を賛成多数で可決しました。その後、田嶋前町長から、１２月１３日、議長あてに可決された令和３年度苓北町一般会計補正予算（第６号）へ異議があるとして再議書が提出され、１２月１７日開催の第８回議会臨時会で再度審議した結果、修正可決された一般会計補正予算（第６号）は、賛成少数で否決、再提案された原案の一般会計補正予算（第６号）も、賛成少数で否決されました。

最終的には、町長専決により１２月議会定例会で修正可決した一般会計補正予算（第６号）を予算化し執行されましたが、町執行部は、白木尾台地法面崩壊対策事業予算が否決されたため、当該事業を中断し、地権者から提出された工事承諾書等は、本人に返却し現在に至っています。

白木尾台地の法面崩壊箇所は、苓北火力発電所用地の埋め立てにより、白木尾海岸の湾奥部となっており、強い西風が吹くと波が高くなり、防波堤に打ちつけられた海水が高く舞い上がります。また、崩れた山肌には暖竹や茅等が生い茂り、底地も崩れた土砂で埋まり、農地としての活用は不可能な状況にあります。近年の異常気象による大雨や大型台風等により、現状のまま放置すれば、大規模な法面崩壊が発生し、大量の土砂により、防波堤を破壊する恐れがあります。

白木尾台地は、内田地区から富岡半島をつなぐ大自然が数万年をかけてつくり上げた

全国的にまれな陸繋島の大地であり、志岐平野を守る防波堤の役割を持つ、後世に残すべき貴重な自然遺産でもあります。

白木尾台地法面崩壊対策工事については、アッシュクリート盛土材での埋立て工法に反対されている地権者も、道路等の法面崩落対策工事で一般的に採用される法枠吹付工法等で実施することには同意されています。

仮に、コンクリート擁壁と法面吹付工法を採用すれば、斜面の崩れ防止と工事費を抑えるために、現在、志岐漁港等で一時保管している大量の建設残土を底地に盛り土し、防風林を植栽するために法面の中段に小段を設けることもできると思います。

また、農地として使用不能な底地は町で買収し、将来的には、旧郷土資料館跡地や県有地も含め、白木尾海岸親水公園として活用することも検討すべきと考えますが、今後の白木尾台地法面崩壊対策工事の進め方について、町長のお考えをお聞きします。

最後に、小型船舶放置艇対策について質問いたします。

苓北町には、県管理の港湾・漁港が２箇所、町管理の港湾・漁港が７箇所あり、漁船やプレジャーボートが混在して係留されています。その中には、漁船登録や小型船舶の登録もしないまま老朽化した使用不能な小型船が多数存在し、他の船舶に危害を及ぼすような船もあります。

苓北町漁港管理条例第１条の２では、町長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるとともに、港湾や漁港を利用する者は、条例及び国の関係法令等に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、環境の維持に努めなければならないとされています。

先般、志岐漁港を管理されている方から、私たちに事前の相談もなく、町が坂瀬川の漁港に放置されていた数隻の小型船を昨年、志岐漁港のふ頭用地に移動させ、志岐漁港の適正な管理に支障をきたしているとのお話をお聞きしました。

小型船舶の放置艇が増加する理由としては、船舶の廃棄処分に多額の費用が必要、所有者の死亡や、町外への転出、漁港に放置しても使用料が不要、漁港等管理者から厳しい撤去指導も受けない等があろうかと思いますが、町が実施した漁港間での放置艇の移動目的及び今後の放置艇の除去等の対策について、どのように考えておられるのか、町長にお聞きいたします。

以上で質問は終わります。

町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　一般質問の途中ではありますけども、ここで昼食のため、１時５分まで休憩といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、令和５年６月７日付け、発議第８号として、苓北町議会議員、浜口雅英君から議案が提出されました。議長としてこれを受理し、本定例会３日目となる、明日６月９日の議事日程に組み込むこととし、本日、皆様方に配付しております。

それでは引き続き一般質問を続けます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　先程の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の脱炭素社会への取り組みについてのご質問についてですが、先程の松本議員への答弁と一部重複をいたしますが、改めてお答えさせていただきます。

脱炭素社会の構築へ向けた計画といたしまして、現在、町では、苓北町地球温暖化防止対策実行計画、第４期計画を平成３１年度から令和５年度の期間で策定いたしております。この計画の目的は、苓北町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等を推進するための実行計画を策定し、地球温暖化防止の措置を講じることでございます。また、町が率先して地球温暖化防止対策に取り組むことで、事業者や町民の方々の自主的な環境保全を啓発し、さらには、苓北町全体の環境保全を達成するための足がかりとなるものでございます。

内容といたしましては、庁舎施設、福祉厚生施設、学校施設、上下水道施設、観光施設、その他施設と分類をしまして、各施設の毎年の温室効果ガスの総排気量及び電気・ガス使用量並びに紙の使用量や水道使用量を把握し、計画策定の資料といたしております。

また、担当課が管理する施設におけるＣＯ2削減に向けた取り組みの報告をまとめて、町職員の情報の共有化を行いながら、対策をさらに進めるための取り組み事項を協議し、実践へ移していくこととしております。

また、町民へ向けましては、節水のお願いでありますとか省エネのお願い、こういったものを適宜、広報等を通じてお知らせをしているところでございます。

議員ご提案の脱炭素社会対策交付金申請にあたりましては、上記の計画に加えまして、町全体の地域施策編の作成が必要でございます。これは、苓北町地域全体でのＣＯ2削減のための取り組みについての計画を策定するものでございますが、現時点では、各課ごとに地域施策の事業計画等の取りまとめを行っているところでございます。

議員ご提案の環境省が実施しております「脱炭素地域づくり事業」におきまして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を受けるためには、まず提案書を作成し、脱炭素選考

地域に選定される要件がございますので、そのためにも苓北町全体で、どのような取り組みをしていくのかといった計画策定について、早期に取りかかってまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の白木尾台地法面崩壊防止対策事業についてですが、本件は、議員がおっしゃいましたとおり、また、先程の田﨑議員への答弁でも申し上げましたように、内田区・白木尾区・年柄区の各区連名による要望をはじめ、地域の方々からの切実な要望を受け、長きにわたって熊本県とも協議をし、検討を行った結果、令和３年度において国が進める国土強靱化対策にて、一部を県の事業として実施していただき、そのほかは町の事業として、緊急自然災害防止対策事業債を活用した急傾斜地崩壊対策事業として実施することとし、土地所有者の皆様方への数回にわたる説明会を経まして、令和３年１２月議会定例会、並びに再議をお願いしました１２月臨時会にて関係予算を計上いたしました。

しかしながら、２度の議会におきましても、実施工法に疑義があるなどの理由から、議員皆様のご理解をいただくことができず、事業の実施を見送らざるを得なくなり、本事業は一旦白紙の状態となっております。

その後、実施工法や財源等について再検討を行っていく中で、熊本県に対しまして、令和４年７月と令和５年３月の２度、県営事業により、法面崩壊対策事業を行っていただくよう、改めて要望書を提出したところであります。

去る５月２６日にも、熊本県天草広域本部土木部長と面会をし、現在の検討状況をお聞きしましたが、県営事業としての事業実施は、現状では難しいとの回答でありました。今後につきましては、引き続き熊本県との協議を継続していくとともに、工法や湧水対策、及び山口議員からご提案いただきました施工後の空きスペースの有効活用なども含め、十分に検討を行い、関係土地所有者の皆様をはじめ、地域の方々のご理解が得られる形の中で、白木尾台地法面崩壊防止対策が実現に向けて進められるよう、引き続き努力を続けてまいります。

次に、３点目の小型船舶放置艇対策についてですが、放置船対策につきましては、全国的に大きな問題となっており、これら放置船の実態を把握するため、５年おきに全国で実態把握調査が行われております。令和４年度に実施された実態調査では、苓北町が管理する漁港におきましては、計２７隻の放置船を確認いたしております。

内訳としましては、西川内漁港はゼロ、坂瀬川漁港１０隻、志岐漁港１３隻、都呂々漁港はゼロ、富岡漁港の町有地４隻でございます。またこのうち、所有者が不明なものが１８隻、所有者が判明しているものが９隻でありまして、所有者が判明しているものは、町から所有者に対しまして、放置船の適正な管理を要請しておりますが、なかなか応じていただけないのが実情でございます。

今後につきましても、引き続き所有者に対し、強く働きかけを行っていくとともに、所有者が不明なものについては、地域住民や漁業者への聞き取りを行うなどし、早急に所有者を特定できるように取り組んでいきたいと考えております。

また、坂瀬川漁港から志岐漁港への小型船の移動につきましては、令和３年３月に、町の方で放置船５隻を移動いたしました。この件に関しましては、元の坂瀬川漁港の放置場所より、志岐漁港内の元々工事残土や廃資材などを置いている場所付近の方が、支障が少ないであろうとの判断で移動したものでありますけれども、事前に管理者様への説明・相談が不足していたことにつきましては、反省をいたしております。

今後は、志岐漁港へ移動した放置船も含め、具体的な放置船処分につなげるため、罰則規定を設けるなど、漁港管理条例の改正等も視野に入れ、強い対策を取りながら、引き続き放置船対策に注力してまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　それでは、引き続き質問をさせていただきたいと思います。

まず、脱炭素社会に向けての取り組みについてでございます。

苓北町が今実施している地球温暖化防止対策実行計画、第４期ということでございますけれども、どのようなことをしているのかというのを教えていただいたところです。今、世界中で問題となっております脱炭素社会への変革について、やっぱり苓北火力発電所が立地している苓北町としてですね、やっぱり本当に真剣に取り組んでいかないといけない重要な案件かと思います。そういうこともあってですね、ぜひ山﨑町長の新しい考えをぜひお聞きいたしたいと思って再度質問をさせていただいたところです。

その中でですね、今、小学校、中学校、それと役場の屋上に、町の方で太陽光発電施設を設置されていると思いますが、今どのような状況になっているのか。それとその電気はどのような形で運用しているのかお聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　私の方からは、小・中学校の太陽光発電の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、設置状況でございますけども、平成２１年度の事業で、町内４小学校、それと３中学校の校舎屋上の７箇所に設置をしております。またその後、平成２５年度の繰越事業で、志岐小学校の体育館、苓北中学校の体育館、それと富岡小学校の校舎の方に３箇所に新・増設をして、現在に至っているところでございます。

契約状況等につきましてはですね、平成２１年度事業の７校は全て自家消費、余剰売電契約、それと平成２５年度繰越事業の３校につきましては、全て売電契約というような状況になっております。

現在の稼働の状況なんですが、売電用の太陽光の発電設備の法定の耐用年数が１７年間と一応目安がございまして、設置後１３年が経過し、かなり老朽化も見られるところでございます。特に、太陽光パネル、こちらにつきましては発電はしているんですけども、その発電した直流電流を交流電流に変換しますパワーコンディショナーの不具合がそれぞれちょっと多発をしている状況でございまして、太陽光発電システム全体のですね、効果的、効率的な稼働に少し影響が出ているのが現在の課題でございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　今年の予算書の電気代をちょっと私なりに、全部が全部じゃないかもしれませんけど、ピックアップしたんですが、令和４年度が大体３，９００万円程度。５年度が５，６００万円程度。ちょっと漏れてるのもあるかもしれませんがそのくらい電気代が上がるということで予算要求されております。九電はマイナス３％の電気料金ということで、ほかの電力会社に比べれば、電気代のアップは抑えているというようなことでございますけれども、予算が収入としては１５１万６，０００円ていうのが上がってます。何で低いのかなと思ったら今、ご説明されたとおり、太陽光パネルは発電しても、パワーコンディショナーの不具合で、それをうまい具合使っていないというようなことでございます。やっぱり、今、再生可能エネルギーをいかに有効に使うかということで地球温暖化を防止すると。今年に入っても、梅雨も早く入って、台風が２号、３号と立て続けに上がってきて、今、日本を震撼させています。やっぱこれも地球温暖化の一環で、全体の偏西風の流れが変わってるというようなこともあっています。やっぱりそういうことをですね、町としても、本当に自治体が自覚をして、全部がそろってやっていかないと、この問題は解決していかないというふうに考えます。

九州電力（株）さんは今年の２月７日に、九電グループの火力を除く主要５電源を再編成して、九電みらいエナジーに統合すると。統合後の目指す姿としては、再エネの主力電源化に挑戦することで、九州のみならず、日本の２０５０年カーボンニュートラル実現に貢献し、脱炭素社会を牽引すると、物凄い表明をされたところでございます。

九州電力（株）は熊本県に対して、ふるさと納税企業版を活用して、専門人材を派遣されています。苓北火力発電所を建設している苓北町にもですね、脱炭素社会の実現に向けて、今、何が足らないかというとやっぱりこういう再エネに対する知識、またノウハウが、どこの役場でもですね、これ不足していると。だからなかなかこれに取りかかりができないというのが大きな課題であろうかと思います。ぜひそういうこともあって、九電さんの方もですね、再エネに、今から率先して引っ張っていくというような決意をされていますので、苓北町にもですね、ふるさと納税企業版を通じた、専門職員の派遣というものを、ぜひ要請をしていったらどうかと思いますが、いかがでございましょう

か。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　九州電力（株）の池辺社長とはですね、４月にこちらが出向いてですね、お会いしてきました。九州電力（株）の取り組みもお伺いしましたし、苓北町としての今後、九州電力発電所へ対する支援という形でですね、ご相談、ご協力をするということでお話をしてきたわけですけども、只今、山口議員からございました今後の地球温暖化に向けてはですね、九州電力（株）とも協力体制をとりながらやってまいりたいと思いますし、九州電力（株）さんとは、適宜ですね、情報交換等も行っておりますので、改めてお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）ぜひ、環境省も同じような派遣制度を設けたということが新聞報道に載っておりますが、やっぱり九電さんと協力しながら、この脱炭素社会に向けて頑張っていく姿勢を、やっぱり苓北町としても大きく打ち出すべきじゃないかというふうに考えたところです。

また、私も仮に太陽光発電所を温泉センター、温泉プールのボイラーを、給湯システムに変革したらどうかというような案とか、また温泉センターは、町民センターとか総合体育館、武道館、麟泉運動公園等が併設されて、町の緊急避難場所として重要な場所になっております。今回、交付金の活用をしながら、これらに全て太陽光を乗せて、大きな発電場所として位置づけてやるということになると、非常に大きな経済効果が生まれるんじゃなかろうかと思います。

また、非常に公共工事が、年々先細っております。町の財政も非常に厳しいということで、このような太陽光発電を設置するということは、脱炭素社会に向けての大きな力になっています。これは国も推奨しておりますので、これからの新しい苓北町をつくるためには、やっぱり率先して、このようなものを導入してですね、これが民間まで波及していくというようなことをやっていけばですね、苓北町も全国的に有名になってですね、これを受けて、ふるさと納税企業版の寄附金もですね、私も苓北町に協力してやろうかということで、寄附をしていただけるような機運が盛り上がってくるんじゃなかろうかというふうに思うところでございます。

そのためにも、環境省の脱炭素社会の先行地域の追加指定に向けてですね、今、デジタル田園国家構想、これについてはいち早く苓北町もですね、手を挙げて２億円以上の事業の認定をしていただいた。これはもう画期的なことだと、今までにないですね。非常にこれも職員の皆様が、今、苓北町に何が不足しているのかということを一生懸命考えて、提案書を作られた成果だと私は思っております。どんどん、どんどんやっぱり人口が減っても、差し障りがないような社会づくりというのは必要かと思っておりますの

で、同じようにですね、この脱炭素社会構築に向けた地球温暖化防止対策実行計画、今までやってる第４期、これは大切なことだと思います。

でも、これから新しい社会構築に向けた新たな取り組みということにはですね、ぜひ、山﨑町長の手腕を大きく期待しているところでございますので、その辺りについて、再度、町長のそれに対する考え方、なかなかこの場でですね、こうするというのは難しいと思いますが、自分なりに脱炭素社会に向けて、何をどうすべきかというような気持ちがあれば、再度、お話をお聞きいたしたいと。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　貴重なご提案ありがとうございます。先程、回答をいたしましたけども、現在ですね、この地域全体の計画をつくるということで、各課ごとに各施設の改善部分も含めて、地域施策の事業計画の取りまとめを行っております。

当然、その中には施設に対して、そういった太陽光をつくるでありますとか、ボイラー等の改修ですね、そういったものも今後出てまいりますので、そういったものも含めて事業計画を策定してまいります。そのような中でですね、脱炭素社会に向けた形がとれるように、できるだけ早めにですね、計画策定をしながら、早期に取りかかれるように、また、この交付金の申請が早期にできるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　ぜひ、お願いいたします。皆様の知恵を結集すれば、提案書っていうのは出来上がるかと思います。本当にいろんな課題が今ありますので、これを通じてですね、ぜひ、新しい苓北町づくりに取り組んでいただきたいと切に願うところです。

次に、白木尾台地の法面崩壊対策事業についてお伺いいたします。

今の法面が崩壊している箇所、何回か私も見に行きましたけれども、台地の上部から大規模に崩れて、底地に土砂が堆積している箇所であるとか、直立になってる中で、崩れながら中腹に土砂がたまっているところであるとか、いろんな形態があそこの中にはあります。もうそういう中でですね、前回、令和３年度の当初予算に委託設計料が予算計上されておりましたけれども、その際そういった実態がどうなってるのかというのを調査されたのかお聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　当然ですね、令和３年度に設計のお願いをした折にはですね、それぞれ今山口議員がおっしゃったように、それぞれの地点で崩壊の状況が違いましたので、それに合わせて、その法面の対策をどうするかということで検討しまして、一部は盛土による部分、もう一つの方は崩れた箇所に直接法面の保護を行うという形でです

ね、そういう工法をとっておりましたけれども、今回はですね、そういった中でいろいろご意見も出ましたので、現状の状況、これに合わせた対策がですね、とれないかということで、実施工法を見直しまして、それを県にですね、要望しているというところでございますが、残念ながら、先程から申しましたように、現時点では、県営事業として取り組むのは難しいという回答をいただいております。

しかしながらですね、国土強靱化対策というもので、当然、ここはですね、国土強靱化の対策の大きな柱となりますので、今後も県に対しては、要望を重ねながらですね、早めに対応ができるように努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　私も前回、令和３年の１２月議会に補正予算が出された際にですね、天草広域本部の土木の方に出向いてですね、県で何とかできないのかと、海岸保全区域でもあるしということでですね、私もいろいろと相談をしたところですが、如何せん、海岸保全というのは、海から陸を侵食するのを止めるということが目的だということで、もうあそこは完了地域だと、防波堤をつくったからということでですね、もう手が出せないということで、話を得たところです。確かに、そうかなと思って。なかなかガードが固かった。その中でですね、いくらやっぱりそのときに町が単県で実施するといった方向で舵を切ったということでございますので、これが予算が通らなかったといっても、多分、熊本県は頭を縦には振らんというふうには思います。

やっぱり私もですね、早期にあそこを復旧してやってですね、もう崩れないような形にやるというのが一番必要だと思います。

今回、坂瀬川漁港の乖離している部分についても、同じ緊急自然災害防止対策事業債で実施するというふうな説明がありました。やっぱり１回、国の方にも、令和３年度にこの事業を使って法面崩壊対策をやるということで、国の了解も取ってるということでございますので、工法、その方向をですね、早急に立てて、また農林水産省の方とですね、事業の計画を申し上げてですね、ぜひ了解を取った上で、この坂瀬川の漁港の改修に合わせてですね、ぜひ一緒にやっていただくというところを目安にですね、頑張っていただきたいと思います。

やっぱりこれは苓北にとって大きな宝だと思いますので、やっぱりそれを後世に残すというのは非常に大切かと思います。そういう意味で、県の方に事業の実施を望むとか言うんじゃなくて、やっぱりここは苓北町として単独事業でやると。このときも、前町長はですね、これだけ良い国の財政支援があるということで、もうこれ以上ないというふうなことを断言されましたので、今さらまた県にしてくれとか言うんじゃなくて、やっぱり前回も私も申し上げましたけれども、反対者のある場所が２５メートルあると。多分、そのときは最後まで反対されるだろうと。そうなったら、その部分は工事ができ

ないというようなこともあって、反対というところで意見を述べたところでございます。

でも、やっぱり公共工事の本来の目的に沿った形で、新町長の下でですね、そのような観点でぜひ、早期着工をお願いいたしたいと。これは田﨑議員もおっしゃいました。非常に地元も熱意がありますので、そういうことも含めて、また町で再考していただいてですね、再度、非常に難しいかと思いますけれども、実施に向けた取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

今、そういうことで進むというような町長の答弁がありましたので、ぜひお願いいたしたいと思います。

次に、小型船舶の放置艇対策についてでございます。

令和４年度の調査で２７隻確認したということでございますが、５年前に比べて、隻数はどのような変異をしてるのかをお聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　放置船の実態把握調査ですけども、答弁にありましたように、令和４年度は町の管理する漁港、全部の漁港合わせて２７隻ということだったんですが、その５年前、前回の調査、平成３０年度に行われておりますけども、その際には、町内、町管理漁港では６１隻でした。

一応、随時、所有者の判明しているものにつきましては、町の方からですね、適切な処理をしてもらうように、通知を差し上げて、要請をしているところですので、それが聞き入れていただいたという部分もあると思いますし、ただ、今後につきましては、残っとる船っていうのはやはり、なかなかその所有者さんの意識とかその辺の部分では、処分していただくのが難しい船が残っとる形になってきますので、今後は少し、これも答弁の中にありましたが、漁港管理条例あたりのですね、改正も視野に入れながら、取り組みを、放置船対策を強化して、残り２７隻についてもですね、早急な解消を図っていきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　６１隻が２７隻、大きく減ってますけれども、私も船を持ってますが、なかなか前と比べたときにですね、そんなに減ってるようなことは思いませんでした。この２７隻は、富岡港とか上津深江港が入ってない２７隻でしょ。だから、実際に県管理の富岡港も含めれば、多分２７隻を超えるんじゃないかと思います。やっぱり船舶の廃棄処分っていうのは、所有者責任が大原則です。これを勝手に放置するとですね、罰則規定が国の法令であります。ただ、それをなかなかみんな知らないというところもあって、海上保安部でも、いろいろと調査をしながら指導してるけれども、なかなか聞き入れてもらえないのが現状かと思います。

そういう中でですね、今回、町が坂瀬川漁港から志岐漁港へ５隻移動したと。これは、

港の利用の面では多分いいかと思いますが、先程申し上げた、所有者の船舶の廃棄処分に対してはですね、逆に、もう自分が今までこうってみんなから言われとったことがですね、もう町が移動させたから、もうそこにはなくなったから、地域住民からの苦情もなくなるわけですね。となれば、どうなるかと。またほっとく。富岡の漁港ですね、県の管理漁港ですけど、あそこに大きな船がありますけど、あれ１０年ぐらいそのまんま。１０年以上はないか。ほったらかしになってますよ。あれと同じようなことが志岐漁港にも、出てくるんじゃないか。その５隻は。そういう面では、移動させた経費、それと廃棄処分の確約、このあたりはどのように所有者と取り交わしたのかどうかお聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　坂瀬川漁港から志岐漁港に町の方で移動しました放置船５隻なんですけど、５隻のうち４隻がですね、所有者不明の状況でありまして、１隻は所有者が分かっているというところで、その所有者さんに対しては、所有者の判明しているほかの放置船も同様なんですけども、随時、こちらの方からですね、通知文で出したり、ときには直接、訪問をしたり、そういう形で撤去をお願いしているところです。

すいません、ちょっと移動経費が戻らないとわからないので。それは町の重機借上料の方で支出をしておりまして、その本人さんに対して、所有者が分かっている１隻の分は請求するとか、そういったことは行っておりません。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　放置艇対策、非常に難しい問題かと思います。所有者不明が５隻のうち４隻ある。ほかにもたくさん、所有者不明がいっぱいあると。今後調査をすると。もう何年も前からあるわけですね。で、今分からないのに、もう分かんない。だからこそ、やっぱり放置艇になる前にきちんとした港の管理者としてですね、所有者を確実に特定していくということを、最初からやっていかないと、もう終わった後にやってるところも難しいと思いますので、その点、十分注意するとともにですね、この放置艇対策を、もう所有者不明を一気にどうにかするということを、財源含めて県とですね、１回相談をした上で、もうすっきりと、放置艇をもうなくすと、もうこれから先、もう要らん船は持って来させないというような強い姿勢を町として持っていくべきじゃないかと思います。そうしないといつまでたってもこれはなくならないし、かえってもう漁業者は非常に丁寧に船を扱ってですね、辞めるときは、その後の処理までやってます。一番悪いのは遊漁船ですよ。だからそういう面にも、やっぱり本来の港の使い方をきちんとみんなに周知しながらですね、町がきっぱりこういう船は持って来るなと、持ってきたときは有料化するというような、条例改正をやるというようなことが必要かと思いますが、その点についてどのようにお考えかをお聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　おっしゃいましたように、現状のままで、このままいっても、この放置船がですね、ゼロになっていくということにはなかなかつながっていかないと思いますんで、特に、所有者不明の部分はですね、確かにおっしゃるように、私たちとしても、聞き取り調査などをして、所有者を判明して、その方に実際に処分をしてもらうというのが原則だと思いますので、その方向はその方向で進めながら、それでも、解消ができないということが出てくると思いますので、条例の中に、今現在、条例の中には、この放置船の処分に関する内容はないんですけども、そこに禁止区域、放置船等の禁止区域っていうのを、これは法律上設定して、公示をする必要があるということなんですけども、そういうのを設定して、そのあと、その禁止区域に置いてある、不適切に置いてある放置船についてはですね、罰金といいますか、料金を徴収するとかですね、そういうのが取れる、そういう整備の仕方も、今検討しているところですので、その辺の条例の改正を含めて、より一層ですね、強い姿勢で、放置船対策を行っていきたいと思います。

○２番（山口利生君）　ありがとうございました。

以上で質問を終わります。ぜひ、実現に向けてですね、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、山口利生君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は、午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後　１時３９分

令和５年６月９日（金）

（第３日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和５年第４回苓北町議会定例会は、令和５年６月９日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	髙戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本康秀	書記	田中めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	副町長	福田誠一
教育長	濵﨑敏和	総務課長	錦戸雅志
税務住民課長	龍岡　学	企画政策課長	宮﨑良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻　悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田　保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘		

８．議事日程

日程第　１	発議第　７号	苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第　２	発議第　８号	苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第　３		議会活性化等検討特別委員会の設置及び委員の選任について
日程第　４	議案第４２号	苓北町監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第　５	議案第４３号	苓北町税条例の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第４４号	苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第　７	議案第４５号	苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８	議案第４６号	苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９	報告第　３号	令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について
日程第１０	報告第　４号	令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）の報告について
日程第１１	報告第　５号	令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について
日程第１２	議案第４７号	令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）
日程第１３	同意第　６号	苓北町固定資産評価員の選任について
日程第１４	陳情第　２号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書
日程第１５		陳情等文書表について
日程第１６		閉会中の継続審査調査の件
日程第１７		議員派遣の件

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　皆さん、おはようございます。

只今の出席議員数は１０人です。

定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第１８期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき、計３回までを合わせて１５分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示がゼロとなった時点、制限時間１分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　発議第７号　苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、発議第７号、苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　おはようございます。発議第７号、令和５年５月２５日。

苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由。

地方自治法の一部改正に伴い、苓北町議会議員と苓北町との間の同法第９２条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るためでございます。

次のページをお開きください。

発議第７号、苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）。

（目的）第１条、この条例は、苓北町議会議員が苓北町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）第２条、議員は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度における苓北町に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（１）請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア、請負の対象とする役務、物件等。イ、契約締結日。ウ、契約金額。エ、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額。

（２）前号エに掲げる総額の合計額。

次のページをお開きください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

発議第７号、苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第７号、苓北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　発議第８号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、発議第８号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　説明します。発議第８号、令和５年６月７日。

苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等に起因した原油価格や物価の高騰を考慮し、令和５年度の６月期と１２月期に限り、苓北町議会議員の期末手当を削減するためでございます。

次のページをお開きください。

発議第８号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第１条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

（期末手当）第２条、条例第５条の規定にかかわらず、令和５年度に限り、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和５年６月１日から適用する。

補足説明をします。

新型コロナウイルスが、感染症法の位置付けが５類に移行してから１カ月になろうとしています。感染状況の集計も全数把握から定点把握になり、状況が捉えにくくなった一方で、感染者数が増えているとの報告もあり、専門家からは、警戒の声が上がっているとの報道があっています。

私たちの苓北町でも、住民の命と健康そして生活を守るため、コロナウイルス感染症対策に取り組んでおられます。このことに対して議会構成員の１人として敬意を表し、本件がいっときも早い終息を迎えることを心からお祈りするものです。

このような状況の中で、苓北町が実施される新型コロナウイルス感染症対策には、国の交付金が予算化されているとはいえ、さらなる財政支出が必要になってこようかと推測されます。

このため、我々議員も必要な財源の一助として、議員報酬のうち、令和５年６月、１２月の期末手当を削減して、新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替え、苓北町と共に全力で取り組んでいくべきです。

加えて、ロシアのウクライナ侵攻も収まりがつくどころか、両国の抗争は激しさを増し、情報戦の動きも活発になり、和平の道はどこにあるのかという思いでいっぱいです。

さらにこのことにより、私たちの生活に大きな影響を与える燃料や食料費の高騰がとどまるところを知らない状況にあります。

このような中で、我々議員は、当面の令和５年度の６月、１２月の期末手当６３４万

円を削減し、このことへの対応の財源に充当し、町民の安寧な生活のために活用すべきです。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

発議第８号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議がありますので、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立少数です。

したがって、発議第８号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議会活性化等検討特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、議会活性化等検討特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会活性化等検討特別委員会は特別委員会でございます。

議会活性化等検討特別委員会を、別紙により設置したいと思います。委員の定数９人は、議長を除く議員９人ということになります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議会活性化等検討特別委員会の設置及び委員の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議会活性化等検討特別委員会を設置する決議は可決されました。

引き続き、委員の選任を行います。

委員は、委員会条例第７条第２項によって、議長が指名することになっております。

議長を除く９人の議員を当該委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

田嶋健司君、山口利生君、廣田幸英君、松本良人君、浜口雅英君、田﨑稔君、倉田明君、錦戸俊春君、髙戸幸雄君。

以上、９人を議会活性化等検討特別委員会委員に指名することに決定しました。

それでは直ちに、議会活性化等検討特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。

委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員の互選となっております。また、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会の議事進行は年長委員の松本委員にお願いします。場所は監査委員室でお願いいたします。

ここで、委員長及び副委員長選任のため、暫時休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前　９時４３分

再開　午前１０時０４分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化等検討特別委員会委員長、副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に髙戸幸雄君、副委員長に錦戸俊春君。

以上のとおり選任することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第４２号　苓北町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、議案第４２号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（松本康秀君）　議案第４２号、苓北町監査委員条例の一部を改正

する条例について。苓北町監査委員条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）が令和５年５月８日に公布され、令和６年４月１日から施行されることに伴い、苓北町監査委員条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町監査委員条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町監査委員条例（平成２６年苓北町条例第４１号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。下線の部分が改正部分となります。

第９条中、「法第２４３条の２の２第３項」を、「法第２４３条の２の８第３項」に改めるものでございます。

これは、地方自治法の一部改正により、苓北町監査委員条例第９条における引用法令に条ずれが生じておりますので、それを改正するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則です。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４２号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、苓北町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第４３号　苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、議案第４３号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　議案第４３号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

令和５年苓北町条例第　号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例（昭和４０年苓北町条例第３３号）の一部を次のように改正することとする。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由として、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１３２号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３６号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第３７号）が、令和５年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

これらの法令は、施行日が令和５年４月１日のほか、令和６年１月１日及び令和７年１月１日の施行日が設けられております。このため、今回、令和５年３月３１日付けで専決処分をいたした以外の条文を対象として、苓北町税条例の一部改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページから順次お願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

第３４条の９第２項については、森林環境税の導入に伴う改正です。令和６年１月１日施行となります。

第３６条の３の第２項については、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化です。

第３６条の３の２第３項から第６項については、項ずれの反映です。令和７年１月１日施行となります。

第３８条第１項第３項、第４１条及び第４４条第１項、第２項、第３項、第５項及び第６項、第４７条第１項、第２項、第４７条の２第１項、第２項及び第４７条の６第１項、第２項については、森林環境税の導入に伴う改正です。令和６年１月１日施行となります。

第８２条第１項については、軽自動車税（種別割）の課税対象となる原動機付自転車三輪、ミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードと

申しますが、を除外するものです。三輪以上の特定小型原動機付自転車に該当する場合は、令和６年度以降税率が２，０００円となります。令和５年７月１日施行となります。

附則第１５条の２については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収につき、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。令和６年１月１日施行となります。

附則第１６条の２については、軽自動車税の種別割の賦課徴収につき、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものです。令和６年１月１日施行となります。

条例本文２、３ページとなりますが、第１条、施行期日、この条例は令和５年７月１日から施行するものでございます。また、先程申し上げました各号におきましては、令和６年１月１日、令和７年１月１日からそれぞれ施行するものでございます。第２条で町民税に係る経過措置、第３条で軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

一部補足説明をいたしますが、特別復興税として、平成２７年３月１１日に発生した東日本大震災の復興を目指して創設された税が令和５年度で終了いたします。臨時の措置として、個人の町民税均等割に５００円、個人の県民税均等割に５００円が加算されておりました。

一般質問でもありましたが、令和６年度から導入されることとなる森林環境税は、令和６年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人町県民税均等割と合わせて、１人年額１，０００円が徴収されます。その税収の全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与されます。

パリ協定の枠組みにおける森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は令和元年度から前倒しで譲与されています。市町村においては、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

先程も述べましたが、現行の個人町県民税均等割は、町民税３，５００円、県民税２，０００円、合計５，５００円が、令和６年度のそれは、町民税３，０００円、県民税１，５００円となり、それに国税となる森林環境税１，０００円の合計５，５００円ということで金額は変わらないというふうになります。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　ちょっと文言の件で教えていただきたいことがあります。

改正前と改正後の中の６／７、６ページですね。このところにですね、４７条の６の

２、ここに・・・。すいません。１ページですね、１ページのところ。これを先にいきます。第３４条の９の２ですね。ここで、これまで充当ということで、この充当というのは役場の方で、還付があったときには、未納の方に、行政側で充当するといったときの言葉が大体充当というのであったんですが、今回これが納付、もしくは納入というふうな文言に変わっておりますが、これはもう行政の方で、強制的に未納に、こういう還付があったときは、充当できなくて、一旦は本人に返さないかんというようなことになったのかどうか。その辺りが、この言葉ですけど、納入、納付と、充当というのは、行政用語としては、強制か任意かというふうになって、なかなか未納が、逆に減らないというふうになるんじゃなかろうかなというのがちょっと懸念されたもんですから。実質的には行政のやり方は一緒なのか。だけん、一旦納付と納入という言葉に変わって、本人にはお金をやらずに、納付書もしくは会計の方に納入するということができるのか、その辺りを教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　今、山口議員がおっしゃる部分はわかるんですが、あくまでも準則例、昔は準則と言っておりましたが、条例例に基づき改正をしております。

この運用につきましては、今後ちょっと、噛み砕くようなことにさせていただきます。どっちみち私の一存で決められることではなく、このようになるというふうなことになりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　これは国の方の法令が充当から納付、納入というふうな言葉に変わった関係で、あくまでもそれだけで、まだそのやり方はきちんとした形で出てきてないと。分かりました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　この条例（案）のところの２ページです。下から１６行目に、特定小型原動機付自転車を加えるとあります。特定小型原動機付自転車はどがんとかなと思いますので、そこら辺を教えてください。

それと次のページのですね、下から３行目。三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税、これは農耕用のやつも入っとですかね。

今、農耕用の方にも課税されておりますけれども、私は税金かくっとはおかしかやっかというようなことを再三ずっと言い続けてきましたけども、キャタピラー付きに今課税されておりますね。キャタピラー付きが、今こう見るとどうも、自転車とかですね、軽自動車の三輪以上とかいうのがこれに入ってびっくりしたんですけど、田ん中で入っとったキャタ付きのトラクターとか、あるいはユンボとかですね、そこら辺にもかけろ

というような町の指示は分かっております。何か不公平じゃなかか。道路は通らんとにかくっとはおかしかっじゃなかろうかと私再三申し上げてきましたけれども、やっぱりかかっております。検討させてくれろということでございましたけれども。そこら辺はどのように、ここら辺の兼ね合いを教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学君）　先程の特定の部分ですが、３輪以上で、特定小型原動機付自転車に該当する場合は、令和６年度の課税分より、先程言った三輪の税率区分から原動機付自転車、税額にすれば３，７００円から２，０００円に移行をするということです。

特定小型原動機付自転車というのは、電動キックボードと言われる、先程も申しましたが、それを意味しております。電動キックボードと言われる部分です。

○４番（松本良人君）　特定て書いてある。これは回数には入れんで。特定て書いてある。

○税務住民課長（龍岡　学君）　ですから、それを指しております。

○４番（松本良人君）　特定小型・・。原動機付自転車っていうとは分かりますけれども。

○税務住民課長（龍岡　学君）　ですから、電動キックボードに関して、この特定小型原動機付自転車というふうに言っております。

それと農耕用のことをおっしゃいますが、私ども課税を主幹する課でございます。適正な税法に則って課税をしておりますということを申し上げます。もうそれしか言えません。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　町長もご存じだと思う。いや、副町長時代でしたのでご存じだと思いますけれども、例えばコンバインなんかにも課税されるように、近年からなりました。昔はかかっとらんじゃったですけれどもね。これを見てみますと、三輪以上の軽自動車、二輪になっとかなと。キャタ付きですよ。私の主張は本来ならば、道路はもう走らんから、本当は道路交通法に該当せんから、課税するべきじゃないんじゃなかろうかということで、相当、申し上げてきましたけれども、今もやっぱりかかっとるですね。

そういったことで、たまたま三輪以上の軽自動車がここに名前が入ってきましたので、単純に聞いただけです。もしわからんときはですね、後ででも教えていただくか、ぜひキャタ辺りには課税するべきじゃないと私は個人的に思いますので、そこら辺もう１回ですね、見直していただいて、的確な判断で課税をしていただきたい。これはお願いです。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４３号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第６　議案第４４号　苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第６、議案第４４号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡　学）　議案第４４号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

令和５年苓北町条例第　号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例。

苓北町税特別措置条例（令和２年苓北町条例第２号）の一部を次のように改正することとする。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由として、企業立地等により地域振興等を図るために行う固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん制度のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号）及び半島振興法（昭和６０年法律第６３号）に基づく適用期限が、それぞれ２年間延長されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますが、先程、提案理由で述べました第３条及び第４条中の、その適用期限となる令和５年３月３１日が令和７年３月３１日となり、２年間延長することになります。

条例本文のページとなりますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用するものでございます。

繰り返しとなりますが、企業立地等により地域振興等を図るうえでの固定資産税の課税免除や減額（不均一課税）とする特例の期限が２年間延長されるということであります。

以上が、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４４号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号、苓北町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第４５号　苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第７、議案第４５号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　議案第４５号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、令和５年４月１日から他の公費負担医療との併用適用が開始となることから、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成９年苓北町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

これまで重度心身障害者医療費では、公費負担医療のうち、第１号の育成医療、更生医療及び精神通院医療、第２号の療養介護医療、第３号の障害児入所医療及び肢体不自由児通所医療の一部が併用による助成の対象となっておりましたが、その他の公費負担医療は、併用による助成の対象外となっており、医療費の内容によって自己負担が軽減されない状況が生じておりました。

今回の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の改正によりまして、一部負担金の定義が見直されましたので、全ての公費負担医療が併用による助成の対象となります。等しく自己負担額の軽減が行われることに伴い、条文改正を行うものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和５年４月１日（以下「適用日」とする。）以降の診療又は施術にかかる医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　重度心身障がい者医療費助成に関する助成金、県の方の助成なんですが、これはもうちょっと具体的にですね、実際にこういう障害を持ってる人、また子どもさんを持っていらっしゃる方が、実際にどのようにこれから先、なるのか、医療費の負担金払いますよね。その段階で、これまでは取りに来てたのが、直接医療を、病院なら病院の方に県の助成金が入っていくのか。その取り扱いがですね。ただ、その一部負担金の取り扱いが変わったから条例を変えるというふうな説明、確かに条例の改正はそこだと思うんですが、現実的には、今までこういう助成をもらった人の取り扱いがこれから先がどうなるのか。そこをもう少し教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　説明が不足しておりまして申し訳ございません。重度

心身障害者医療費の受給資格者となりますのが、満１歳以上で、身体障害者手帳の１級・２級、療育手帳のＡ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級の方、及び福祉手当受給資格に相当する方が、重度心身障害者医療の受給資格者ということになります。

現行ではですね、その対象者の方で、更生医療、別にですね、県が認めております更生医療ですね、の受給者証をお持ちの方、この方については、重度心身障害者医療の対象になっておりました。今回、新たに条例改正することによりまして、指定難病、熊本県の方で指定をされております難病、あと結核、小児慢性、肝炎、肝がんなど、この方々は、現行では除外をされておりました。今回この条例を改正することによって、全ての方ですね、重度心身障害者の受給対象者になっておられて、かつ、別の保険証、受給者証ですね、先程申し上げました指定難病とかの受給者証をお持ちの方も全て重心で見ますよということになりました。これまでは外してあったんですけど。第１号、２号、３号だけしか認めてなかったものを、今回条例改正することによって、全ての重心の受給対象者の方、重複の受給者証をお持ちの方、そういう全ての方を重心の対象者とするっていうことで、平等に取り扱うというところになっております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　わかりました。単純に、これまでの対象者は引き続きそのままで、これプラスの先程申し上げた難病指定で個別に申請して、医療費の負担金を返してもらった人たちはまた別途だったのが、今回そういう方も含めて、拡大と言いますか、対象者が拡大になったから、そういう病気を持ってる方には朗報ということだけなんですね。あと支払いは同じですか。本人に。分かりました。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４５号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第４６号　苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第８、議案第４６号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　議案第４６号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、消防団員の定数に対し不足している消防団員の確保のため、消防団員の任用要件について、町内に居住する者に加え、町内に勤務する者についても要件を拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正箇所につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

第３条第１項では、左側の改正後の欄の第１号の「当該消防団の区域内に居住する者」の次に「又は勤務する者。ただし、他の消防団に属する者は除く。」を加えるものです。

次に、第４条では、右側の改正前の第３号を削るものです。

次に、第５条第２項では、右側の改正前の第１号中「前条第２号を除く各号のいずれかに」を左側の改正後「前条第１号に」に改め、第２号では「消防団の区域外に転住したとき」を「第３条第１項第１号又は同条第２項第１号に該当しなくなったとき。」にそれぞれ改めるものです。

前のページの条例（案）本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　倉田議員から、一般質問でもちょっと取り上げられた案件だと思います。私も消防委員を今年やらせていただいてですね、実情について、いろんなお話を団長さんたちの方からお聞きいたしまして、非常に団員が不足してるけれども、なかなか相談に行っても入っていただけないということでですね、大変苦慮してるというふうなお話を伺いました。そういう面でも、団員でどうしても天草市とかに住居を移動させにゃいかんというような場合に、やっぱりこの団員の資格を失わないといけないと。本人はやる気があってもですね、やっぱりこの条例でできないというふうな方がいらっしゃるということでですね、そういう面では、会社の方からの了解を得て、消防団に引き続きなる道を開いてですね、できるだけ苓北町のためになっていただくということは大変喜ばしいことと私も思います。

ただ、この文言の中で、「６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者」が今回削除されております。今回、団員が減ったことがですね、幽霊で、団員になってもですね、なかなか消防団活動に出てきてもらえないという方、今回、個人に報酬あたりを払うというような自治法の改正があってですね、やっぱり全然出てこない方、幽霊団員と言いますか、そういう方に支払うというのはいかがなもんかというようなことでですね、やっぱりその団員になってもらう方にも厳格性を求めていると言うようなことでですね、今回、特に団員数の減につながりましたというような話が出てました。ここで６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者、多分これはなかなか消防団活動に入れないというようなことがあって、この文言が入っていたのかどうか。今回、実態的に消防団の活動に来れないという方には、もう団員になってもらわないというようなことを、団長さんも申し上げておられましたので、そういう兼ね合いもあって、あえてこれを外して、住居が苓北町から離れても、逆に入れるというようなことの、結局その裏表の文言なのかどうか、その辺りを教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　ご意見のとおり、現在はもう実際活動できる方をと言うことで団員になっていただいております。あと、これまでは町内に居住要件がもともと原則でありましたので、そことのちょっと齟齬も出てきましたので、その辺も含めまして、今回削除させていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　新旧対照表の第３条、この中で下線の「又は勤務する者。ただし、他の消防団に属するものは除く。」とあります。この中で、大企業にとっては自衛消防隊もおられると思うんですけれども、この人たちは町に居住をしておられますけれども、自衛消防隊に所属をしておりますということになったときに、この人たちは消防

団に勧誘することが可能なのか。それとも、自衛消防隊に入ってますのでと言われれば、だめなのか。ちょっとそこのところ教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　只今のご質問ですけれども、自衛消防隊については、例えば、近隣でいけば天草市ですね。天草市の消防団に入っておられる方で、自衛消防隊でこちらにおられる方はできませんけれども、いわゆる他市町村との消防団の重複登録を除外するというふうなところだけでございますので、天草市の消防団に入っておられなくて、町内の勤務で自衛消防隊に入っておられる方は可能というふうな取り扱いをしております。

○３番（廣田幸英君）　分かりました。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

倉田明君。

○７番（倉田　明君）　町外の方、例えば、天草市の方が基本団員に入団されたとする。その場合、夜間出動等はどがんなっとですか。それと、あれは平成２２年頃だったですかね。事業者に対する協力の証の証書があったみたいな、作られた感じがあるんですけども、それはまだ現在も有効にされてるかどうか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　２点お尋ねございました。町内に勤務であっても町外に居住されているので、出動ですね、については、各班でですね、ご連絡はしていただいて、長時間にわたる消火活動とかに当たるときもございますので、その辺のとこで連絡をしていただくようにというふうに考えております。あと協力事業所のあれは今でもまだ残っております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　１点目分かりました。協力の証の証書、これは最近発行された状況っていう、どういう状況であるのか分かっていればお願いします。そして、また新たに、こういった事業所に団員をお願いした場合、そういったことも発生するかと思いますね。そうした場合、そういった証書をやるんでしょうから。最近のやった状況はどうなってるのか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　最近はやっておりませんので、今回また新たにですね、ご協力いただく事業所も含めてですね、また再度、全体のところ事業所、団員の構成も変わってきてますので、精査をさせていただいて、まだご協力いただいてるところで、やってないところには、またそういった証書を渡したいというふうに思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　最後に、ちょっと私が理解不足ですけども、協力事業所で最近新たに団員に入られた事業所には、交付されてるのか、忘れてと言うかされてないのか、その点だけ。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君）　しっかりとした情報をちょっと私が手元に持っておりませんので、申し訳ございません。精査をして、漏れ等がございましたら、併せてですね、ご協力の方もお願いしたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　以前ですね、工事入札、落札の場合に総合評価制度による落札を、年に一遍ぐらいはあったと思うんですけども、その中に、地域貢献度ということで、消防団員等々の人数とか、それによって点数を加味するということがあったと思うんですけど、今、その点の状況についてお伺いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　現在の苓北町の中では最近は総合評価っていう、入札を行っておりませんので、そういう配点については作っておりません。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　町の方分かったんですけど、県の方は。県の方はですね、多分、総合評価制度を多くやってたと思うんですけども。そういった場合に、この事業所に、何て言えばいいかな。協力をお願いするときも、工事等については総合評価制度の対象となりますからと言うふうな呼びかけができると思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　すいません。県の方の実情はちょっと調査をしておりませんので、しっかり調査しながら、そういう部分については周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４６号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　報告第３号　令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第９、報告第３号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　報告第３号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを議会に報告する。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由ですが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためです。

次のページをお開きください。

令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）です。

これは、３月議会定例会で議決をいただいた繰越明許費について、額の確定により翌年度繰越額として報告するものです。

款３民生費から款７土木費まで、５件の事業で繰り越しを行っており、金額合計１億３，８３３万７，０００円のうち、令和５年度に繰り越した額は、同額の１億３，８３３万７，０００円です。

財源内訳は、国県支出金が４，２１４万１，０００円、地方債が５，６４０万円、一般財源が３，９７９万６，０００円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　繰越額分かりました。全額繰越したということで、ただ、現在のですね、進捗状況がどのようになっているのかを教えていただきたいと思います。それと完了、だいたいいつ頃まで。まだ終わってなければ、いつ完了する予定かっていうのが分かっていれば教えてください。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　款３民生費、項２児童福祉費の現在の状況でございますが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、もう既には執行をしております。１００です。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　２番目の緊急自然災害防止対策事業ですけども、これ松原川の河口部のですね、護岸の嵩上げの分になりますけど、こちらは４月の下旬に既に竣工をしております。

３番目の紺屋町地区避難地アクセス道路整備事業につきましては、今現在も施工中なんですけど、一応、工期が９月いっぱい、今の進捗状況を見ますと、少し工期よりも早くですね、具体的にはちょっとあれですけど、７月下旬とか８月とかですね、工期よりは早く竣工できそうな見込みということになっております。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君）　地域振興券の交付事業（第３弾）でございますけれども、町民１人当たり１万円の振興券を交付するものでございますけれども、現在ですね、今週の月曜日に、郵便局の方に振興券の方を持ち込みをいたしました。水曜日ぐらいからですね、町内各世帯に簡易書留にて配達の方が開始されているところでございます。

使用につきましては、７月１日から１１月３０日までの使用期間として、町民皆様に使用していただくことになっております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　この７の土木費の町道舗装事業につきましては、これは町道釜線の事業でございますが、工期を８月３１日として施行準備中ということで、現在、舗装の方に凹凸等の確認や高さの準備等を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　５の農林水産業費が９月末ということですけども、外側線です

ね。問題は東目線の方の外側線ですけども、あそこちょっと若干広くなっているので、当初は、港湾道路はまぐろ道路っていう話でしたので、大型車も入れるような外側線の引き方と言いますか、設置の仕方と言いますか、急カーブじゃなくて、大きなカーブは、東目線の幅員をいっぱいいっぱい使ったような形で敷設されるように、もちろん設計はしてあるんだと思いますので、もしそれがいっぱいいっぱい急カーブでしてあれば、もうちょっと緩くなるような形で検討してほしいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　今おっしゃいました外側線につきましてはですね、ちょっと確認をして、設計が、もしちょっと緩やかになってない場合は、今のご意見もいただきましたので、そのように検討したいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第３号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　報告第４号　令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）の報告について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１０、報告第４号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　報告第４号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）の報告について。

令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）を、別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを議会に報告する。

平和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、翌年度の５月３１日までに、繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。

令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町水道特別会計）。

これは、３月議会定例会で議決をいただきました繰越明許費の額について、確定により翌年度繰越額として報告するものでございます。

款１水道費、項１水道管理費、事業名、簡易水道基幹改良事業でございまして、春の迫・尾越ポンプ場制御盤更新工事費並びに、志岐浄水場遠隔監視システム設備工事費として、合計２，４４１万３，０００円を繰り越しております。

財源内訳は、地方債が２，４４０万円、一般財源が１万３，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これで報告第４号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　報告第５号　令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１１、報告第５号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田　保君）　報告第５号、令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について。

令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）を、別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを議会に報告する。

令和５年６月７日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

続きまして、次のページをお開きください。令和４年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）。

款１公共下水道事業費、項２下水道事業費、事業名、下水道施設更新事業（社会資本整備総合交付金事業）でございます。

これは３月議会定例会で議決をいただきました繰越明許費の額について、確定により翌年度繰越額で報告するものでございまして、主な内容といたしましては、富岡浄化セ

ンター耐震診断委託料と、マンホールポンプ場２箇所の更新工事で、合計６，１００万円を繰り越しております。

財源内訳は、国県支出金が２，５３０万円、地方債が３，４９０万円、一般財源が８０万円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これで報告第５号を終わります。

ここで１１時１０分まで休憩とします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第４７号　令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１２、議案第４７号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　議案第４７号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した住民税非課税世帯への支援を始め、燃料・資材等の価格高騰に直面する農業・漁業従事者の負担軽減、食材の価格高騰に直面する学校給食運営、ひいては保護者の負担軽減に要する費用のほか、新たに採択を受けた「運動・スポーツ習慣化促進事業」、及び「地域イノベーション連携モデル事業」等に要する費用を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の

ほどお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　議案第４７号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９，３１４万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億７，５００万８，０００円とするものです。

主な点について説明をさせていただきます。

４ページをお願いします。

第２表、地方債補正です。１、追加は、坂瀬川漁港向路防波堤改修事業の測量設計に係る緊急自然災害防止対策事業債３９０万円の追加です。

２、変更は、坂瀬川保育園園舎改修事業に係る建設資材高騰等による補助対象事業費見直しに伴う過疎対策事業債１３０万円の増額、及び町道舗装事業に係る社会資本整備総合交付金の減額に伴う過疎対策事業債３９０万円の増額です。

７ページをお願いします。歳入です。

款１４国庫支出金、項２、目１総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加交付による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金６，４８４万３，０００円の増額、及び新たに採択を受けた４０歳から６５歳の後期働く世代を対象として、運動習慣化の定着につなげるための事業に係る運動・スポーツ習慣化促進事業国庫補助金１，１９２万５，０００円の増額です。

目２民生費国庫補助金は、坂瀬川保育園園舎改修事業費の建設資材高騰などによる見直しに係る保育所等整備交付金２５８万５，０００円の増額です。

目４土木費国庫補助金は、交付内示による社会資本整備総合交付金（町道舗装）３９３万５，０００円の減額です。

８ページをお願いします。

款１５県支出金、項２、目２民生費県補助金は、障害福祉分１件の申請に係るやさしい町づくり住宅改造助成事業補助金４万２，０００円の増額です。

９ページをお願いします。

款１９繰越金、項１、目１繰越金は、前年度繰越金１１０万３，０００円の増額です。

１０ページをお願いします。

款２０諸収入、項５、目１雑入は、新たに採択を受けた出来町区防災会の結成に係るコミュニティ助成事業助成金（地域防災組織育成事業）、基幹電算システムの標準化・共通化事業に伴い、本町独自の外字を全国共通の文字に統一するための文字同定作業に係るデジタル基盤改革支援補助金、志岐氏サミット事業に係る地方創生に向けてがんば

る地域応援事業助成金、本町のデジタルインフラや施設を活用した高齢者向けメタバースプラットフォーム構築に係る地域イノベーション連携モデル事業助成金、及び運動・スポーツ習慣化促進事業の実施に係る参加者からの参加費を合わせて７４８万３，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は、４ページの地方債補正で説明した追加・変更に伴うもので、目２民生費から目８農林水産業債までの３件を合わせて９１０万円の増額です。

１２ページをお願いします。歳出です。

款２総務費、項１、目５財産管理費は、事務補助員費用弁償５万円の増額です。

目６企画費、節８旅費は、運動・スポーツ習慣化促進事業に係る普通旅費１８万７，０００円の増額。

節１０需用費は、お試し住宅の給湯器ほか修繕料１１万４，０００円の増額。

節１２委託料は、運動・スポーツ習慣化促進事業委託料１，１８２万５，０００円の増額で、内容については、昨日の全員協議会で説明したとおりです。

節１８負担金補助及び交付金は、申請件数の増加見込みによる住宅リフォーム等支援事業補助金１００万円の増額です。なお、志岐氏サミット事業に対して採択を受けた地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金６９万２，０００円の充当による財源内訳の変更も併せて行います。

目１３電算システム管理費は、基幹電算システムの標準化・共通化事業に伴い、本町独自の外字を全国共通の文字に統一するための文字同定作業に係るシステム標準化・共通化調査等業務委託料１７３万３，０００円の増額です。

目１４情報化推進費は、地域イノベーション連携業務委託料６００万円の増額です。内容については、昨日の全員協議会で説明したとおりです。

１３ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費は、物価高騰により特に家計への影響が大きい低所得者世帯の負担軽減を図るための価格高騰重点支援給付金事業に係る節１報酬の事務補助員報酬から節１８負担金補助及び交付金の支給対象世帯を１，２５０世帯と見込んだ価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯）まで、合わせて４，０６２万５，０００円の増額です。なお、給付金額は１世帯３万円となっております。

目６障害福祉費は、申請見込みによるやさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金８万５，０００円の増額です。

１４ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費は、坂瀬川保育園園舎改修事業費の建設資材高騰などに伴う見直しによる保育所等整備補助金３８７万７，０００円の増額です。

１５ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目３農業振興費は、農業従事者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生分解性マルチ導入を支援する農業省力化生産資材導入補助金の補助単価見直し、補助率の嵩上げ、及び経営耕地面積に応じて支援する農業資材価格等高騰対策事業補助金の追加を合わせて８０４万円の増額です。

１６ページをお願いします。

項３、目１水産業振興費は、既存の漁業燃油価格高騰対策事業補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することによる財源内訳の変更です。

目３漁港建設費は、坂瀬川漁港向路防波堤改修事業に係る測量設計委託料４００万円の増額です。

１７ページをお願いします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費は、運送事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、所有車両の車種・台数に応じて支援する運送事業者原油価格高騰対策事業支援金１４７万円の増額です。

目３観光費は、既存の志岐城跡除草作業等業務委託料に、地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金４９万８，０００円を充当することによる財源内訳の変更です。

１８ページをお願いします。

款７土木費、項２、目４道路舗装費は、町道舗装事業に係る社会資本整備総合交付金の減額分を、過疎対策事業債に組み替えたことによる財源内訳の変更です。

１９ページをお願いします。

款８消防費、項１、目４災害対策費は、出来町区防災会の結成に係るコミュニティ助成事業補助金（地域防災組織育成事業）５０万円の増額です。

２０ページをお願いします。

款９教育費、項３、目１学校管理費は、苓北中学校校舎の改修・改築計画検討に係る耐力度調査業務委託料６００万円の増額です。

２１ページをお願いします。

項４、目５志岐集会所管理費は、消防設備点検による指摘箇所の修繕料２０万円の増額です。

２２ページをお願いします。

項５、目２学校給食費は、児童・生徒保護者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食運営を支援する学校給食費負担軽減事業補助金４３７万６，０００円の増額です。

２３ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項２、目１河川等災害復旧費は、５月豪雨により被災した小路川ほか４件の災害復旧等に係る節１２委託料の測量設計委託料から節２１補償補てん及び賠償金の立木等補償費まで、合わせて３０６万４，０００円の増額です。

以上で、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　２２ページですが、学校給食費の学校給食費負担軽減事業補助金４３７万６，０００円。これの財源内訳が、全部国県支出金になっていますけども、今後の、これからのですね、例えば、これが今年度いっぱいは、ここのお金で融通されるとしても、例えば新年度、令和６年度はどういう対応でおられるのか。国県がなければ何もしないのか、あるいは自主財源を工面しながら対応していこうと思われるのか。例えば、自主財源ならば、議会議員の期末手当を削減する条例を議員発議じゃなくて、町長がつくって、そのことで自主財源を確保して、この給食費を賄うというふうなことができるのかどうか。

それから１８ページで、道路舗装費がですね、３９３万５，０００円、国県がマイナスになっていますけども、だから地方債でやるんだということですが、そこら辺の金の流れはわかるんですが、なぜ国県がマイナスになったのか、そこを教えてください。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　２２ページの学校給食費の関連ですが、今年度につきましては、先程申しましたように、物価高騰等もありまして負担の軽減を図るために町費を入れて補助をやっていくということです。次年度につきましては３月の議会でも答弁いたしましたけども、子ども・子育て支援の対策ということで、現在、国の方がですね、支援対策を詰めておりますけども、６月、今月には骨太の方針が示される状況となっておりますけども、それをですね、中身を見た中で、町独自の対策をどうしていくのかというものを、早めに検討してまいりたいと思っておりますので、その中に学校給食費の、皆さんからいろいろご質疑あっております無償化も含めてですね、検討してまいりたいと思いますので、その点についてはしばらくお待ちをいただければと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　１８ページの国県支出金３９３万５，０００円の減額で、なぜ減額になったのかのご質問でございますけれども、これにつきましては、国全体の当初予算がそもそも減っている状況でございまして、補正予算で国につきましては

対応をされている現在の状況の中で、今回、私どもも当初予算で要求した分につきましては、予定額は落とされることも見込みまして３割程度で計画をしておいたところなんですけども、実際の割当額は、全体の１５％しか来ませんでした。そのような中で、今後、私どもの出し方につきましても、補正予算を見込みながら、補正予算で強靭化対策等を進めながら出していきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　まず、道路舗装費ですが、町内の路面はもう私が言うまでもありませんけども、至るところに凹凸があります、あるいはクラックがあります、あるいは、路肩が流されてしまっている。その原因は、イノシシとか何とかですね、いっぱいありますけども、やっぱこの道路舗装というのは、町中の道路が舗装されると、町の雰囲気が変わります。やっぱそういう意味合いもありますので、できるだけ限られた予算の中でですね、厳しい対応とは思いますけども、長期的にかつ早急に、町内の道路が全て舗装がやり直しができるような形で取り組んでください。

それから、２２ページの給食費の問題は、町長から前向きなお話があったというふうに理解します。これも新年度予算が１０月から１１月ぐらいにかけて、順次、積み上げをされるというふうに思いますけども、やっぱ早い時期にですね、今おっしゃっていただいたように、次年度、国の、岸田さんも言われましたかね、学校給食費の無償化はやっぱ重点施策の１つだというふうな、まあ抽象的な言葉ですけどですね。そういうこともあろうと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　２点だけ質問いたします。

７ページのコロナの助成の問題ですけど、直接は関係ないと思いますけれども、コロナワクチン、注射をですね、何回かして、大変重症化した方がいらっしゃるという話を聞いておりますけれども、町内ではそういうふうな事例はなかったのかですね。あったら教えていただきたいと思います。

それと、１５ページの農林水産業費の生分解とかいろんな補助ですけども、先程、課長が補助率のアップをしたと言われましたけども、何％になったのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　新型コロナのワクチン接種に伴いまして、重症化された方はいらっしゃったかというお話ですけれども、これにつきましては、現在あったと

いう報告は受けてはおりません。ただ発熱とかですね、腕の痛みとかはあったということを聞いております。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　１５ページの農業関係のですね、補助金ですけども、この農業省力化生産資材導入補助金、生分解性マルチのですね、導入されるときの補助になるんですが、これが当初に組んでました予算の総額が８５９万２，０００円で、今回４５４万円を増額させていただきまして、１，３１３万２，０００円の補助の総額となりますが、この上がった理由といたしましては、当初予算を組んだときと今とでは、単価がおよそ２割ほどですね、上がっておりましたので、今の単価に変えたということと、お尋ねがありました補助率は、当初は４０％だったんですけども、これ５０％にしております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　コロナの注射においては、町内では重症な方はいらっしゃらなかったということで。そして、補助率を上げていただきまして本当農家は助かると思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　１２ページですね。昨日も説明をいただきましたけれども、急な説明とそれからあまり内容について高度すぎてわからなかったことがございますので、再度質問いたします。

企画費のですね、委託料、運動・スポーツ習慣化促進事業委託料ですけれども、これ担当課はどこになりますかね。企画がずっと運動・スポーツ習慣化として運営されるのかどうか。そしてこれが単年度かどうか。毎年いくらか、年度別にいくらか要るのかどうか。

それから、スポーツ習慣化ということでスポーツの名前がありました。昨日も聞いたわけですけれども、まだはっきり確定してないような感じでございます。予算をつくる上で、スポーツの確定はあり得ない。こういったことをするから、これだけ要るんだというような厳格な計画のもとに予算は立てるべきだと思いますので、何のスポーツをどのような形で計画なさっているのか、そしてこれは各担当課との協議の上の事業の推進か、協議でどういったことをやると、どういったことが、苓北町の町民は不足をしていると、こういったことの体力づくりをやりましょうと言うようなそこら辺の明確なことがなくて、ただ単に、金を使いなさいと言ってきたからそがんしたのでは、全く国費の

無駄遣い。町費の無駄遣いになりますので、そこら辺を教えてください。

それから、情報化推進費の中の地域イノベーション連携業務委託料、これもですね、どこの課が担当するのか。これも毎年いくらいるのかどうか、単年かどうか、委託料が。

それから、今、町で「通いの場」ということで事業が行われています。私も老人の一人ですので、地区あたりで行われているのは把握していますけども、これは何団体ぐらいで何名ぐらいが、今、「通いの場」で一生懸命、体力づくりに専念しておられるのかどうか。そこら辺をお尋ねします。この通いの場を担当しているところがいろいろあろうと思いますね。教育委員会とか、あるいはそこの社協、それから町の福祉保健課関係、これらとも、こういったことをやるから、こういったことを、例えば仮想空間でやりますよと。子どもがですね、よくテレビを観るわけですけれども、子どもが怪獣とケンカしたり、ロケットに乗っとって騒動しよる。その程度だと私は解釈します。そういったことをやるからということで、主管となる老人の健康づくり、あるいは体力づくりに直接関係ある課あたりと、どのような形で対応なさって、この事業に至ったか。その経緯を教えていただきたいなと。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○４番（松本良人君）　・・・すいません。

○議長（野﨑幸洋君）　もう１点質問ですか。

○４番（松本良人君）　ちょっと忘れておりましたので、すいません。２１ページですね・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　先程のは１２ページでよかったですね。

○４番（松本良人君）　はい、はい。２１ページですね、志岐集会所の修繕料が２０万円上がっております。これはこの前改修したばかりでございますので、この２０万円の修繕料はどこにあたるのか教えていただきたいなと思っております。

それから２３ページ、災害復旧費で測量設計委託料が３００万円組んでありますけれども、これは全部委託でするのか。せめて１件ぐらいはですね、１、２件ぐらいは、町が練習する、町の職員さんが練習するような感じでですね、町でやってみようと、我々が建設課におったときは全部町がやりよったわけですけれども、今は全部投げ出してですね。そこら辺のやっぱり今後の、この前ある人から、技術者の養成の云々の話も出とったようでございますけれども、こういったのをやっぱり、順次、努力を職員さんもしていただかないかんわけですが、そこら辺はこれ全部がこれだけか、あるいはいくらか残して、してみるという形でこれだけになったのか。そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　それでは、最初にですね、１２ページの運動・スポー

ツ習慣化促進事業についてお答えをさせていただきます。

まずこれの担当課ですけども、国の方にですね、企画提案を提出したのは企画政策課でございますけども、これから実働に移るにあたってですね、福祉保健課、健康増進室、教育委員会とも連携した中でですね、この計画は作り上げておりますので、今後も連携した中で、この事業に取り組んでいくっていうふうなことになります。

それから事業の継続については、本事業についてはですね、このスポーツの習慣化のきっかけづくりになりますけども、これを継続して続けていくっていうことについてですね、健康づくりにつながっていきますけども、この補助事業については同じ事業で、数年やることはできませんけども、そこは今回の事業を通じてですね、事業も健康づくりの中に活かせていければと考えております。

あと、スポーツの内容につきましては、今後、事業者からの企画提案の中でですね、いろいろなアイデアをいただきたいと思いますけども、オンラインを使ったスポーツっていうふうなことで、オンラインフィットネス、それから、その取り組みの仕方については、それぞれ自分が適したスポーツがあろうかと思います。それが散歩から始まる、ジョギングから始まるとかいろいろあろうかと思いますけども、そういうきっかけづくりの場を、まずは提供することから始めたいと考えております。

以上でございます。

○４番（松本良人君）　内容を教えてください。スポーツの種目あたりは。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　スポーツの内容についてはですね、こちらから提供として、ＳＮＳを使ったオンラインフィットネスとか、そういうやつもあろうかと思いますけれども、それはもう参加されるご本人さんがやりたいスポーツで構わないと思います。

そういう中で、スポーツを始めるきっかけづくりから習慣化につなげていくような事業でございますので、今、松本議員が言われたようなスイミングでも構わないし、ランニングとか、そういったものでも全然構いません。そういう中で健康づくりを習慣化していただくというようなことで進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　１２ページの中の情報化推進費のですね、地域イノベーション連携業務委託料についてのご質問ですけれども、まず担当課は、行革デジタル対策室が中心になって行いますが、実際に業務を進めていく場合にはですね、役場内の関係各課のほか、社会福祉協議会であったり、中学校を想定しておりますけれども、教育機関であったり、あとは町内のですね、高齢者関係の事業者、それから高齢

者グループ、そして町外のですね、昨日、全員協議会の中でも説明がありましたけれども、町外の企業等も一緒に入っていただいて進めていく考えでおります。

事業が単年度なのかどうかということですけれども、取りあえず今回の事業に関しましては、令和５年度の事業ということで考えておりますけれども、もともとのですね、この３つ目の経緯のご質問と重なる部分がございますけれども、今回、採択されておりますメタバース連動型エイジテックサービス創出事業を実施するということで、最終的に、何を目指すのかっていう点を先に説明をさせていただきますと、最終的に、苓北町の何を目指すかっていう点では、苓北町に今ございます光ファイバー網などのデジタルインフラを活用して、何らかの実証事業を行ってくる企業を誘致することだというふうに考えております。

ただ、いきなりですね、光ファイバー網が苓北町ありますので、どこか来て何かしませんかというふうに誘致をしようとしても、それではどこの企業も来てはくれませんので、具体的にその光ファイバー網を活用して、どんなことができるのか、そしてどういう企業だったらそういう活用ができるのかというのを、まず、私どもで研究を行う必要がございますので、その研究をするのに、昨日ですね、ご紹介いたしましたイノベーションマネージャーの方のお力を借りながら、各種事業所の意見も聞きながらですね、その研究と実証をしながら、令和６年度以降に向けての、どういう事業の進め方をしていくか、計画を立てていくというのが、令和５年度の事業の内容になります。

そういった経緯の中で、昨日、説明の中にもありましたけれども、光ファイバー網があるというのは都会の方も同じようにありますので、では都会と苓北町で何が違うかということで、高齢者が多いと。そこで光ファイバー網と高齢者向けということでエイジテックサービス、こういう事業を結びつけることでそういった事業所を誘致できないか、どうやったら誘致できるかを研究することが主な目的ということになりますので、今年度だけで事業自体を終了することはちょっと想定はできませんので、来年度以降も、今年度作った事業計画をもとに、実際に、事業者を募集して、こういうことはどうでしょうというふうな研究をまた続けていきたいと思っております。

その財源につきましては、ふるさと財団の方に確認をしましたところ、一応２年目の事業につきましても、助成はできるということです。ただし、来年度も同じように申請をしていただいて、審査を受ける必要がありますので、絶対に苓北町に来年も助成しますという確約はできませんというご回答でした。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　通いの場の団体数と会員数のご質問がございましたので、福祉保健課より回答させていただきます。

通いの場の団体数は３０団体でございます。会員数につきましては、約３５０人程度でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（吉本英明君）　２１ページの志岐集会所の修繕料２０万円の内訳の方をご説明させていただきます。

こちらにつきましては、天草消防署の方から立ち入り検査を受けておりまして、その中で誘導灯の球切れと自動火災報知機の動作不良の指摘を受けましたので、早急に改善をしなさいというような指示もいただいておりますので、そちらの修繕料が２０万円ということになっております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　２３ページ、委託料の災害に関連する測量設計委託料の件でございますけども、これにつきましては、先般の５月６日から７日の豪雨によりまして、約５件の災害が発生しております。

議員ご質問のですね、この５件につきまして１件程度は町の中で実施するものがあるかっていう部分のご質問なんですが、これにつきましては５件全て、査定に係る部分について委託を計上させていただいております。

しかしながら、そこの中につきましてですね、例えば、数量計算、査定後の実施設計書等はですね、職員で作っていくっていう中で、この災害につきましては、職員の技術力育成の登竜門だと考えておりますので、専門業者とあわせてですね、こういった業務に就きながら技術力の向上を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　スポーツ習慣化云々でございますけれども、これ担当課との入念な打ち合わせはこの予算化になる前にありましたか。それを聞きたい。独自で企画の方がそのまま持っていったっか、あるいはデジタル部関係の方が、こういったことがあるから、これをしようということでやったのか。

それから、次の情報化の関係ですけれども、これは昨日しきりに、ご老人さんたちを引き出すことに役立つというような全く逆の発想の考え方を持っておられた。

高齢者はですね、例えばテレビも一緒ですけれども、おもしろか番組になれば高齢者も外に出んごてなってしもてからですね、もう足腰も立たんごてなってしまう。

本来ならば、今ここで３０団体、３５０名の方ぐらいがやっておられますけれども、こういった形でですね、やっぱり誘い出すのが町職員の仕事だと思います。やっぱ３５０人ですね、引っ張り出して３０団体でやってる。相当すばらしいと思います。できれ

ばこれがですね、５０団体、６０団体ぐらいなってですね、参加者も１，０００人ぐらいになってくれろばですね、介護費とかなんかも要らん。

イノベーション云々はですね、仮想空間でですね、対話、話ができるとか何かの関係ならば、出んごてなってしまう。全く逆の発想でですね、高齢者を弱体化させるような考え方じゃなかろうかなと私は思います。引きこもり老人です。子どもたちも、これに準じてですね、もし、お孫さんがおったら、ひきこもりの子どもさんが出て、学校に行かんごてならせんかなと、そういう懸念もあらせんかと私は思います。この引きこもりが今一番、子どもたちも、あるいは老人さんたちもですね、我々も老人のうちですけれども、何だかしんどうなったから出るごんなか。ばってんか、何か事業があれば出ていくというような感じでございますので、そういった方を上手に使ってですね、高齢者社会を切り抜けていかんばならんとにですたい、こういった漫画的なやつをですね、つくってですね、なるだけとどめようというような発想は、元来、間違うとっとじゃなかかと思いますけれども、そこら辺の考え方をお尋ねします。

それから、私は、例のよかナビをする前にですね、なぜ光ファイバー網を利用した防災関係のやつ、それをテレビと合わせてしないかということをしきりに言いましたけれども、それを８５０台のタブレットを買うてやるからいいんだとか、１億４，５００万円ですかね、５～６００万円ぐらいの予算のときにも、いろいろ私は反対しましたけれども、なぜこのようなときにですね、例えば、天草市のようなことで、テレビとつないで、こういったやつを、できるというような感じでしたら、もっと良かったじゃなかろうかと思いますけれども、それはそれ、これはこれ、また銭の要っとですもんな。光回線が遊どるけんこれを利用すっとですもんなって。そういったですね、泥棒捕まえて縄綯うような政治でどがんすっとですか。デジタル対策室がちゃんと今できとっとでしょう。そこら辺をですね、長期に渡った、やはり考え方をせんと、やっぱり苓北町、こういった小さな町はつぶるっですよ。そこら辺どのようにお考えか、ちょっとお尋ねします。

それから、今、防火関係と言われましたけれども、これはもう早よつくってください。予算のつかんうちでもですね。やっぱ私はそう思います。ですね。

それから測量関係、これいつの時代からかですね、全部ですね、委託になってしもてですね、しきらんごてなったっですよ。いつの時代かに。誰かの云々のですね。それが復活する、やめるのは簡単ですけれども、また新しくですね、技術員をぼちぼち造成するっちゅうのは、なかなか大変だと思いますけれども、お隣のですね、農林水産課長あたりとの話し合いの上にですね、やっぱり単独あたり、あるいはこの災害あたりから、技術員の養成の意味でですね、頑張ってくれるように、これはもう町長さんあたりもぜひですね、そこら辺を考えていただいて。委託費があまりにも大きいので、そこら辺を

ですね、ぜひやっていただきたい。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁ありますか。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　まず、運動・スポーツ習慣化促進事業の件ですけども、担当者間の打ち合わせを行ったのかということでございます。

当然、打ち合わせを行った上で計画も作っておりますし、事前にですね、どういったものかというＡＩによる運動の評価、能力調査、これも役場職員の中でですね、何名か、実際にですね、試しております。

それから地域イノベーションの関係で、逆に高齢者の方の引きこもりを助長するのではないかというお話でありましたけれども、これは、私は全く逆に考えております。

なかなか家から出られない方がおられるので、お独りで、しゃべることもなく、黙っておられる。そういった方々とコミュニケーションをとることによって、地域との関わりを増やしていく。そして先程、松本議員が言われた憩いの場、集いの場あたりに出てきてもらう。そういう体制づくりが必要であろうかと思います。

昨日もお話ししましたように、２０４０年問題を前にして高齢者の方がどんどん増えてまいります。やはりですね、健康で長生きしていただく高齢者になっていただくためには、こういった新たなですね、試みも必要だと思っておりますので、そういった中で４４％を超えた高齢化率の苓北町でありますけども、健康なお年寄りが、今後増えるような形でこういった事業をですね、進めていければと思っております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　よかナビとの関連のことについてでございますけれども、よかナビつきましては、昨年度、導入時点でも何度か説明をさせていただいておりますけれども、あれはですね、今までの告知端末の寿命が来て、新しく更新をしないといけないと。そのときに従来の課題がいくつかございましたので、それを解決する手段としまして、基本的には、町民一人ひとりの方のスマートフォンに、一人ひとりに確実に情報が届くような方法で、情報を配信すること、これを第一の目的として行っておるところです。

その中でですね、松本議員からテレビを使ってはどうかというふうな、貴重なご意見もいただいておりますので、それにつきましては、今後ですね、防災無線とかいろいろ課題が残っておりますので、そこも含めてですね、検討はさせていただきますけれども、今回のこの事業につきましては、光ファイバーの活用ということで、松本議員がおっしゃったですね、テレビも含めて、昨日の全員協議会での資料にもちらっと載ってはおりましたけれども、そこも含めたところで検討させていただきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　最初、よかナビから申し上げますけれども、よかナビのときは相当言うとってですね、これしかなかというような感じじゃった。光が引いてあるから何で天草市、上天草市と同じような形でできんかということを相当申し上げましたけれども、いやそれで足ると。あれにつなげば、全くこれはもう簡単なんです。でしょう。簡単なはずですよ。インターネット繋がっとっとですから、光ファイバーでつながるわけですから。

あえてですね、そういったですね、事業を２つも、３つも持ってきてですね、重ね合わせせんでも、今年に間に合わんでよかったですから、こういった防災関係のよかナビはですね、今年でも、まだ来年でも良かわけですから。何でこういったことを、検討をなさらんじゃったかということを言いたかったです。もったいない。維持費から経費から。

それから、町長おっしゃいました。今後は老人対策をすると。私は老人会でかなり長く、今現在も老人会の会員です。それから年も７７歳です。今日も最高高齢者として司会をしてきましたけれど、最高高齢者とか老人会の会長も務めさせていただきました。その本人が言うわけですよ。町長さんはまだ若い。私よりも２回りぐらい若い。それが私たちが老人会に入ってくださいということとか、いつも副町長さん、ここにシルバーの関係の輪っかを付けておりますけれども、そういった形で、常に在宅におられるご老人さんたちとはコンタクトをとっております。そういった形をもしやるとすればですね、健康老人をつくる。引っ張り出して、陽に当てて日光浴して、ビタミンＤで骨粗しょう症になるだけなさんごてすっとなら、シルバーヘルパーなんかの会員をいっぱい広げるとか、そういった方が先じゃなかろうかなと。かなりこういったやつをやれば、もう引きこもって出てこんですよ。そしてですね。前例がですよ、ゲートボール来よらったとが、急に来らっさんごとなれば死んどらっとですよ。ぽっくりですよ。良い死に方と思いますよ。そういったことを私は何名か見とりますので、それでいいわけですよ。ほんで、今の町長さんのおっしゃったのは、私が経験がありますので、それをもうちょっと考えていただきたい。そして真の高齢者対策をつくっていただきたい。ですね。そういうことであれば、特に今のヘルパーさんとか、あるいはシルバー関係のヘルパーさんとか、話し合いを密にしていただいて、どういった町の状況かというのもやっぱり考えていただきたい。そしてこういった事業に取り組んでいただきたい。そう思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁よろしいですね。

○４番（松本良人君）　よかです。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論ありですか。

［「はい」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　それでは、討論がありますので、討論あっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　情報化推進費の中の委託料６００万円についてでございますけれども、これについては反対の意見です。

この事業目的としてですね、昨日、お伺いいたしましたけれども、高齢者の外出機会の減少に伴う孤独感による健康、心身も含めてですけれども、不安という課題に対し、メタバースを解決手段とする小規模実証と事業計画の策定を行うということでございました。このメタバースと言うのは、仮想空間じゃなかろうかと思うとですね、よく子どもたちが遊んでる。

この事業は、仮想空間において、高齢者をサポートするということだと思われますが、高齢者を仮想空間上で交流の場をつくって、外出の機会の減少や交流をサポートし、心身の維持に努めようということであろうと思われますが、これまで実施してきた通いの場、サロン等でございますけれども、それから健康指導等、数々の元気老人をつくるための高齢者福祉に歯止めがかかるんじゃなかろうかと思います。身体の弱者を生み出す、最も悪い事業内容であります。私の経験から。

高齢者は、このシステムを操作すること自体、困難と思われますが、このメタバース事業により、利用者が増加した場合、引きこもりの高齢者を生み出し、ますます外出しなくなり、多数の寝たきり老人、介護老人を増加させることが予想されます。

高齢者社会に対応するために、包括支援センターを中心に数々の元気老人対策が実施され、老人会を始めとした各種団体においても、元気で長生きを目的に、これまでに培ってきた親睦、友愛、思いやり等の心情はなくなってしまうのではないかと思っております。

特に、足腰の弱体化、筋肉の減少、骨密度の低下による骨折、これは外出機会の減少

に伴うリスクが非常に多くなるように思われます。

また、企画費の委託料、運動・スポーツ習慣化促進事業費１，１８２万５，０００円についても、委託者にお任せというところで計画性がない。本来ならば、このことは、やはり企画がこういったものが要るんだというところで、こういった予算を積み上げていただくということがいいんじゃなかろうかと思います。これがまちづくりじゃなかろうかと思います。そういったことでございます。

本来ならばですね、修正案を提出して、審議をお願いするところでありましたけれども、昨日、全員協議会において説明を受けたので、作業の時間がありませんでした。本補正予算内には重要な審議案件もあります。修正の上、再度、補正予算として上程していただくようにお願いして、私はこの予算案に反対をいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　３番議員、廣田です。

私は、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

坂瀬川漁港小路地区向路防波堤の測量設計委託料４００万円を始めとして、今必要な補正予算だと思います。あわせて、メタバースとデジタル技術を用いた地方活性化に期待しています。

よって、賛成をいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

倉田明君。

○７番（倉田　明君）　７番、倉田です。原案に賛成です。

令和５年度苓北町一般会計予算（第３号）、この補正予算関係につきましては、いろんな取り組み案件が出されております。先程来、問題になっている、話題になっている、いわゆるスポーツ関係の事業を取り入れた健康増進の予算、また、昨日、業者の方もおいでいただき、いわゆる地域イノベーション連携業務委託料、メタバース創出事業については、ご承知のとおり、昨日、高齢者課題等にメタバースを用いた技術と検証と事業企画策定に関した内容の説明と、実際にテレビ等による実演体験を見させていただきました。時間的制約もあり、十分なる理解まで届かなかった面もありましたが、今後、各種団体との連携を図り、特に、子どもたちと機器を通して出会い、あわせて、機器を乗り越えて、自然の中で触れ合い、交流の場を設け、企画にあるように、世界初の富岡城での第１回メタバースアイデアアワード開催は、苓北町の知名度を上げるだけではなく、その取り組みに十分なる価値は得られるものがあると思われます。

そしてまた、高齢者に限らず、これからは特に子どもたちは、これらの機器を使った

学習あるいは日常生活においても、直面する機会が多くなるものと思われます。この事業の委託料６００万円のうち、約７割弱の４００万円は、地域イノベーション連携モデル事業助成金もあり、ぜひチャレンジしていただきたい。

また、先程ちょっと申しましたが、いわゆるスポーツ型の体験を通した事業、１，１００万余りのほとんどもう９割８分補助事業となっております。

従いまして、こういった事業を取り入れながら、地域活性化へ向けた取り組みをぜひ進めていただきたいと思っております。

よって、原案に賛成いたします。

以上。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　私は今回の補正予算に賛成の立場で討論に参加するわけでございます。

今回の補正予算の中に、地域イノベーション連携モデル事業、そして、運動・スポーツ習慣化促進という新しい事業が取り組まれているのは、ご存じとおりでございます。そしてまた、本２つの事業については、ＡＩという新しい手法、今時代が求めている手法による推進のあり方を採用されているようでございます。私自身、あまり理解はできませんけれども、こういう新しい事業に、新しい手法で立ち向かうこの推進、確かに特に運動・スポーツ習慣化については、ターゲットが４０歳から６５歳、それも普段スポーツに馴染みが薄い方、そして２００名という、ある意味大きな数字だと思います。

目的達成のためにはですね、役所が一丸となって取り組まなければ、なかなか困難だろうと思います。たとえ高額補助と言えども、２つ合計すると、１，７００万円程度の多額な経費が、税金が投入されます。

そこで、私はある意味、２つの事業を見守る、甘い考えかもしれませんけれども、そういった立場で、今回のこの事業については賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　これで討論を終わります。

議案第４７号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

異議ありですか。大きな声で言ってください。

異議ありですか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第４７号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　同意第６号　苓北町固定資産評価員の選任について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１３　同意第６号　苓北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在席しておりますので、地方自治法第１１７条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本案が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

龍岡学君退場してください。

（退場）

○議長（野﨑幸洋君）　提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　同意第６号、苓北町固定資産評価委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

龍岡学。

提案理由でございますが、苓北町固定資産評価員から辞職の届出があったので、後任の評価員を選任する必要があるためでございます。

なお、龍岡学氏の略歴につきましては次ページに掲載をしておりますので、ご参考の上、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

本案について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

これから、同意第６号、苓北町固定資産評価委員の選任についてを採決します。

会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　只今の出席議員数は９人です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１番、田嶋健司君、２番、山口利生君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙それぞれの枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田嶋健司君、山口利生君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　同意第６号の龍岡学君の投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成９票、反対０票。以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第６号、苓北町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、

同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　ここで、龍岡学君の入場を求めます。

（入場）

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　陳情第２号　国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１４、陳情第２号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第２号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第９５条の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

この陳情第２号については、苓北町議会が、政府及び国会に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求めるものですが、議会運営委員会にお諮りし、議長として、陳情の願意は十分に理解できますが、苓北町議会では、令和５年第２回定例会で原案可決した「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を、令和５年３月１６日付けで、国の関係機関の長あて提出している経緯がありますので、この陳情の趣旨を取り上げる趣旨採択とし、意見書の送付はしない扱いにしたいと考えます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

これから陳情第２号を採決します。

陳情第２号について、趣旨採択とすることについてご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第２号は趣旨採択とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　陳情等文書表について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１５、陳情等文書表についてを議題とします。

陳情第１号、全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第９５条の規定並びに議会運営に関する申合せにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　閉会中の継続審査調査の件

○議長（野﨑幸洋君）日程第１６、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議員派遣の件

○議長（野﨑幸洋君）日程第１７、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第４回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後０時２０分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員